

官報

号外 昭和五十二年五月十一日

○第八十回 衆議院會議録 第二十五号

昭和五十二年五月十一日(水曜日)

議事日程 第二十号

昭和五十二年五月十一日
午前零時四十分開議

- 第一 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案(木原実君外五名提出)
(前会の続)
- 第二 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

日程第一 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案(木原実君外五名提出)
(前会の続)

討論終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案(山原健二郎君外八名提出)

質疑終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

討論終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君不信任決議案(沢田広君外八名提出)

質疑終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

討論終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

日程第二 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出)

午前零時四十分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

発言時間に関する動議

○議長(保利茂君) 安倍晋太郎君外二十四名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。
本動議は記名投票をもって採決いたします。
本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔各氏名を点呼〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――開鎖。

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百八十
可とする者(白票) 二百十五
〔拍手〕
否とする者(青票) 百六十五
〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

- | | |
|--------|---------|
| 安倍晋太郎君 | 足立 篤郎君 |
| 阿部 文男君 | 相沢 英之君 |
| 逢沢 英雄君 | 愛知 和男君 |
| 愛野興一郎君 | 青木 正久君 |
| 天野 光晴君 | 荒船清十郎君 |
| 有馬 元治君 | 井出一太郎君 |
| 井上 裕君 | 伊藤宗一郎君 |
| 池田 行彦君 | 石井 一君 |
| 石川 要三君 | 石橋 一弥君 |
| 石原慎太郎君 | 稲垣 実男君 |
| 稲葉 修君 | 稲村近四郎君 |
| 稲村 利幸君 | 今井 勇君 |
| 宇野 宗佑君 | 宇野 亨君 |
| 上村千一郎君 | 内田 常雄君 |
| 内海 英男君 | 江崎 真澄君 |
| 江藤 隆美君 | 小比木三郎君 |
| 小沢 一郎君 | 小沢 辰男君 |
| 小沢 惠三君 | 越智 伊平君 |
| 越智 通雄君 | 大石 千八君 |
| 大塚 雄司君 | 大坪健一郎君 |
| 大西 正男君 | 大野 明君 |
| 大平 正芳君 | 大村 襄治君 |
| 奥田 敬和君 | 奥野 誠亮君 |
| 加藤 紘一君 | 加藤 六月君 |
| 加藤 道彦君 | 海部 俊樹君 |
| 粕谷 茂君 | 片岡 清一君 |
| 金子 一平君 | 金子 岩三君 |
| 金丸 信君 | 亀岡 高夫君 |
| 鴨田 宗一君 | 唐沢俊二郎君 |
| 川田 正則君 | 五 力君 |
| 木野 晴夫君 | 木村武千代君 |
| 北川 石松君 | 久野 忠治君 |
| 久保田四次君 | 熊谷 義雄君 |
| 倉石 忠雄君 | 蔵内 修治君 |
| 栗原 祐幸君 | 小坂徳三郎君 |
| 小島 静馬君 | 小宮山重四郎君 |

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 發言時間に關する動議

後藤田正晴君	河本 敏夫君	羽田野忠文君	羽生田 進君	伊賀 定盛君	伊藤 茂君	美濃 政市君	水田 稔君
高村 坂彦君	國場 幸昌君	葉梨 信行君	萩原 幸雄君	池端 清一君	石野 久男君	武藤 山治君	村山 喜一君
近藤 鉄雄君	左藤 恵君	橋口 隆君	橋本龍太郎君	稲葉 誠一君	岩垂壽喜男君	村山 富市君	森井 忠良君
佐藤 隆君	佐藤 文生君	長谷川四郎君	長谷川 峻君	上田 卓三君	上原 康助君	矢山 有作君	山口 鶴男君
佐藤 守良君	佐野 嘉吉君	服部 安司君	浜田 幸一君	枝村 要作君	小川 國彦君	小川 仁一君	山田 芳治君
齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君	早川 崇君	林 大幹君	小川 省吾君	大原 滋夫君	大島 弘君	山本 政弘君
坂田 道太君	櫻内 義雄君	原田昇左右君	原田 憲君	大原 亨君	太田 一夫君	湯山 勇君	横山 利秋君
笹山茂太郎君	志賀 節君	福島 讓二君	廣瀬 正雄君	岡田 哲児君	岡田 利春君	吉原 米治君	米田 東吾君
始岡 伊平君	塩川正十郎君	福永 健司君	藤井 勝志君	加藤 清二君	角屋堅次郎君	渡部 行雄君	渡辺 三郎君
篠田 弘作君	渡谷 直藏君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	金子 みつ君	川口 大助君	有島 重武君	新井 彬之君
島村 宜伸君	正示啓次郎君	藤本 孝雄君	船田 中君	川崎 寛治君	川口 健二郎君	池田 克也君	飯田 忠雄君
白濱 仁吉君	菅波 茂君	古屋 亨君	細田 吉藏君	木島喜兵衛君	河上 民雄君	市川 雄一君	石田幸四郎君
砂田 重民君	住 榮作君	堀内 光雄君	堀之内久男君	木原 実君	久保 三郎君	大久保直彦君	大野 深君
瀬戸山三男君	関谷 勝嗣君	堀内 武君	前尾繁三郎君	久保 等君	栗林 三郎君	岡本 敏雄君	近江已記夫君
園田 直君	田澤 吉郎君	松永 光君	松澤 雄藏君	兒玉 末男君	後藤 茂君	岡本 富夫君	沖本 泰幸君
田中伊三次君	田中 龍夫君	松野 光君	松野 幸泰君	佐藤 憲治君	佐藤 敬治君	長田 武士君	北側 義一君
田中正巳君	田中 六助君	三塚 博君	三原 朝雄君	佐藤 憲治君	佐野 進君	貝沼 次郎君	草川 昭三君
竹内 黎一君	竹下 修君	谷 洋一君	宮澤 喜一君	齊藤 正男君	島田 弘君	古寺 安君	坂井 弘一君
竹中 修一君	玉生 孝久君	宮崎 茂一君	宮崎 喜一君	渡沢 利久君	島田 琢郎君	島田 弘一君	坂井 弘一君
谷川 寛三君	地崎宇三郎君	武藤 嘉文君	向山 一人君	清水 虎三君	鳴崎 謙君	鈴切 康雄君	坂口 力君
中馬 辰猪君	津島 雄二君	村上 茂利君	村田敬次郎君	新盛 辰雄君	新村 勝雄君	田中 昭二君	瀬野次郎君
塚田 徹君	塚原 俊平君	村山 達雄君	毛利 松平君	田口 一男君	鈴木 健君	武田 一夫君	谷口 是巨君
辻 英雄君	坪川 信三君	森 清君	森 美秀君	多賀谷眞稔君	高沢 寅男君	玉城 榮一君	鳥居 一雄君
戸井田三郎君	戸沢 政方君	森 喜朗君	森 元晴君	竹内 猛君	武部 文君	中川 嘉美君	西中 清君
渡海元三郎君	登坂重次郎君	森田 欽二君	森田 欽司君	橋本兼次郎君	千葉千代世君	林 孝矩君	春日 重昭君
中尾 榮一君	中川 一郎君	保岡 興治君	山崎 拓君	土井たか子君	榎野 崇二君	伏木 和雄君	広沢 直樹君
中島源太郎君	中島 衡君	山崎平八郎君	山下 元利君	中西 續介君	中村 茂君	二見 伸明君	伏屋 修治君
中野 四郎君	中村 弘海君	山下 徳夫君	山田 久就君	成田 重光君	中村 重光君	松本 忠助君	古川 雅司君
中山 利生君	中村 靖君	湯川 宏君	綿貫 民輔君	成田 知巳君	西宮 弘君	宮地 正介君	宮井 泰良君
灘尾 弘吉君	二階堂 進君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君	野口 幸一君	野坂 浩賢君	宮地 義彦君	矢野 絢也君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君	渡辺 紘三君	渡辺 秀央君	芳賀 貢君	馬場猪太郎君	吉浦 忠治君	山田 太郎君
西田 司君	西村 英一君	渡辺 美智雄君	安島 友義君	馬場 昇君	長谷川正三君	渡部 一郎君	安藤 巖君
西銘 順治君	根本龍太郎君	安島 友義君	安宅 常彦君	原 昇君	日野 市朗君	荒木 宏君	浦井 洋君
野田 毅君	野中 英二君	阿部末喜男君	井上 泉君	平林 剛君	廣瀬 秀吉君	工藤 晃君	柴田 睦夫君
野呂 恭一君	羽田 孜君	井上 一成君	井上 普方君	古川 喜一君	細谷 治嘉君	瀬崎 博義君	田中美智子君

否とする議員の氏名

津川 武一君 寺前 巖君
東中 光雄君 藤原ひろ子君
正森 成二君 松本 善明君
安田 純治君

日程第一 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案(本原実君外五名提出) (前会続)

○議長(保利茂君) 日程第一、内閣委員長正示啓次郎君解任決議案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

討論の通告があります。順次これを許します。竹中修一君。

〔竹中修一君登壇〕

○竹中修一君 私は、ただいま議題となりました内閣委員長正示啓次郎君解任決議案に対し、自由民主党を代表して、反対の討論を行うものであります。(拍手)

本決議案提出の理由は、今国会に内閣から提出された沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案並びに日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同の三党提出に係る沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案を審議する内閣委員会において、正示委員長委員会の開会及びその運営が適当でなかったということにあるのであります。

しかし、残念ながら、私は提案者とは全く見解を異にするのであります。正示委員長に対し、その適正なる委員会運営にむしる賛辞を呈し、その議事進行及び採決は全く正当かつ合法的に行われたことを確認するものであります。(拍手)

およそ国会は、国民を代表して国民の信託にこたえ、国家国民にかかわる重大なる課題について審議を尽くすべきものであります。しかも、本案件は、内閣提出案、三党提出案とも、それぞれ立場の相違はあるものの、多年の懸案である沖繩県における地籍を明確化するためのものであります。

す。しかるに、一部野党は審議を拒否し、みずから審議を放棄するかのとき態度を見せたのであります。かかることは、国会審議を冒瀆するのみならず、厳粛にして崇高であるべき国会の権威をみずから失墜させるものであり、まことに憂慮にたえないところであります。

沖繩県における地籍問題は、政府案、三党案ともに四月十九日内閣委員会においてそれぞれ提案理由の説明を受け、続いて、両案の委員会の審査に資するために、翌二十日より三日間、正示委員長みずからが沖繩派遣の調査団長として、野党各党がこれに参加、基地内外を問わず詳細に現地調査を行い、また、沖繩県知事、県議会議長、関係市町村の代表を初め、各団体の意見を聴取し、十分に現地の状況を把握したところであります。

その後、現地調査の結果を踏まえ、正示委員長を中心に、本問題に関し、理事会あるいは理事懇談会、非公式会談等を精力的に行い、大方の合意を得た上で、政府案に対する自由民主党、民社党、新自由クラブ三党の修正案を作成したものであります。

したがって、私は、以上の経緯にかんがみ、委員会における正式審議は時間的には短かったとはいえず、実質的な審議は必要かつ十分に行われたと断言できるものであります。(拍手)

かかる事態にもかかわらず、忍耐強く審議を尽くされようとした正示委員長の態度こそ、高く評価されてしかるべきものであると思います。(拍手)

すなわち、正示委員長は、日本社会党、日本共産党・革新共同の二党の審議拒否というかたくなな態度にもめげず、誠意をもって再三再四審議への参加を要請され、さらに公明党・国民会議、民社党、新自由クラブ各党からも二党に対し強力に審議参加を申し入れたにもかかわらず、残念ながらその出席を得ることができず、各党理事に了解を求めた上で、職権により委員会を開会されたのであります。

委員会の審議は、自由民主党、民社党、新自由クラブ、公明党・国民会議の各党代表によって正當に行われた後、適法に採決がなされたのであります。

さらに、沖繩復帰後五カ年間の基地の暫定使用を規定した沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律の有効期限が五月十四日をもって失効するといふぎりぎりの日程の差し迫った場面でありました。

沖繩の基地存続問題に関しては、それぞれ多くの意見のあることは私も率直にこれを認めます。しかしながら、この法律の失効とともに、基地使用に関する法が存在しなくなり、しかも、予期せざる人命にもかかわる不祥事件等の発生することも予想されるところであります。このような事件の勃発するや、日米安保条約に支障を来し、また、わが国防衛の上にも重大な破綻を来します。

お互いに主義主張は異なれども、刻下現実問題を抱う政治家として、沖繩県民の破局を救う道のため、職務に懸命の努力を捧げた正示委員長を何人もとがめることはできません。(拍手)委員長の解任決議案を出された諸君も、恐らくはその心情において御理解がいただけるものと思います。

御承知のように、この修正案は、沖繩県の区域内において位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関係所有者等の社会的、経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、その位置境界の明確化のための措置等の緊急かつ計画的な実施を図り、もって沖繩県民の生活の安定と向上に資することを目的とし、しかもこの決着を五カ年間に達し、あわせて基地使用を五カ年間に延長することとしたものであります。

当初提出の内閣案、野党案について十分審議の後、三党共同の修正案を作成したという事情もあり、また、差し迫った緊急事態に直面し、今回、正示委員長がとられた措置は当然のことであり、議会運営の原則を無視した事態に対処して、みずからが妥当と認める措置を毅然たる態度でとつたことはまことに当然と云うべきであります。

たことはまことに当然と云うべきであります。(拍手)

私は、本問題が委員会に付託されて以来の各党の御努力を多とするとともに、審議に参加された公明党・国民会議、民社党、新自由クラブに敬意を表するとともに、最後に採決に参加された民社党、新自由クラブの諸君は、よき選民として国民の負託にこたえたものと、その識見を重ねて高く評価するものであります。(拍手)

それに反して、先ほどの提案者と質問者との質疑応答は、議事引き延ばし以外の何物でもない、まことに遺憾であるとの警告を申し上げます。

私は、ここに内閣委員長正示啓次郎君を強く信任するとともに、解任決議案に絶対反対し、あわせて一部野党諸君の猛進を促し、反対の討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(保利茂君) 榎野泰二君。

〔榎野泰二君登壇〕

○榎野泰二君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております内閣委員長正示啓次郎君に対する解任決議案について、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

昨晚、いや一昨晚、職権による一方的な内閣委員会の開会を強行し、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律、いわゆる公用地法の五カ年延長を本質的なねらいとする沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法案の強行採決を図った正示内閣委員長の態度は、まさに暴挙というはかなく、断じて許すことのできないものであります。(拍手)

もともと政府・自民党は、政府提出の原案である沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案、いわゆる基地確保新法案そのものの成立を企図してきたのでありますが、わが党初め沖繩県民挙げての反対闘争に押され、ついにこの法案の成立を断念したのであります。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案

久使用という当初の不当な意図はあくまで捨てず、今度は一転して公用地法の期限延長という、まことに安易な、しかし絶対にとるべからざる手段に訴え、あえてその強行突破を図ったのが一昨晩の修正案強行採決であります。

そして、正示内閣委員長はかかる暴挙を押しとどめるどころか、政府・与党の先兵としての役割りを果たしたのであります。

言うまでもなく、公用地暫定使用法は、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において、契約を拒否する反戦地主の土地を強制的に使用し得るとしております。そして、この法律の施行の日から起算して五年目とは、来る五月十四日であります。

この五年間、五百名を超える軍用地地主が防衛施設庁及びその出先機関である那覇防衛施設局の悪らつな契約強要と切り崩し策動に抗して、契約拒否、土地提供拒否の闘いを続けてきたのであります。

私は、この機会にぜひとも沖縄県における軍事基地の実態に触れておかなければなりません。

よく指摘されることではありますが、沖縄の中に基地があるのではなく、基地の中に沖縄があるのであります。日本列島を北から南にかけて濃密に配置されている米軍基地の総面積は、四百九十九・五八平方キロメートルに達しております。ところが、国土総面積の一・七％を占めるにすぎない沖縄県一県に、何とこの広大な米軍基地の五三・〇九％に当たる二百六十五・二五平方キロメートルが集中して存在しているのであります。つまり、沖縄県一県が日本全国の米軍基地の実に半分以上を背負い込まれているのであり、これが沖縄県の置かれた過酷な現実であります。

この結果は、沖縄全土の一・八八％が軍事基地ということになり、しかも人口の集中した沖縄本島で一八・四三％、さらに沖縄本島の中でも、伊江村で三一・九九％、金武村で六六・四〇％、恩納村二九・五四％、読谷村五三・五〇％、沖縄

市四二・三二％、そして嘉手納村では実に八七・一三％が軍事基地というありさまであります。この現実を果たして本土のどれだけの人が深刻に考えているでございましょうか。

私は、単に沖縄県のかげがえのない土地が基地として奪われている事実だけを指摘しているのではありません。

いわゆるニコソン・ドクトリンと一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明のもと、基地つき、核つき、自由使用での沖縄返還が強行されて以来、この五年の間に、沖縄の米軍・自衛隊基地は日米安保体制の最重要軍事拠点として再編強化の一途をたどってきたのであります。

さらに、最近に至っては、アメリカのアジア軍事戦略による日米韓軍事一体化の前進攻撃拠点として、沖縄基地の役割りは一段と強化されているのであります。

昨年八月に起きた板門店事件や、ことし一月に行われたコプ・ダイヤモンド作戦などの実態に照らして言えば、沖縄基地には、米軍の空、海、陸海兵三軍の航空戦力が集中され、また第三海兵水陸両用部隊に見られるがごとく緊急出撃用の現代戦即応戦闘能力の著しい基地集中化が行われているのであります。

私はここで、いま沖縄の基地は朝鮮半島への前進攻撃拠点として、日米韓軍事一体化戦略の核心となつていふ事実を指摘したのであります。

このような危険きわまりない戦争挑発政策に反対し、平和な沖縄を取り戻す闘いを進めているのが沖縄県民であり、そしてこの闘いの先頭に立っているのが、毅然たる態度で基地への土地提供を拒否し続ける軍用地地主五百名によって組織された反戦地主会であります。

わが党は、この反戦地主会の闘いを断固支持するものであります。こうした沖縄県民の基地撤去の悲願を踏みにじり、基地確保のためにいかに卑劣な手段を弄しても恬として恥じないという政府・自民党の姿勢こそ、ひとり沖縄県民だけで

なく、全国民から厳しく糾弾されなければなりません。

なお、強調しておきたいことは、わが党は委員会における審議を拒否したのではなく、強く実質審議を要求したのであり、審議を拒否したのは正示委員長だということであり、これだけ問題の多い法案について、正示委員長が示した質問時間、自民三十分、社会一時間四十分、公明四十分、民社三十分、共産、新自由クラブ各十五分、これをもって一切の質疑を打ち切り、採決を行うというのであります。わが党七名の委員に割り当てられた質問時間は一人約十四分にすぎないのであります。これでは、まさに実質審議の拒否ではございませんか。(拍手)

以上、いかなる観点に立つても、正示委員長の暴挙は許しがたいものであります。かかる暴挙に対する沖縄県民の深い憤りを代弁し、かつ、全党一丸となつて沖縄基地の永久強制使用に反対して闘っている日本社会党を代表し、内閣委員長正示啓次郎君に対する解任決議案の賛成討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(保利茂君) 柴田睦夫君。

〔柴田睦夫君登壇〕

○柴田睦夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、内閣委員長正示啓次郎君に対する解任決議案に対し、賛成を討論を行います。(拍手)

正示啓次郎君は、一昨日九日、わが党や日本社会党などの慎重審議を求める具体的提案を無視して、審議日程について合意を得ないまま、九日じゅうの採決を宣言して、内閣委員会を職権開会し、軍用地を継続して確保するための沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案の審議を強行しました。そして、土地強奪法ともいふべき現行沖縄における公用地等の暫定使用法の効力期間を五カ年延長することを含む修正案を、自民、民社、新自由クラブ三党だけで採決したのであります。

ことが委員長の職務であります。正示啓次郎君は、この職責をみずから放棄して、議会制民主主義を踏みにじつたものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

わが党は、戦後二十七年にわたる米軍全面占領のもとで基本的人権を剝奪され、復讐後も引き続き広大な米軍・自衛隊基地によって言語に絶する犠牲を強いられてきた沖縄県民の声を代弁し、正示君の暴挙を厳しく糾弾するものであります。(拍手)

自民、民社、新自由クラブ三党が共同して提案した修正案は、境界不明地域における地籍確定を求める沖縄県民の要求にこたえたかのごとく言っていますが、沖縄県当局が長年にわたる経験を土台にしておいた法律要綱を具体化して、わが党、社会、公明三党が共同して提出した地籍明確化法案にははるかに内容が劣ります。

しかも、このように困難な地籍確定を具体化する当てもないまま、現行暫定使用法を五カ年延長することを盛り込んだもので、基地の維持確保を至上命令として、地籍確定を名目とする全くの欺瞞であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

この公用地暫定使用法は、憲法の保障する国民の財産権を侵害してきた悪法であり、このため、政府・自民党も五カ年の期限立法にせざるを得なかったものであります。

この点について、当時の西村防衛庁長官が「一定期間の暫定経過措置であるから、将来改正して延長しようなどとは全然考えておりません」と答弁していることを思い出さなければなりません。法律の性格上も延長することは許されないのであります。また、みずからの言明を破って、事もあるうに五カ年の延長を強行することは、沖縄県民に対する二重、三重の欺瞞を行うことであり、断じて許すことのできない暴挙であり、憲法違反の責任が改めて追及されなければなりません。

わが党は、本法案が提出されて以来、この法案の重要性にかんがみ、一貫して形ばかりの審議に反対する立場から、徹底審議を要求し、連合審査、参考人からの意見聴取、総理大臣に対する質疑など具体的提案を行って来ました。

連合審査について言うならば、地籍確定が他省庁の所管にまたがる一大事業であり、当然関係委員会を含めての審議がなされるべきでありました。正示君は、これに対して聞く耳を持たないという態度で採決を急いだのであります。特に沖繩問題を審議する沖繩及び北方領土に関する特別委員会との連合審査さえも行わないということでは、どのような弁解も通用するものではありません。

また、公用地暫定使用法に対しては、現に違憲訴訟が起こされており、憲法学者、法曹界などで重要な論議を呼んでいるものであります。そうした問題についての審議を無視した正示君の行為は、憲法違反の法律を成立させる先導をしたという批判を免れないのであります。

さらに、国防の最高責任者たる総理大臣に対する質疑は、本件審議にはどうしても必要であります。五年前の公用地暫定使用法の制定の際の委員会審議に、当時の佐藤首相が関係委員会に何度も出席して、暫定使用に対する弁明をしている経過から考えても、その法律を延長するに当たって、総理大臣が出席するのは当然ではありませんか。

正示君は、この当然の提案を無視し、強行採決のための委員会を強行したことは、前例を見ない暴挙であり、この暴挙を行った委員長としての責任は断固として糾弾されなければなりません。

(拍手)
わが党は、沖繩土地強奪法である公用地暫定使用法の延長に断固反対し、不法不当な強行採決を断じて認めず、直ちに委員会に差し戻し、徹底審議を要求するものであります。

同時に、沖繩県民の要望である共産、社会、公明三党共同提案の地籍明確化法案の実現を目指し

審議することを改めて決意するものであります。そして、国民と沖繩県民の要望には背を向け、憲法に保障された基本的人権への挑戦をものはからない行為を行った正示啓次郎君の解任を強く支持するものであることを申し上げて、賛成討論を終ります。(拍手)

討論終局の動議

○議長(保利茂君) 安倍晋太郎君外二十四名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。

〔投票継続〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百十八 二百四十七

可とする者(白票) 二百四十七

否とする者(青票) 百七十一

○議長(保利茂君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名
安倍晋太郎君 足立 篤郎君

阿部 文男君	相沢 英之君	河本 敏夫君	高村 坂彦君
逢沢 英雄君	愛知 和男君	國場 幸昌君	近藤 鉄雄君
愛野 興一郎君	青木 正久君	左藤 恵君	佐々木義武君
天野 光晴君	荒松清十郎君	佐藤 隆君	佐藤 文生君
有馬 元治君	井出一太郎君	佐藤 守良君	佐野 嘉吉君
井上 裕君	伊東 正義君	齊藤滋与史君	齊藤 邦吉君
伊藤 一郎君	池田 行彦君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
石井 一君	石川 要三君	志賀 節君	始岡 伊平君
石田 博英君	石橋 一弥君	塩川正十郎君	篠田 弘作君
石原慎太郎君	稲垣 実男君	塩谷 直藏君	島村 宜伸君
船葉 修君	稲村佐近四郎君	正示啓次郎君	白濱 仁吉君
稲村 利幸君	今井 勇君	菅波 茂君	砂田 重民君
宇野 宗佑君	宇野 亨君	住 栄作君	瀬戸山三男君
上村 千一郎君	内田 常雄君	関谷 勝嗣君	園田 直君
内海 英男君	江崎 真澄君	染谷 誠君	田澤 吉郎君
江藤 隆美君	小川 平二君	田中伊三次君	田中 龍夫君
小此木三郎君	小沢 一郎君	田中 正巳君	田中 六助君
小沢 辰男君	小沢 恵三君	田村 元君	高島 修君
越智 伊平君	越智 通雄君	竹内 黎一君	竹下 登君
大石 千八君	大塚 雄司君	谷川 寛三君	谷 洋一君
大坪健一郎君	大西 正男君	玉沢徳一郎君	玉生 孝久君
大野 明君	大平 正芳君	中馬 辰猪君	地崎宇三郎君
大村 襄治君	奥田 敬和君	塚田 徹君	津島 雄二君
奥野 誠亮君	加藤 紘一君	辻 英雄君	塚原 俊平君
加藤常太郎君	加藤 六月君	戸井田三郎君	坪川 信三君
粕谷 茂君	海部 俊樹君	渡海元三郎君	戸沢 政方君
金子 一平君	片岡 清一君	中尾 栄一君	登坂重次郎君
金丸 信君	金子 岩三君	中島 源太郎君	中川 一郎君
鳴田 宗一君	亀岡 高夫君	中島 衛君	中西 啓介君
川田 正則君	唐沢俊二郎君	中野 四郎君	中村喜四郎君
木野 晴夫君	瓦 力君	中村 弘海君	中村 直君
北川 石松君	木村武千代君	中村 靖君	中山 利生君
久保田次君	久野 忠治君	中山 正暉君	瀬尾 弘吉君
倉石 忠雄君	熊谷 義雄君	橋本 進君	二階堂 進君
蔵内 修治君	倉成 正君	丹羽 久章君	丹羽 喬四郎君
小坂徳三郎君	栗原 祐幸君	西田 司君	西村 英一君
小宮山重四郎君	小島 静馬君	西銘 順治君	根本龍太郎君
後藤田正晴君			

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 内閣委員長正啓次郎君解任決議案

野田 卯一君	野田 毅君
野中 英二君	野呂 恭一君
羽田 孜君	羽田野忠文君
羽生田 進君	葉梨 信行君
萩原 幸雄君	橋口 隆君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	浜田 幸一君
濱野 清吾君	早川 崇君
林 大幹君	林 義郎君
原田 憲君	原田昇左右君
平泉 涉君	廣瀬 正雄君
福島 謙二君	福田 一君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤尾 正行君	藤田 義光君
藤波 孝生君	藤本 孝雄君
船田 中君	古屋 亨君
細田 吉藏君	堀内 光雄君
堀之内久男君	堀内 武君
前尾繁三郎君	増岡 博之君
増田甲子七君	松澤 雄蔵君
松永 光君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三原 朝雄君	三塚 博君
箕輪 登君	水平 豊彦君
淺 徹郎君	宮崎 茂一君
宮澤 喜一君	武藤 嘉文君
向山 一人君	村上 茂利君
村田敬次郎君	村上 達雄君
毛利 松平君	森 清君
森 美秀君	森 喜朗君
森下 元晴君	森田 欽二君
森山 欽司君	保岡 興治君
山崎 拓君	山崎武三郎君
山崎平八郎君	山下 元利君
山下 徳夫君	山田 久就君
山中 貞則君	湯川 宏君
与謝野 馨君	綿貫 民輔君
渡部 恒三君	渡辺 栄一君

否とする議員の氏名

渡辺 紘三君	渡辺 秀央君
渡辺美智雄君	甘利 正君
伊藤 公介君	大原 一三君
川合 武君	菊池福治郎君
工藤 晃君	小林 正巳君
河野 洋平君	中馬 弘毅君
中川 秀直君	永原 稔君
西岡 武夫君	山口 敏夫君
依田 実君	
安島 友義君	安宅 常彦君
阿部未喜男君	井上 泉君
井上 一成君	井上 普方君
伊賀 定盛君	伊藤 茂君
池端 清一君	石野 久男君
稲葉 誠一君	岩垂壽喜男君
上田 卓三君	上原 康助君
枝村 要作君	小川 国彦君
小川 省吾君	小川 仁一君
大出 俊君	大柴 滋夫君
大島 弘君	大原 亨君
岡田 利春君	岡田 哲児君
角屋堅次郎君	金子 清二君
川口 大助君	川崎 寛治君
川俣健二郎君	川本 敏美君
河上 民雄君	木島喜兵衛君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保 等君
後藤 三郎君	兒玉 末男君
栗林 茂君	佐藤 観樹君
佐藤 敬治君	佐野 憲治君
佐野 進君	正男君
沢田 広君	沢田 利久君
島田 廣郎君	島本 虎三君
嶋崎 讓君	清水 勇君
新村 勝雄君	新盛 辰雄君
鈴木 強君	田口 一男君

田畑政一郎君	多賀谷真稔君
高沢 寅男君	竹内 猛君
武部 文君	橋 兼次郎君
千葉千代世君	土井たか子君
榎野 榮二君	中西 績介君
中村 茂君	橋崎弥之助君
成田 知巳君	西宮 弘君
野口 幸一君	野坂 浩賢君
芳賀 貢君	馬場猪太郎君
馬場 昇君	長谷川正三君
原 茂君	日野 市朗君
平林 剛君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
細谷 治嘉君	松沢 俊昭君
美濃 政市君	水田 稔君
武藤 山治君	村山 喜一君
村山 富市君	森井 忠良君
矢山 有作君	安井 吉典君
山口 鶴男君	山田 聡目君
山田 芳治君	山花 貞夫君
山本 政弘君	湯山 勇君
横山 利秋君	吉原 米治君
米田 東吾君	渡部 行雄君
渡辺 三郎君	渡辺 芳男君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	石田幸四郎君
市川 雄一君	小川新一郎君
大久保直彦君	大野 潔君
大橋 敏雄君	近江巳記夫君
沖本 泰幸君	長田 武士君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
北側 義一君	草川 昭三君
草野 威君	古寺 宏君
梅藤 恒夫君	斎藤 実君
坂井 弘一君	坂口 力君
鈴切 康雄君	瀬野栄次郎君
田中 昭二君	竹内 勝彦君
武田 一夫君	谷口 是巨君

玉城 栄一君	鳥居 一雄君
中川 嘉美君	西中 清君
長谷雄幸久君	林 孝矩君
春日 重昭君	平石磨作太郎君
伏屋 直樹君	伏木 和雄君
伏屋 修治君	二見 伸明君
古川 雅司君	松本 忠助君
宮井 泰良君	宮地 正介君
矢野 純也君	数仲 義彦君
山田 太郎君	吉浦 忠治君
和田 一郎君	波部 一郎君
安藤 巖君	荒木 宏君
浦井 洋君	工藤 晃君
柴田 睦夫君	瀬崎 博義君
瀬長亀次郎君	田中美智子君
津川 武一君	寺前 巖君
東中 光雄君	藤原ひろ子君
正森 成二君	松本 善明君
三谷 秀治君	安田 純治君
山原健二郎君	

○議長(保利茂君) 本決議案につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。
本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。
〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――開票。

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百十六

可とする者(白票)

否とする者(青票)

六百十九

二百四十七

〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、内閣委員長正示啓次郎君解任決議案は否決されました。(拍手)

木原実君外五名提出内閣委員長正示啓次郎君解任決議案を可とする議員の氏名

安島 友義君 阿部末喜男君
井上 泉君 井上 一成君
井上 普方君 伊賀 定盛君
伊藤 茂君 池端 清一君
石野 久男君 稲葉 誠一君
岩垂壽喜男君 上田 卓三君
上原 康助君 枝村 要作君
小川 國彦君 小川 省吾君
小川 仁一君 大出 俊君
大島 弘君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 哲児君
岡田 利春君 加藤 清二君
角屋堅次郎君 金子 みつ君
川口 大助君 川崎 寛治君
川俣健二郎君 川本 敏美君
河上 民雄君 木島喜兵衛君
木原 実君 北山 愛郎君
久保 三郎君 久保 等君
栗林 三郎君 兒玉 末男君
後藤 茂君 佐藤 樹樹君
佐藤 敬治君 佐野 憲治君
佐野 進君 齊藤 正男君
沢田 広君 渡沢 利久君
島田 彦郎君 島本 虎三君
島崎 謙君 清水 勇君
新村 勝雄君 新盛 辰雄君
鈴木 強君 田口 一男君
田畑政一郎君 多賀谷真穂君

高沢 寅男君 竹内 猛君
武部 文君 榎 兼次郎君
千葉千代世君 土井たか子君
根野 泰二君 中西 續介君
中村 茂君 榎崎弥之助君
成田 知巳君 西宮 弘君
野口 幸一君 野坂 浩賢君
芳賀 貢君 馬場猪太郎君
馬場 昇君 長谷川正三君
原 茂君 日野 市朗君
平林 剛君 広瀬 秀吉君
福岡 義登君 古川 喜一君
細谷 治嘉君 松沢 俊昭君
美濃 政市君 水田 稔君
武藤 山治君 村山 喜一君
村山 富市君 森井 忠良君
矢山 有作君 安井 吉典君
山口 鶴男君 山田 耻目君
山田 芳治君 山花 貞夫君
山本 政弘君 湯山 勇君
横山 利秋君 吉原 米治君
米田 東吾君 渡部 行雄君
渡辺 三郎君 渡辺 芳男君
新井 彬之君 有馬 重武君
飯田 忠雄君 石田幸四郎君
市川 雄一君 小川新一郎君
大久保直彦君 大野 深君
大橋 敏雄君 近江巳記夫君
沖本 泰幸君 長田 武士君
鍛冶 清君 貝沼 次郎君
北側 義一君 草川 昭三君
草野 威君 古寺 宏君
梅藤 恒夫君 斎藤 実君
坂井 弘一君 坂口 力君
鈴切 康雄君 瀬野栄次郎君
田中 昭二君 竹内 勝彦君
武田 一夫君 谷口 是巨君
玉城 栄一君 鳥居 一雄君

否とする議員の氏名

中川 嘉美君 西中 清君
長谷雄幸久君 林 孝矩君
春日 重昭君 平石磨作太郎君
広沢 直樹君 伏木 和雄君
伏屋 修治君 二見 伸明君
古川 雅司君 松本 忠助君
宮井 泰良君 宮地 正介君
矢野 純也君 藪仲 義彦君
山田 太郎君 吉浦 忠治君
和田 一郎君 渡部 一郎君
安藤 巖君 荒木 宏君
浦井 洋君 工藤 晃君
柴田 睦夫君 瀬崎 博義君
瀬長亀次郎君 田中美智子君
津川 武一君 寺前 巖君
東中 光雄君 藤原ひろ子君
正森 成二君 松本 善明君
三谷 秀治君 安田 純治君
山原健二郎君

小沢 辰男君 小沢 惠三君
越智 伊平君 越智 通雄君
大石 千八君 大塚 雄司君
大坪健一郎君 大西 正男君
大野 明君 大平 正芳君
大村 襄治君 奥田 敬和君
奥野 誠亮君 加藤 弘一君
加藤常太郎君 加藤 六月君
鹿野 道彦君 海部 俊樹君
粕谷 茂君 片岡 清一君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 龜岡 高夫君
鳴田 宗一君 唐沢俊二郎君
川田 正則君 瓦 力君
木野 晴夫君 木村武千代君
北川 石松君 久野 忠治君
久保田四次君 熊谷 義雄君
倉石 忠雄君 倉成 正君
藏内 修治君 栗原 祐幸君
小坂徳三郎君 小島 静馬君
小宮山重四郎君 後藤田正晴君
河本 敏夫君 高村 坂彦君
國場 幸昌君 近藤 鉄雄君
左藤 恵君 佐々木義武君
佐藤 隆君 佐藤 文生君
佐藤 守良君 佐野 嘉吉君
齊藤滋与史君 齋藤 邦吉君
櫻内 義雄君 笹山茂太郎君
志賀 節君 始関 伊平君
塩川正十郎君 篠田 弘作君
森谷 直藏君 島村 宜伸君
正示啓次郎君 白濱 仁吉君
菅波 茂君 砂田 重民君
住 栄作君 瀬戸山三男君
関谷 勝嗣君 園田 直君
染谷 誠君 田澤 吉郎君
田中伊三次君 田中 龍夫君
田中 正巳君 田中 六助君

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号

内閣委員長正啓次郎君解任決議案 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

八一六

田村 元君	高島 修君
竹内 繁一君	竹下 登君
竹中 修一君	谷 洋一君
谷川 寛三君	玉生 孝久君
玉沢徳一郎君	地崎宇三郎君
津島 雄二君	塚田 徹君
塚原 俊平君	辻 英雄君
坪川 信三君	戸井田三郎君
戸沢 政方君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	中尾 栄一君
中川 一郎君	中島源太郎君
中島 衛君	中曾根康弘君
中西 啓介君	中野 四郎君
中村 喜四郎君	中村 弘海君
中村 直君	中山 靖君
中山 利生君	中山 正暉君
瀧尾 弘吉君	榎橋 進君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	西田 司君
西村 英一君	西銘 順治君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野田 毅君	野中 英二君
野呂 恭一君	羽田 孜君
羽田野忠文君	羽生田 進君
葉梨 信行君	萩原 幸雄君
橋口 隆君	橋本龍太郎君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
浜田 幸一君	濱野 清吾君
早川 崇君	林 大幹君
林 義郎君	原田 憲君
原田昇左右君	平泉 渉君
廣瀬 正雄君	福島 謙二君
福田 一君	福永 一臣君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤尾 正行君	藤田 義光君
藤波 孝生君	藤本 孝雄君
船田 中君	古屋 亨君
細田 吉蔵君	堀内 光雄君

堀之内久男君	本名 武君
前尾繁三郎君	増岡 博之君
増田甲子七君	松澤 雄蔵君
松永 光君	松野 幸榮君
松野 頼三君	三池 信君
三原 朝雄君	三塚 博君
箕輪 登君	水平 豊彦君
淡 徹郎君	宮崎 茂一君
宮澤 喜一君	武藤 嘉文君
向山 一人君	村上 茂利君
村田敬次郎君	村山 達雄君
毛利 松平君	森 清君
森 美秀君	森 喜朗君
森下 元晴君	森田 欽二君
森山 欽司君	保岡 興治君
山崎 拓君	山崎武三郎君
山崎平八郎君	山下 元利君
山下 徳夫君	山田 久就君
山中 貞則君	湯川 宏君
与謝野 馨君	綿貫 民輔君
渡部 恒三君	渡辺 栄一君
渡辺 紘三君	渡辺 秀央君
渡辺美智雄君	甘利 正君
伊藤 公介君	大原 一三君
川合 武君	菊池福治郎君
工藤 晃君	小林 正巳君
河野 洋平君	中馬 弘毅君
中川 秀直君	永原 稔君
西岡 武夫君	山口 敏夫君
依田 実君	

○議長(保利茂君) 山原健二郎君外八名から、防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案(山原健二郎君外八名提出)

○議長(保利茂君) 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。山原健二郎君。

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔山原健二郎君登壇〕

○山原健二郎君 私は、日本社会党及び日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました三原朝雄防衛庁長官の不信任決議案の提案に当たって、その提案の趣旨を述べ、同僚諸君の御賛同を得たいと思います。(拍手)

まず、決議案文を朗読いたします。

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

本院は、防衛庁長官三原朝雄君を信任せず。右決議する。

〔拍手〕

理由

防衛庁長官三原朝雄君は、自民党と結託し、一方的に内閣委員長職権によつて開会を強行した同委員会において、いまだ審査を終了してない「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案」に対する修正案を強行採決に持ち込ませた。

かかる暴挙は、広大な米軍・自衛隊基地の存続・強化に反対し、その撤去を強く要求している沖縄県民の声を一方的にじゅうりんするものである。これは「ニクソン・ドクトリン」に沿つて、「日・米・韓」の軍事戦略一極化の企圖にたつものである。広大な米軍・自衛隊基地の存

続・強化をはかり、これを朝鮮半島への侵略の前進・攻撃拠点化しようとするのが、この内閣委員会の職権開会と強行採決によつて「公用地法」の五ヶ年延長をはかる暴挙の本質的なねらいである。防衛庁長官三原朝雄君の責任は、極めて重大であり、厳しく糾弾されなければならない。

百万沖縄県民の要求を踏みにじり、基地撤去の声を抑圧して恥じない今回の暴挙は断じて許されない。沖縄の米軍・自衛隊基地の永久使用のみを考え、百万県民の要求を一顧だにしない防衛庁長官の姿勢はまことに反国民的である。従つて、閣僚としてその任に値しない者と断ぜざるをえない。

これが、本決議案を提出する理由であります。

〔拍手〕

私は、以下、この理由の主要な諸点について具体的に申し述べるものであります。

その第一は、沖縄軍用地強奪という沖縄県民の権利に重大な侵害を加え、また、国の安全と主権にもかかわる重要な法案をわずか四時間足らずの審議で強行採決し、これを陰で操った防衛庁長官三原朝雄君の責任は重大と言わなければなりません。

沖縄の軍事基地は、米軍が沖縄戦争直後、沖縄県民を捕虜収容所に収容し、その間に土地を強奪し、同時に、米軍の一方的な布告、布令により、文字どおり銃剣と戦車とブルドーザーで県民の土地を無法な形で奪い取ったものであります。この土地を沖縄施政権返還の時点で引き続きそのまま米軍や自衛隊の基地として使用できるようにしたのが現行の公用地暫定使用法、すなわち土地強奪法であります。

六年前の沖縄国会において、政府は、まだ施政権返還前であった沖縄には憲法が適用されないため、のやむを得ざる措置として暫定的に五ヶ年間使用すると説明してきたのであって、だからこそ当時の西村防衛庁長官でさえ、余りの悪法のため「延長

するといふ考えは全然「ごさいません」と答へざるを得なかつたものであります。にもかかわらず、現に憲法が適用されている沖縄に対して、三原防衛庁長官は自民党にくみして、その悪法をさらに五年延長の強行を図つたのであります。

このことは、アメリカと自衛隊の基地を確保するために沖縄県民の権利をじゅうりんしてはばからないといふことであり、それこそ恥すべき売国と反動の姿勢をむき出しにしたものであると言わなければなりません。

第二は、自衛隊が土地収用に当たり強制的に使用できるのは防衛出動という緊急時のみであり、平時においては強制収用は認められていないのであり、いまだかつて自衛隊の使用する基地は強制収用ないし強制使用されたことは本土では一度も例を見ないのであります。にもかかわらず、沖縄県民に対してだけは自衛隊のための土地収用、強制使用権を適用し得るといふ、きわめて悪らつて反憲法的性格を持つ公用地暫定使用法を再び延長させ、なおかつ防衛庁長官三原朝雄君は、これは合法であるかのごとく強弁しておるのであります。

このことは、違憲の自衛隊に違憲の法律を適用させる二重に不法、不当なものと言わなければなりません。同時に、このように沖縄県民に適用されるこの特別法は、沖縄県民の権利剝奪、差別を強いるものであり、断じて容認できるものではありません。

第三は、沖縄の軍用地地主で米軍に土地を提供することを拒否し続けている人々に対し、きわめて悪質な手段で強圧を加へていくことであります。

那覇防衛施設局の軍用地地主に対する切り崩しのやり方は、たとえば年老いた親をおどして息子印鑑を持ち出させて押させたり、地主相互間の反目と対立をあおるため、契約者と契約拒否者の地料等に差を設けたりするなどの卑劣なやり方とつていふのであります。

昭和五十二年五月十一日 衆議院会議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

また、沖縄は、復帰満五年を迎えている現在、防衛施設庁の怠慢によりいまだ地籍混乱の状況を強いられているのであります。もともと地籍の混乱は、沖縄が戦場とされ、大量の破壊の中で公簿、公図等が焼失されたこと、そして米軍基地の建設による原形喪失されたことにより生じたものであり、地籍を明確にすることが国の責任であり、義務なのであります。県民の強い要求や日本社会党、公明党、日本共産党三党の現実的で合理的な地籍確定法案の提案により一定の手直しはしたものの、最終的に国の責任で地籍を確定するという要求に対比すれば、きわめて不十分なものと言わざるを得ないのであります。

そして、何よりも重大なことは、防衛庁の真のねらいが地籍問題の解決よりもむしろ基地確保をねらつたもので、地籍問題を隠れみのに利用する危険な意図があることを指摘しなければなりません。さらに言えば、拒否地主に対しては基地内の地籍確定のための当然の立ち入りさえ許さないといふ非道なことまでやっているものであり、こうした防衛施設庁の態度は断じて容認できるものではありません。

第四は、アメリカのアジアにおける干渉と侵略の拠点である在日米軍基地の機能強化に積極的協力すると同時に、米軍の侵略増強力である違憲の自衛隊を懸命に増強しようとしていることでもあります。

それは、ベトナム以後、アメリカが朝鮮半島を焦点とする新たな戦略に切りかえ、沖縄基地の強化を軸に米日韓軍事一体化路線の飛躍的な推進を行っている今日の事態のもとで、わが国民をアメリカのアジア干渉侵略の一層深く巻き込むきわめて危険なものと言わなければなりません。

たとえば、朝鮮半島での有事の際における昨年の板門店事件にとられた緊急動員態勢を見ても明らかのように、沖縄の嘉手納基地からファントムが韓国へ緊急発進し、KC135が空中給油に飛び、まさに日米共同での処置がとられているのであります。

ます。同時に、防衛庁は、有事の際を想定し、日米防衛協力小委員会を発足させるなど、着々と日米軍事体制の強化を進行させているのであり、日本の平和と安全を願う国民に対する真つ向からの挑戦と言わなければなりません。(拍手)

太平洋戦争末期の沖縄上陸戦で、日本軍国主義者の手によって悲惨な全滅戦に駆り立てられ、わずか三カ月間に二十万の生命を失つた沖縄同胞は、戦後本土から切り離され、アメリカの直接の軍政のもと、社会秩序がごとく破壊し尽くされたのであります。凶暴な人権侵害、基地の建設のための無法な土地強奪、まさしく言いようのない圧迫と専制で苦しめられながら沖縄県民は闘いつつに権利がじゅうりんされていくのであります。

米軍の銃剣のもとで続けられてきた英雄的な壮大な一大叙事詩的とも言うべき不屈な沖縄県民の祖国復帰と基地撤去の闘いは、全国民に限りない勇氣と勵ましを与えました。まさに日本民族の愛国運動の象徴でもあります。(拍手)私たちはこの沖縄県民の闘いにこたえる義務があると考えます。

しかるに、防衛庁長官三原朝雄君は、沖縄県民の権利の剝奪と差別を強いる悪法を強引に押し進め、そして日本国民の安全と平和を損なう数々の行為を重ねているのであります。

愛国と平和の熱き沖縄県民の心を無残に踏みこむことはばからぬ防衛庁長官に強く抗議するとともに、不信任決議案に対して同僚諸君の満場の御賛同をお願いいたしまして、私の提案趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 質疑の通告があります。順次これを許します。伊藤茂君。

〔伊藤茂君登壇〕

○伊藤茂君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました防衛庁長官三原朝雄君の不信

任決議案に対し、これに全面的に賛成する立場から、さらに、ただいまの提案では言い尽くされていない三原朝雄君の数多くの反国民的な行為、即時解任に値する数々の行為をさらに徹底的に明らかにすべきであるとの立場から、若干の質疑を行うものであります。

私は、まず第一に、いま問題となっている沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する修正案、いわゆる土地強奪法案を強行採決に持ち込ませたことを初め、三原防衛庁長官のとった態度、政策が、沖縄百万県民の心と意思を完全に踏みにじっていること、そして国民を代表する国務大臣としての資格と能力を失っていることを、もっともと明確にすべきであると思っております。

私は、この法案の審議の中で、改めて沖縄の生々しい現実を思うのであります。五年前沖縄復帰まで長い間は日本社会党の一員として、核も基地もない沖縄の全面返還を目指して、沖縄県民とともに闘い続けてまいりました。その中で、基地に包まれた沖縄の現実、沖縄県民の怒りと汗と涙の中からの叫びを身にしみてかみしめたのであります。

たとえば、沖縄に駐在する米軍基地の最大の拠点である嘉手納空軍基地に土地を奪われている嘉手納の住民が、自分の村の七割も八割も土地を米軍に奪われて、そうして残された狭い土地の中に肩をすり寄せるようにして生活をしながら、軍用地をわれわれの手に戻せと訴え、軍用地を指さして、あれはわれわれの土地だと訴えてきました。これが沖縄県民の切実な叫びであり、県民の心であります。

防衛庁長官三原朝雄君は、この状態を復帰後五年間もそのままにし、さらに長期にわたってこれを延長しようとしております。また沖縄百万県民の意思を、そして心をいまだ完全に踏みにじっているのであります。

私は、この不信任案がこのような反国民的行為

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

に対する沖縄県民の怒りを象徴的に表現するものとして、言うならば全沖縄県民を代表したものと明瞭にすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

第二に、この特別措置法と日本の防衛に対する防衛庁長官三原朝雄君の態度は、日本の平和と安全、そしてアジアの平和を一層危険な道に引き込みようとする反国民的なものであることは、これをさらに明確にしなければならぬと考えるのであります。

現在、沖縄県には、全国の米軍基地の五三％が配置をされております。その米軍基地の機能は、文字どおり太平洋のなまぬきでありました。私は沖縄で米軍基地撤去の要求の行動に参加しながら、基地の中に立てられているオキナワ・キーストン・オブ・パシフィックと書かれた大看板を怒りを持って見詰めてきました。

復帰後五年、この米軍基地の機能はどうなったでしょうか。それは、撤去、縮小せよとの県民の期待に反して、逆にその機能は強化されていきました。この五年間に、自衛隊の沖縄配備によって、沖縄をモデルとする日米共同作戦体制が形成されてまいりました。沖縄に派遣された自衛隊は米軍基地を守るために活動し、米軍は朝鮮半島に照準を当てた軍事体制を強め、共同して侵略的な軍事作戦体制をつくり上げてまいりました。

さらに重大なことは、朝鮮をめぐる情勢が重要な局面を迎え、朝鮮の自主的、平和的統一が大きな世界の潮流となつて前進しつつある中で、在韓米軍撤退に反対の動きを行うなど、アジアの平和に背を向けていることであり、防衛庁長官三原朝雄君が指揮して、最近も米韓日合同の大規模な軍事演習を行っていることでもあります。

三原防衛庁長官は、何の防衛に徹しようとしているのか。それは、日本の平和、国民の生命と安全の防衛ではなく、自民党の政権と日米軍事体制

を防衛しようとしているのではないのでしょうか。(拍手)

私は、三原朝雄君に対する不信任決議案が、日本の平和と安全、アジアの平和にとって危険かつ挑戦的な行為を積み上げてきたことを全国民の前に事実をもって糾弾すべき立場から、可決されるべきであると思つておりますが、提案者の詳細な見解をお伺いしたいと思います。

第三に、私は、沖縄の米軍基地を初めて日米軍基地とアメリカの核戦力の存在の可否をいまだ固く国民の前に閉ざしたままにして、日本政府の責任、原水爆に反対する全国民の決意に背を向けている防衛庁長官三原朝雄君の責任を徹底的に究明しなければならぬと考えるのであります。

五年前の沖縄復帰のときも、自民党政府は核兵器撤去の国民的要求を踏みにじつて、米政府のあいまいな一片の言葉を信頼してまいりました。国民にそれを求めるだけの、まことに空虚な、無責任な態度をとつただけでありました。あれから五年間、沖縄伊江島における米軍の核模擬弾投下演習を初め、アメリカの核戦略が沖縄を初め日本全土を覆っているという疑惑は深まる一方でありました。

三原防衛庁長官は、このような国民の疑惑に対してどのような努力を払つたのでありましょうか。それは、明白な事実であります。いや、疑惑を深めるような事実がさらに積み重ねられてきたのが現実の姿であります。世界唯一の被爆国としての日本のとるべき道を忘れ、そうして核兵器なき世界の実現に貢献するという使命を忘れた責任は、国民の名において究明されなければなりません。

このような視点から、防衛庁長官三原朝雄君を不信任する決議案は、より補強された内容で可決されるべきだと考えますが、提議者はどうお考えでしょうか。

第四に、私は、三原防衛庁長官がこの特別措置

法案を強行しようとしている行為を通じて、平和で豊かな沖縄の建設を妨害している責任をより明確に究明しなければならぬと思つております。

沖縄の現実の中で、基地、軍用地を国民の手で、県民の手に取り戻すことなくして平和で豊かな沖縄は実現できないことは、だれにも明らかであります。沖縄県民は、この厳しい現実の中で、基地のない沖縄を、軍用地をわわわの手にと痛切に訴え続けているのであります。ある沖縄の代表は、小指の痛みは全身の痛み、沖縄県民の痛みを全国民のものとして受けとめてほしいと訴えてきました。

防衛庁長官三原朝雄君は、この痛切な百万県民の痛みを一つも感じていないようであります。それは通常の神経、当然の痛みを感じる心を持ち合わしていないことを示していると思つております。

○議長(保利茂君) 伊藤君、制限の時間になりましたから、結論を急いでください。

○伊藤君(純) このような状態で三原朝雄君が防衛庁長官を続けていることは、沖縄県民の不幸であり、日本国民の不幸であり、さらに三原朝雄君御本人の不幸でもあると思つております。

私は、数え上げて防衛庁長官三原朝雄君、さらには福田自民党内閣の反国民的政策を挙げようと思えば、幾ら時間をかけても限りはないと思つておりますが、以上幾つかの問題点を挙げて、この不信任決議案の内容がさらに強化されるよう望むのであります。

私は、この不信任決議案を可決いたしましたして、三原朝雄君を防衛庁長官ではなく、直ちに元防衛庁長官とすることを強く要望して、私の質問を終わるものであります。(拍手)

○山原健二郎君 伊藤議員の質問にお答えいたします。

私の趣旨説明は十五分間でございまして、意を尽くしております。その私の趣旨説明に対しては、これを補充する立場で御質問をいただいて

おりまして、私も質問者の伊藤さんと同じ考え方に立ちまして御答弁をいたしたいと思います。

まず最初に、伊藤さんは、沖縄県民の怒りを込めて質問をされたわけでございます。また、沖縄へ直接行かれたときの感情を込めて質問をされました。私は、沖縄に最初に参りまして現在まで基地の調査その他十六回沖縄に参っておりまして、最初に参りましたときに瑞慶覧の基地を見ました。そのときに、土地を強奪されました農民の方からこういう話を聞いたのです。この瑞慶覧の基地は、もとは伊佐と云つて沖縄における最大の美田であつた、こう言うわけですね。それを千名の海兵隊が一行横隊に並んで銃剣を突きつけて一歩一歩進んでこれを取り上げたのだ、こういう怒りの声であります。私は、大変恐縮ではありますけれども、そのときの私の怒りの気持ちをお忘れのこととはできません。千名の銃剣をもつて恫喝し奪いし土地は伊佐の美田ぞ、という歌をつくつて私はこの農民の方にささげたのでございまして。

伊藤さんは、そのような沖縄県民の怒りの声をひきかきまして、この今回の土地強奪法五年間延長に対して反対をされているわけでございますが、私もあなたとこの怒りの気持ちでは全く変わりません。沖縄県民戦後三十年のこの願いは、核もない、基地もない、平和な沖縄というこの叫びであつたはずであります。私はそのことを考えますと、いまの御質問の趣旨、全くこれを補強してくださるものと思つてございまして。

二番目に御質問になりました、沖縄の復帰後も基地は強化されている、米日韓軍事演習について問題が質問をされました。この問題について新しい情勢を一つつけ加えて私は答弁をいたしたいと思います。

日米共同作戦の一つの具体的な例といたしまして、現在、沖縄の北部山岳地帯に戦車の道路がつくられておることは御承知のとおりであります。これは明らかに朝鮮を想定しての作戦訓練であると私は考えます。この戦車道のずさんなやり方と

いうのは、御承知のように、百万県民の水源地が汚染されるという問題を起こしています。率直に言って、三原防衛庁長官はこの問題についても何ら措置をとろうといたしておりません。このことを私は付加いたしまして、日米共同作戦体制が一層強化されておるといふことを御説明の中でも申しましたけれども、新たな事態として御報告をいたしまして、答弁にかえたいと思います。

三番目の問題といたしまして、沖縄の核基地化に対する三原長官の責任の問題が出されておるわけでありまして。

五年前に、私たちはあの沖縄国会で核問題を論議しました。そして自由民主党の諸君は、核抜き本土並みということを大宣伝したことを覚えておられると思います。これはまさに国民を欺くものであったと思います。いまや、伊藤議員の指摘されたとおりの事態になっております。当時、佐藤総理大臣はこう答弁しました。核はあるかないかわからぬところに妙味がある、こう言ったのです。こういう答弁をぬけぬけといたしてまいりました。当時、三原防衛庁長官はたしか防衛政務次官をしておったと思います。こういう点で佐藤内閣当時のこの核に対する考え方の一翼を担っておったことは明らかだと思います。その意味でも、私は、今回の土地強奪法とあわせて不信任に値する人物であると思います。

もう一つは、三原防衛庁長官は現在はどうかといえますと、アメリカのアジア侵略の最前線基地としての沖縄を維持強化していく立場をとり、それに協力しておるとは明らかであります。この核問題とあわせて三原防衛庁長官、まさに今日もなお不信任に値するかと考えておる次第でございます。

さらに、豊かな沖縄の問題でございます。最初に申しましたように、核抜き、そして基地もない沖縄というのが沖縄県民の悲願であります。基地はまさに諸悪の根源であるといふこと、これはもう明確なところであります。沖縄県民を苦しめる最大の源であり、さらに沖縄の民主的な平和的發展を阻害するものであることも明白であります。そういう意味で質問者の御意見と全く同一であります。

最後に、一番最初に御質問になりました、強行採決に怒りを覚えると同時に、採決した法案の本質のねらいは何かということについて、時間のある限り答弁をいたしたいと思います。

もともと沖縄公用地暫定使用法、今年の五月十四日に期限が切れるわけでありまして、本年の二月に至りまして、この暫定法と同じ線上の立場に立つて政府は基地確保法を提出してまいりました。五月十五日の発効をねらってまいりました。県民の反対でこの成立の見通しが困難になってまいりますと、現行法を五カ年延長するという方針に転換をいたしました。

新しく出されておりました基地確保法は、地籍問題に一見こたえるような体裁をとりながら、実際にはアメリカと自衛隊のための土地強奪を恒久化するこたえをねらった違憲の反動立法であると私は考えております。当然のことながら、平良沖縄県知事を先頭といたしまして、沖縄県民の糾弾の的となったことは御承知のとおりであります。新法は四月十九日に内閣委員会説明をされました。現地調査が行われたが、政府は五月四日に至りまして、五カ年延長に転換をするという態度をとってきたわけでありまして。

ところで、この現行法は一九七二年日米沖縄協定と一体のものとなって、米軍が銃剣でおどし、奪い取って軍事基地に変えた私有地、公有地を、防衛施設庁が通知し、公示すれば、いやおうなしに引き継ぎ米軍や自衛隊の基地に使用できるといふ、本土には類を見ない無法の法律であります。それは、憲法に保障された国民の財産管理権をじゅうりんした悪法であるばかりか、五年間の時限立法をみづからせざるを得ないほどのものであったことも御承知のとおりであります。二度と延長

はしないと表明をしておきながら、それを破って今回延長するといふたぐらみは一体何か。まさに、その本質は日米軍事同盟優先と対米従属の反国民的路線に立つて、軍事基地確保を至上命令と考えておるからだと思えます。(拍手)

アメリカは、ベトナム以後、朝鮮半島を焦点とする新たな戦略に移行して、日米韓軍事一体化路線の強化を推し進め、そのため、アジア最大の侵略基地である沖縄基地をさらに強力な前進拠点に仕立て上げようとしています。

現行法延長は、こうしたアメリカのアジア新戦略の拠点としての沖縄の基地の機能強化計画と密接に結びついたものであると考えます。軍用地の強奪を続けようとする点では、現行の公用地暫定法の延長のたくらみは、基地確保新法のねらいと全く軌を一にするものであります。そういう意味で、まさにこの悪法に対して沖縄県民が反対するのは当然であり、また日本の平和と民主主義のためにも当然のことでございます。

この問題の解決は一体どういふところにあるか、私たちは、いままで政府が沖縄の地籍の問題についても全く何ら手を打たず、無責任で反県民の態度をとってきたことに対して嚴重に抗議しますとともに、この問題解決のためには、三党が提案をいたしましたところの地籍確立法案を実現すること最大の道であると考えておるわけでございます。このような意味におきまして、質問者に対しまして、私は社会、公明、共産が提案をいたしました地籍確立法案の実現こそ、現実的かつ合理的な問題の解決法であると考えておる次第でございます。

以上をもちまして、伊藤議員の質問四点に対するお答えをいたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 後藤君。

〔後藤君答へ〕 後藤君。私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されました三原朝雄君防衛庁長官の不信任決議案の趣旨説明に対しまして、すでに同僚議員に対しましての答弁がございました。す

れども、以下さらに掘り下げていただかなければならない点が多々あると考えますので、以下若干の質問をいたしたいと思っております。(拍手)

まず、私は冒頭にお聞きしたいのでありますけれども、三原朝雄という政治家の名前は、昨年夏から秋にかけて、時の三木総理を引きおろして勇名をはせた中心人物であると承知をいたしておるのではありません。しかも、この仕掛け人としての功績によって防衛庁長官のいすを得、次期自民党の領袖としての地歩を築いていると聞いておりますけれども、ただいまの提案者の御説明では、私には三原朝雄君はこの領袖には不適当であるように聞こえるのであります。この点について私の見解は正鵠を得ていると思うのでありますけれども、具体的にお伺いしたいのであります。

私は、数年前に沖縄を訪ねたことがあります。青い美しい海に囲まれた沖縄は、しかし私の心を暗くさせてくれたものでした。私の心を何よりも暗くさせたのは沖縄の余りにも広大な基地でありました。沖縄の中に基地があるのではない、広大な米軍・自衛隊の基地の間に実は沖縄が存在をし、百万県民が肩をすり寄せて生活している実態を私は改めて確かめたのであります。

一九七二年、確かに沖縄は復帰をいたしました。七五年には海洋博が行われました。このような本土との一体化をつくらうためのお祭りの行事でどんなににぎやかしても、基地に支配された沖縄の苦悩は数えきれないと思っております。

「沖縄が復帰して初めて日本の戦後は終わる」と言った総理がございましたが、この言葉がベテンであることをこの広大な基地は雄弁に物語っているのではありません。(拍手)沖縄一県に日本全国の米軍基地の半分以上が集中配置されている事実、私たちは目を覆ってはならないと思っております。

沖縄は、悲惨な戦争と、それに続く長期の米軍事支配の過酷な体験と、さらに狭隘な土地に存在

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

する広大な米軍基地によって、いままも平和な生活が脅かされ、県民福祉が大きく阻害されているのであります。まさに、米軍と自衛隊によって太平洋のかなめ石、いや火種をかき立てているのが沖縄の実態であると言つても私は過言ではないと考えるのであります。

三原防衛庁長官が平和を愛する政治家であるなら、この火種をかき消すべきであります。提案者はこの事実をどのようにとらえているのでありましようか。

沖縄の復帰を前にして、一九六九年になされた佐藤・ニクソン共同声明、いわゆる韓国条項は、その後も田中・ニクソン共同声明から三木・フォード共同声明、そして福田・カーターの新韓国条項へと打ち固められているのであります。

沖縄は、いまや極東の最重要軍事拠点として、また日米韓一体化戦略の前進核攻撃拠点として、基地は強化の一途をたどってきたのではないでしようか。

特にインドシナ侵略戦争の全面敗北の中で、アメリカのアジア戦略の重点が東南アジアから東北アジアに指向されるに及んで、朝鮮半島に立ちはだかる前進核攻撃拠点としての沖縄基地の役割は一段と強化されるに至ったのであります。ニクソン・ドクトリンからフォードの太平洋ドクトリン、さらにカーターの日米韓一体化戦略へと、アメリカのアジア戦略は目まぐるしく転換してきております。だが、いついかなるときでも、沖縄の最重要軍事拠点としての位置と役割は不変であります。

沖縄に強行配備された自衛隊は、朝鮮半島に立ちあがらる前進核攻撃拠点としての沖縄米軍基地を防衛する主任務を担いながら強化され、その先頭に三原防衛庁長官が立っていることはまことに残念に思えてなりません。提案者はいかなる見解を持っておられるのか、お伺いをいたしたいのであります。

私は、この不信任決議案に対する質問に当た

り、特にお聞きをいたしたいのは、去る一月七日未明、コープ・ダイヤモンド作戦が発動された問題であります。

提案者も触れられておりますけれども、韓国の群山基地を飛び立った米第五空軍傘下のF4Dファントム戦闘爆撃機八機と島山基地から飛来したF4E機六機が合流して沖縄を急襲したと言われております。これに対して那覇基地の航空自衛隊隊南西航空混成団第八航空隊のF104戦闘機十二機と嘉手納基地の米戦術戦闘航空団のF4C、Dファントム四機がスクランブル発進をし、激しい迎撃戦闘を繰り広げたというのであります。

この合同演習を伝えた一月二十二日の琉球新報は、航空自衛隊南西航空司令部幕僚長が、米軍の了解を得て、在韓米空軍機を仮想敵として、自衛隊機が迎撃訓練を実施したことを認めた上で、さらに演習は今後も続けていくとの意向を明らかにしたと報じております。

提案者にお聞きをしますが、このことは、第二次朝鮮戦争を想定した事態のもとで、日米韓の共同作戦・一体化戦略の総仕上げがこのような方法で進められているかと思うのであります。この危険な作戦の責任者が三原防衛庁長官であるから不信任決議案が出されたのでありましようか、ひとつ具体的に伺いをいたしたいのであります。

最後に、もう一点伺いをいたします。先ほどの質問に対するお答えの中で触れられておりますけれども、沖縄基地の暫定使用の五年間延長は、表向きは沖縄の軍用地の混乱した地籍を確定していくかのような印象を与えておりますけれども、むしろ、いつまでも地籍を確定できないようにして、基地だけを永久に確保することとを意図していることはきわめて明らかであります。まさに私は強奪と言わなければならぬと思ふのであります。かつての封建領主でさえも行わなかつたであろう土地の強奪を、二十一世紀に入ろうとする今日、しかも世界的なデタントの時代に行おうとするのは許すことのできない暴挙であります。

あります。

沖縄の人々は、いまも、小指の痛みを知っているかと叫んでおります。まさにこの沖縄の血と汗の叫びに、永久軍事基地化をもつてこたえようとするのが三原朝雄防衛庁長官であるとするれば、沖縄県民ばかりでなく、平和を愛する全国民の立場に立つて糾弾を、三原朝雄防衛庁長官を不信任されるべきであるということになると思うのであります。提案者に重ねてその真意をただしまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔山原健二郎君登壇〕

○山原健二郎君 後藤茂議員にお答えをいたします。最初出されました質問は、現三原防衛庁長官が三木おろしの役を買ったということについての質問がありました。私も三木おろしの役を買った人物であると理解をいたしておる次第でございます。

さらに、後藤議員の方から、やはり沖縄を訪問されましたときの経験の中から質問がなされたわけでございますが、私は、本当に沖縄の問題は、沖縄の現地を實際に目で見たときから始まると思ふのであります。いま、基地の外に沖縄があるというお話がありましたけれども、まさにそのとおりでございます。

私は、沖縄の教育の問題を考えまして、たとえば戦火で荒れ果てた沖縄におきまして、実際に砂の上に字を書いて子供たちを教えたという、こういう状態が戦後の沖縄の実態であります。そして、今日のような基地の状態に置かれて、依然として問題は解決をされていないわけでございます。

その意味におきまして、私は沖縄に対して、後藤議員と同じような感慨を込めておりますが、いま、年じゅう沖縄ではブッソウゲという真紅の花が咲いております。それは、全土に年じゅう咲き誇っておりますけれども、私は最初にこのブッソウ

ウゲの真紅の花を基地の中に見まして、「仏桑華そこには咲くなそこは基地なが紅は沖縄のもの」という歌をつくりました。(拍手)

私は、沖縄の実態は、この基地がなくなるときに初めて戦後が来ると考えておるわけでございまして、そういう意味で、沖縄の基地をなくするまで沖縄県民とともにわが国民は闘うべきであるということをお願い申し上げたいのでございませう。(拍手)

二つ目の御質問の中に、今日の基地の実態とアメリカのアジア侵略のかなめ石として、沖縄の問題が出されました。

御承知のように、沖縄は、復帰五周年を現在迎えるわけでございますが、しかし、県土の一二％近くを占める米軍基地は、依然として残っております。復帰後返還された基地はわずかに一〇％にも満たないというのが現状でございます。さらに、基地報道局は、ことしの二月に、お話に出しましたコープ・ダイヤモンド、コープ・サンダーという名の韓国軍との合同演習が実施されたことを明らかにいたしております。さらにまた、基地司令官のウォルター・H・バクスター准将は、アジアの平和維持のためにはこの基地が必要であると、基地の継続使用を強く示唆いたしておりますのであります。

先ほども伊藤議員に御答弁をいたしましたように、海兵隊も出撃演習のほか、沖縄本島北部の野戦演習場での山岳密林戦など対ゲリラ作戦演習も強化されまして、ブルドーザーで自然林を押しつぶし、二十三キロに及ぶ戦車道の建設の計画のうち、すでに二・二キロは完成しておるという実態でございます。まさにアメリカのアジア侵略のかなめ石としての役割が一層強化しておるということが考えられるわけであります。

その状態の中で、いまお話しに出ましたように、真に平和を愛するならば、三原防衛庁長官はこの火を消すべきであるという考えは当然でありますけれども、この火に油を注ぐような役割をい

たしてあります三原防衛庁長官は当然不信任に値すると思ふ次第でございます。(拍手)

さらに佐藤・ニクソン会談並びにカーター新政権の問題についてお話をいたしました。カーターは大統領就任以来、日本の対潜強化を述べておるわけでありまして、まさにロッキード事件で本院が審議をしておりますときに、P3Cを受け入れよという意味と同一のことを発言をし、日本のアメリカ協力の戦時体制を強化することを強要しておるといふふうに考えられるわけでございます。

さらに、沖縄の、アメリカの対アジアの拠点としての御質問でございますけれども、まさに、ベトナム戦争のときには、沖縄なくしてベトナムなしと言われたぐらい、ベトナム戦争で果たした沖縄の役割というところは世界周知の事実であります。しかも、ポストベトナムの後におきましては、朝鮮に対する戦略体制としての日米韓の戦時一体化の路線をひたすら歩み続けようとしていることは明らかでございます。

さらに、ユープ・ダイヤモンド作戦について御質問がなされたわけでございますが、このこともいま申し上げましたことと軌を一にいたしておりました。米日韓合同軍事演習について、在日米軍、在韓米軍、航空自衛隊、三者による共同訓練は、ことしに入ってから一月と二月に沖縄上空で行われ、このことの意味は、後藤議員が指摘されましたように、米日韓の軍事一体化路線を着々と進めている何よりの証明であると思ふべきです。とりわけ、在韓米地上軍撤退に伴い、日本における空、海の強化が叫ばれている折、きわめて危険な意図を持って行われているものと私も考えておる次第でございます。

さらに、最後に御質問になりました地籍問題についてであります。これは趣旨説明の中でも申し上げましたし、また、先ほどの伊藤議員に対する答弁の中でも申し上げましたから、繰り返して述べますけれども、地籍問題は、戦争で公簿、公図が焼失したこと、基地建設で地形が変形されたこと

とで生じたものであります。したがって、これは本来国が責任を持って解決をしなければならぬ問題であります。しかるに、政府は、先ほど申し上げましたように、事実上何の手も打たず、無責任で反果民的な態度をとってきたものであると私は考えます。

政府・自民党は、今回の現行法の五カ年延長に当たりまして、地籍の確定方式を基地以外の土地も対象とするなど、一定の手直しはしておりますけれども、国の責任が不明確であるなど、現在沖縄県民の要求を反映したものではないと私は考えております。何よりも問題は、政府の真のねらいが、地籍問題の解決よりも、もっぱら基地確保をねらった延長に県民を同意させる隠れみのに利用する点にあることであると思ひます。

真に沖縄県民が要求している地籍確定の方法は、沖縄県自体が要綱として出しましたことに基づいてつくられました社会、公明、共産の地籍確定法案の実現こそが最も現実的、合理的なものであるということも加えて御答弁を申し上げます。

もう一つ、私は地籍の問題について憲法上の立場から御答弁をいたしたのでございます。まず第一に、憲法第十四条は法のもとに平等の原則をうたっております。ことしは憲法制定三十周年でありますから、あえてこの場所で憲法の条項について申し上げたいのです。

○議長(保利茂君) 山原君、制限の時間です。結論を急いでください。

○山原健二郎君(統) 一つは憲法第十四条であります。さらにもう一つは、憲法第二十九条の財産権の問題であります。「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、……」

○議長(保利茂君) 山原君、制限の時間です。

○山原健二郎君(統) 正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができ。さらに憲法第三十一条、さらに憲法第九十五条の規定によりま

して(時間、時間)と呼び、その他発言する者あり)この暫定法がいかに反憲法的、反国民的性格を持っておるかということは明白でありまして、私はこのことを確信をいたしまして、御答弁にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

質疑終局の動議

○議長(保利茂君) 安倍晋太郎外二十四名から、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

議場閉鎖

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。――閉鎖。

議場閉鎖

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百七十五

可とする者(白票) 二百二十四

否とする者(青票) 百五十一

○議長(保利茂君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君

愛野興一郎君	青木 正久君
天野 光晴君	荒松清十郎君
有馬 元治君	井出一太郎君
井上 裕君	伊東 正義君
伊藤宗一郎君	池田 行彦君
石井 一君	石橋 一弥君
石原慎太郎君	稲垣 実男君
稲村佐近四郎君	稲村 利幸君
今井 勇君	宇野 宗佑君
宇野 亨君	上村千一郎君
内田 常雄君	内海 英男君
江崎 真澄君	江藤 隆美君
小川 平二君	小比木三郎君
小沢 一郎君	小沢 辰男君
小沢 通雄君	越智 伊平君
越智 通雄君	大石 千一郎君
大塚 雄司君	大坪健一郎君
大西 正男君	大野 明君
大平 正芳君	大村 稔治君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤 六月君
鹿野 道彦君	海部 俊樹君
粕谷 茂君	片岡 清一君
金子 一平君	金子 岩三君
金丸 信君	亀岡 高夫君
鴨田 宗一君	唐沢俊二郎君
川田 正則君	瓦 力君
木野 晴夫君	木村武千代君
北川 石松君	久野 忠治君
久保田四郎君	鯨岡 兵輔君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君
倉成 正君	藤内 修治君
栗原 祐幸君	小泉純一郎君
小坂徳三郎君	小島 静馬君
小宮山重四郎君	後藤田正晴君
河本 敏夫君	高村 坂彦君
國場 幸昌君	近藤 鉄雄君
左藤 恵君	佐々木義武君

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

佐藤 隆君	佐藤 文生君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君	池端 清一君	石野 久男君	美濃 政市君	水田 稔君
佐藤 守良君	佐野 嘉吉君	長谷川 峻君	浜田 幸一君	稻葉 誠一君	岩垂壽喜男君	武藤 山治君	村山 喜一君
齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君	濱野 清吾君	早川 崇君	上田 卓三君	上原 康助君	村山 富市君	森井 忠良君
坂田 道太君	笹山茂太郎君	林 大幹君	林 義郎君	枝村 要作君	小川 国彦君	矢山 有作君	安井 吉典君
志賀 節君	始関 伊平君	原 健三郎君	原田 憲君	小川 省吾君	小川 仁一君	山口 鶴男君	山田 耻目君
塩川正十郎君	榊田 弘作君	原田昇左右君	平泉 涉君	大出 俊君	大柴 滋夫君	山田 芳治君	山花 貞夫君
島村 宜伸君	正示啓次郎君	廣瀬 正雄君	福島 謙二君	大田 弘君	大原 亨君	山本 政弘君	湯山 勇君
白濱 仁吉君	菅波 茂君	福田 一君	福永 謙一君	岡田 一夫君	岡田 哲児君	横山 利秋君	吉原 米治君
砂田 重民君	住 榮作君	福永 健司君	藤井 勝志君	岡田 利春君	金子 清二君	米田 東吾君	渡部 行雄君
瀬戸山三男君	関谷 勝嗣君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	角屋堅次郎君	川口 みつ君	波迎 三郎君	渡辺 芳男君
園田 直君	染谷 誠君	藤木 孝雄君	船田 中君	川口 大助君	川崎 寛治君	新井 彬之君	有島 重武君
田澤 吉郎君	田中伊三次君	古屋 亨君	細田 吉藏君	川俣健二郎君	川本 敏美君	飯田 忠雄君	池田 克也君
田中 龍夫君	田中正巳君	堀内 光雄君	堀之内久男君	河上 民雄君	木島喜兵衛君	小川新一郎君	大久保直彦君
田中 六助君	田村 元君	堀内 光雄君	前田治一郎君	木原 実君	北山 愛郎君	大橋 敏雄君	近江巳記夫君
高島 修君	竹内 黎一君	增岡 博之君	松澤 雄藏君	久保 三郎君	小林 等君	沖本 泰幸君	長田 武士君
竹下 登君	竹中 修一君	松永 光君	松野 幸榮君	栗林 三郎君	後藤 進君	貝沼 次郎君	北側 義一君
谷 洋一君	谷川 寛三君	三塚 博君	箕輪 登君	兒玉 末男君	佐藤 茂君	草川 昭三君	草野 威君
玉生 孝久君	玉沢徳一郎君	水平 豊彦君	湊 徹郎君	上坂 昇君	佐藤 憲治君	坂口 力君	鈴切 康雄君
地崎宇三郎君	津島 雄二君	宮崎 茂一君	宮澤 喜一君	佐藤 敬治君	佐野 憲治君	瀬野榮次郎君	竹内 勝彦君
塚田 徹君	塚原 俊平君	武藤 嘉文君	向山 一人君	佐野 進君	齊藤 正男君	武田 一夫君	玉城 栄一君
辻 英雄君	戸井田三郎君	村上 茂利君	村田敬次郎君	沢田 広君	淡沢 利久君	鳥居 一雄君	中川 嘉美君
戸沢 政方君	渡海元三郎君	村山 達雄君	毛利 松平君	島田 琢郎君	島本 虎三君	春田 重昭君	平石磨作太郎君
登坂重次郎君	友納 武人君	森 清君	森 美秀君	嶋崎 讓君	清水 勇君	広沢 直樹君	伏屋 修治君
中尾 栄一君	中川 一郎君	森 喜朗君	森下 元晴君	新村 勝雄君	新盛 辰雄君	松本 忠助君	宮井 泰良君
中島源太郎君	中島 衛君	森田 欽二君	森山 欽司君	鈴木 強君	田口 一男君	宮地 正介君	安藤 義彦君
中曾根康弘君	中西 啓介君	保岡 興治君	山崎 拓君	田畑政一郎君	高沢 寅男君	和田 一郎君	荒木 宏君
中村喜四郎君	中村 弘海君	山崎武三郎君	山崎平八郎君	武部 文君	千葉千代世君	榑 兼次郎君	工藤 晃君
中村 直君	中村 靖君	山下 元利君	山下 徳夫君	榑野 泰二君	榑野 泰二君	中西 續介君	瀬崎 博義君
中山 利生君	中山 正暉君	湯川 宏君	与謝野 肇君	中村 茂君	中村 茂君	榑崎弥之助君	津川 武一君
灘尾 弘吉君	橋橋 進君	綿貫 民輔君	渡部 恒三君	西宮 弘君	西宮 弘君	榑崎弥之助君	東中 光雄君
二階堂 進君	丹羽 久章君	渡辺 栄一君	渡辺 紘三君	野坂 浩賢君	野坂 浩賢君	馬場 幸一君	正森 成二君
丹羽喬四郎君	西田 司君	渡辺 秀央君	渡辺 美智雄君	馬場 昇君	馬場 昇君	長谷川正三君	三谷 秀治君
西村 英一君	西銘 順治君	安島 友義君	安宅 常彦君	原 茂君	原 茂君	日野 市朗君	山原健二郎君
根本龍太郎君	野田 卯一君	阿部未喜男君	井上 泉君	平林 剛君	平林 剛君	広瀬 秀吉君	松本 善明君
野田 毅君	野中 英二君	伊賀 定盛君	井上 普方君	細谷 治嘉君	細谷 治嘉君	松沢 俊昭君	安田 純治君
羽生田 進君	葉梨 信行君						
萩原 幸雄君	橋口 隆君						

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。近藤鉄雄君。

〔近藤鉄雄君登壇〕

○近藤鉄雄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました社会党、共産党、革新共同両党提案による三原防衛防衛庁長官の信任案に対し、反対の討論を行うものであります。

(拍手)

第二次大戦の末期、沖縄の同胞県民がこういった筆舌に尽くし得ない大きな犠牲については、ここで改めて申し上げるまでもないことであります。私たちは、この大きな同胞の悲劇と犠牲を、いままなお片時も忘れるわけにはいかないのです。

五年前の沖縄の祖国復帰は、沖縄県民にとってはもとより、私たち国民のすべてにとつて大きな喜びでありました。そして、何よりもまず、沖縄の県民があの忌まわしい戦いのさなかに受けた傷跡を何としてもいやすことができるように、また、復帰まで、友邦とはいえず、他の国の施政権のもとにあつた不自由や、こうむつた困難に對しても、できるだけ改善、補償のための措置を講じたいというのが、私たちの思いであつたのであります。

しかし、戦後四分の一世紀を超える不正常な状態からの脱却には、数多くの問題があつたことも事実であります。数々の困難な問題を当時一挙に解決できなかったことは、やむを得なかつたことと言わざるを得ません。沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律は、このような復帰に伴つてとられたやむを得ない措置であつたのであります。

私たちのだれもが、戦争のない、平和な世界を望んでおります。しかし、平和は、単にそれを口にするだけでは達成できるものではありません。私たちの自主的な防衛努力を進めるとともに、日米安保条約によってそれを補完していくことが、私たちの基本的な安全保障、日本の平和確保のための政策であります。

沖縄の基地は、この日本の基本的な平和の政策

昭和五十二年五月十一日 衆議院会議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

の重要な一つのかねめなのであります。このような大切な基地が適切に存在し、機能し得るために、政府は、これまでにもあらゆる努力をしてまゐつたものであります。

実は、沖縄の駐留軍用地については、戦争の惨禍による土地の公簿、公図の焼失に加えて、基地建設に伴つて土地の形質が變つてしまひ、一筆ごとの土地の位置や境界が確認できない状況が多かつたのであります。沖縄の復帰後、防衛庁は、歴代防衛庁長官の指示のもとに、駐留軍用地内の土地の実態把握に努め、特に昭和四十九年度からは、航空測量の実施、現況図の作成、さらには、これら資料の所有者への提供等を行い、本格的調査によつて位置、境界の明確化に努めてまいりました。

従来とも、駐留軍や自衛隊の用地は、所有者との合意によつて使用権を得ることとしておりましたが、復帰時においてこの合意を得ることができなかった土地について、五年の期限を限つて使用権を認めるとした法律が、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律であります。しかしながら、政府の懸命の努力にもかかわらず、この法律の期限が切れる本年五月十四日を目前に控えてもなお合意が得られず、契約がなされていないケースが、残念ながら四百件も存在しているのであります。この未契約の土地について、本年五月十五日以降使用権の空白が生じないように、すなわち無法状態が生じ、基地及びその周辺において混乱が惹起されないように政府が提案したのが、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案なのであります。

この法案は、さきの臨時国会に政府提案され、不幸にも審議未了となつたのでありますが、今通常国会において二月四日国会に提出され、早期審議が望まれております。三原防衛庁長官は、この法案の重要性から、つとに与野党関係議員に積極的に働きかけておつたのでありますが、三原長官及び防衛庁当局の真剣な努力にもかかわらず、

また、内閣委員会におけるわが与党議員の真摯な要請、話しかけにもかかわらず、社会党、共産党ら野党の委員は、この法案を認めることは基地の固定化につながり、日米安保条約の永久化につながるとして、いたずらに審議に応じようとせず、ついに一昨日の九日を迎えたのはまことに遺憾のきわみであります。

日米安保条約及びそれに基づく米軍の基地の使用が、わが国の自主的防衛努力と相まって日本の平和を維持しつつあることは、私たちの確信するところでありまゝ。この体制を不安定化することは私たちの許すべきところではありません。

しかし、一歩、否百歩譲つて、この体制に反対を言う三野党の意見に耳を傾けるとしても、現に日米両政府間に条約が存在し、基地の使用が法制化されている現実のもとに、この体制自体を變えることなく沖縄の基地内において不用意に無法状態を招くことが、果たして責任ある立法府のメン

バーとしてとるべき態度であつたであらうでしょうか。少なくとも、責任ある野党の国民に対する国政に対する態度であつてよいのでありまじょうか。断じて否と言わなければならぬのであります。(拍手)

五月十四日はもう三日後に迫つております。一昨日の深夜において、民社党、新自由クラブの理解と協力のもとに、内閣委員会において無法状態を回避するための措置がとられたことは、まことに喜ぶべきことであります。これは、わが国の立法府において良識と責任感の存在することを示すものであります。ここに民社党、新自由クラブに對し、心から敬意を表するものであります。

しかし、社会党を中心とする野党三党はこの採決を拒否したのであります。のみならず、防衛庁長官就任以来、問題の重大さにかんがみ、筆舌に尽くし得ない苦勞をしてこられた三原防衛庁長官に對し、社会、共産両党が共同で不信任案を提出するといった愚挙、暴挙に出るに及んだのであります。このような愚挙、暴挙に對しては、ま

にわれわれは言うべき言葉すらないのであります。

三原防衛庁長官は、これまでも内閣委員長、文部大臣を歴任された、わが自由民主党の指導的政治家であります。とりわけ国家の安全保障、国防の問題に對しては、高い見識と情熱を傾けてこられた方でありまゝ。国土的な風貌と温情あふる人柄によつて、三十万自衛隊員の信望、信頼を一身に集められてゐる方でありまゝ。(拍手)

このような三原防衛庁長官が、今回の国を思い、沖縄県民の民生安定を図ろうとする行動に對して不信任案を上程されたことは、まさにその不信任案を上程した社会、共産両党の無責任さ、不見識さを示す以外の何物でもないのであります。(拍手)

いまや、わが国の安全保障の問題について、われわれが議論しなければならない重大な問題が数多くあります。

アメリカのカーター政権のもとに、韓国の米地上部隊の引き揚げが言われております。朝鮮半島の平和と安定にこのことがどのような影響を与えるのか、わが国にはどのような対処の仕方が必要なのか。日ソ漁業交渉の難航は、領土主権と国民生活との重大な関連を改めてわれわれに教えています。武力なき外交では経済権益すら守れないという意見さえも、国民の中に起こりつつあります。領海を三海里から十二海里にすることによつて、改めて非核三原則が論議されてもいます。石油に次ぐエネルギー資源としての核エネルギーの利用の問題について、その再処理が核軍事力の拡散可能性につながるという危惧から、重大な規制が加えられようとしております。

まさに、国家民族の将来を誤らないために、国家民族の存在の基本である安全保障の問題について、われわれ立法府は、それこそ毎日も夜を徹しても真剣に議論をしなければならぬときなのであります。それこそが、われわれ国会議員の一人一人が国民に与えられた至高の負託にこたえる

昭和五十二年五月十一日 衆議院会議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

八二四

ことなどではないでありましょうか。(拍手)そのためにこそ、三原防衛庁長官を委員会に招き、さらには本会議において真摯な議論を尽くさなければならぬ、ときなどではないでしょうか。(時間だ)と呼び、その他発言する者あり)

○議長(保利茂君) 近藤君、制限の時間です。

○近藤雄雄君(緑) かかるがとくに、いま、全く場違いな不信任案で、われわれが昨日来夜を徹して不毛な議論をし続けているという現実を、私は心から悲しむものであります。

社会、共産両党の無責任かつ不見識な不信任案、本院みずからの権威を失墜し、国民の側の政治不信を深めることしかしない不信任案に対して、憤りと悲しみを込めて断固反対するとともに、直ちにその取り下げを要求して、私の反対の討論といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 上田卓三君。

「上田卓三君登壇」

○上田卓三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案のありました防衛庁長官三原朝雄君の不信任案に対する賛成討論を行います。(拍手)

一九七二年、沖縄の施政権が日本政府に返還されて以来、政府・自民党が行ったことは、ただ一つ、広大な米軍・自衛隊基地の永久使用を可能とするために、徹底した、そして考えられる限りの沖縄差別政策をとり続けてきたということであり、その結果、その先兵となって沖縄県民に敵対したのが防衛庁であったのは、紛れもない事実であります。

政府・自民党は、五年前に、沖縄県民が土地強奪法と呼んだ沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律を、われわれ野党の反対を押し切り、単独で強行採決を行ったわけであり、そして、五月九日、またも沖縄県民に米軍・自衛隊基地の強制収用と使用を強要する公用地法の五カ年延長を強行採決するという暴挙に出たのであります。こうした暴挙を推進した張本人こそ、防衛庁

長官たる三原朝雄君であります。公用地法が七二年の沖縄国会において強行採決される過程で、わが党が主張してきたことは次の点であります。

すなわち、公用地法は、沖縄を戦後二十七年の長きにわたって不法に占拠し続けてきた米軍の植民地支配を日本政府、なかんずく、防衛庁が引き継いだものであります。また、このことは、沖縄県民への差別を公然と制度化したものであります。

そして、政府・自民党、そして防衛庁は、この公用地法をこれにして、軍用地契約拒否者に対して脅迫と恫喝を加え、しかも、地籍の明確化を求める県民の切実な願いを逆用して、軍用地契約の強要を迫ってきたのであります。

米軍が銃剣とブルドーザーで強奪した土地を、政府・自民党、防衛庁が強行採決によって不法に占拠せんとするのが今回の事態なのであります。これは基地撤去、地籍明確化を求める百万県民の悲願に対する許しがたい挑戦であります。

わが党は、ことしに入り、二度の沖縄調査団を派遣いたしました。私も、この目で沖縄の実情をつぶさに調査してまいりました。この調査によつて、わが党は、防衛庁が沖縄の軍用地を確保するためにどのように非道なことを行ってきたのか、動かぬ証拠を押さえてまいりました。

防衛庁は、契約拒否者に対して調査を行い、あるいは一部の地主を丸め込み、さらにまた、地主間にデマ宣伝を行って分裂と対立をあおつてまいったのであります。こうしたことを三原朝雄君の率いる防衛庁が率先して行っているというのであります。

沖縄の現状は、沖縄の中に基地があるのではなく、広大な米軍・自衛隊基地の中に沖縄が存在するというのが県民の実感であります。防衛庁は現在基盤的防衛力構想を画策いたしております。今回の強行採決の背景にあった防衛庁の

ねらいは、米国の対ソ核戦力の展開を支え、ソ連太平洋艦隊の行動を規制することによって、沖縄の米軍・自衛隊基地をアジアにおける軍事介入の拠点にするものであります。このことは、日米韓三国の軍事的結びつきをさらに強化するものであります。

果たして、今回の暴挙によって達成しようとする沖縄の基地群の再編と日米安保体制の強化は、国民的合意を得るに足る現実的かつ理性的なものでありましようか。答えは、断じて否であります。

その理由は、緊張激化をもたらす日米安保体制と緊張緩和を求めるアジア諸国民の願いとは数回がたく対立するからであります。アメリカのアジア政策も日米安保体制も、アジア情勢の転換をもたらす諸条件の厳しい制約から逃れられるものではありません。

まず第一に、アメリカはすでにアジアの警察官たる実力を失つておるのであります。それゆえに死活の戦域を東北アジアに限定せざるを得ないのであります。

第二に、ベトナム解放を中核とするインドネシア半島全域の革命的変革とアジアの若い民族国家の覚せいといった一連の要因は、アメリカを盟主とする冷戦軍事同盟は自国の安全性を保障するものでないという自覚を生み出しています。この結果、アメリカは総合兵力構想によってアジア諸国民に責任の分担を押しつけることははや不可能なのであります。

第三に、アメリカのアジア戦略が一握りの軍事独裁者の支持しか当てることのできないという事実自体、アメリカのアジア政策の不人気を示すものであります。

国民から完全に孤立した韓国、朴、フィリピン、マルコス、インドネシアのスハルトといった独裁者が一体いつまで生き残れると日本の防衛当局は考えているのでありましようか。弾圧が激しければ激しいほど、その没落に伴う社会的、政治的

激動もまた激しいものであります。したがって、最後に、こうした米国の力の限界が明瞭になるにつれて、日米同盟を基軸に中国を取り込み、全体としてソ連に対抗するという戦略に後退せざるを得ないのであります。

結局において、今回のアメリカのアジア戦略の成否は、日米安保体制が存続するか否かによつて決まります。在日米軍がなく、対ソ戦略への日本の加担がなければ、アメリカはこの地域での強国としての地位を維持することは絶対に不可能であります。

一張一緩する共存と抗争といった防衛庁の認識とは正反対に、わが国の安全保障政策のありようによつては、アジアにおける冷戦の源泉を断ち切り、緊張の緩和を大幅に進めることのできる時代がすでに到来しておるのであります。こうした時代に、わが国の緊張緩和を新しい国際秩序の形成によつて、国際的信頼を向上させたという希望のふくらむことも避けがたいものであります。

わが国の憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」と述べております。今日の国際情勢は、こうした規定の正しさを改めて立証しております。

以上の理由によつて、防衛庁長官三原朝雄君がその席につくことをとうてい容認し得ないのであります。

日米安保条約破棄、非武装中立、善隣友好、平和共存こそ、安全保障に関する国民的合意を回復させる唯一の道であることを重ねて強調して、防衛庁長官三原朝雄君に対する不信任案に対する賛成の討論を終りたいと思ひます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(保利茂君) 安藤君。

「安藤君登壇」

○安藤君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、三原朝雄防衛庁長官の不信任決議案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)不信任決議案に賛成する第一の理由は、沖縄基

地を恒久的に確保し、戦後三十二年たった現在においても沖縄県民の権利を不当に侵害するとともに、沖縄県民のみならず、わが国の安全と主権にもかかわる希代の悪法を提案した責任者である三原防衛庁長官の責任の問題であります。

さらに、こうした悪法をわずか四時間足らずの審議で強引に採決を推し進めた防衛庁長官の責任は重大であります。

沖縄の軍事基地は、米軍が軍事占領直後から土地を沖縄県民から有無を言わず強引に無法な形で奪取したものであり、絶対に容認できないものであります。この土地を沖縄施政権返還のときから、引き続きそのまま米軍や自衛隊の基地として使用できるようにしたのが現行の公用地暫定使用法、すなわち土地強奪法であります。

この法律自体が憲法違反であり、余りにも悪法であることが明確であるために、五年の時限立法にせざるを得ず、当時の西村防衛庁長官でさえ、「延長する」という考えは全然ございません」と答ざるを得なかったものであります。その悪法をさらに五十年延長の強行を図ったことは、沖縄米軍基地を恒久化するためには、たとえ違憲の法律でも多数を頼んで成立させ、沖縄県民の権利をじゅうりんしてはばからないという恥ずべき売国と反動の姿勢を露骨にあらわしたのと言わなければなりません。

第二の理由は、自衛隊は平時においては土地の強制収用は認めておらず、強制収用できるのは防衛出動という緊急時のみであるにもかかわらず、三原防衛庁長官は、平時における土地強制収用が合法であるかのように強弁していることであります。この態度こそ、自衛隊のためには不当な法律の拡大解釈も平然とやってくるという反国民的な態度のあらわれにはかならず、このような人物を、武装集団である自衛隊の指揮権を持つ防衛庁長官としておくことは、危険きわまりないことであります。

第三の理由は、沖縄の反戦地主に対する問題で

すが、防衛施設庁当局が、米軍に土地を提供することを拒否し続けている人々に対し、地代をえさにして懐柔したり、不当な権利侵害を行っていることであります。

那覇防衛施設局の軍用地主に対する切り崩しの卑劣なやり方は、たとえば親戚に反戦地主がいる人に対して、那覇防衛施設局が土地を基地として借りるのをやめ、地代が入らなくしてやると近所の人を使って言わせ、圧力をかけたり、また他のところでは、反戦地主の周りの人を使って、おまえが反戦地主であるために、自分たちの土地も防衛施設庁に借りてもらえなくなり、地代が入らなくなると圧力をかけさせていることなどでありま

す。こうした防衛施設庁の態度は、絶対に容認できるものではなく、地代をちらかせての反戦地主への不当な差別をやめさせるとともに、このような事態を引き起こした三原長官は、即刻解任されるべきであります。

第四の理由は、アメリカの意向をくみ、三原防衛庁長官は、米軍基地撤去と平和を願う日本国民の意思に挑戦し、日本をアジアにおける前進基地とするために、着々と米軍基地機能の強化に協力してきたのであります。

このため、沖縄県道百四号線を封鎖しての米海兵隊の実弾射撃演習のたび重なる強行や、沖縄本島北部山岳地帯での二十数キロメートルに及ぶ戦車機動訓練道の建設は、交通遮断や生活用水の汚染など、県民への新たな苦しみをもたらしています。

同時に、米軍の侵略補完部隊である自衛隊の増強を積極的に図ってきたのであります。このことは、ベトナム以後の朝鮮半島を焦点としたアメリカの危険な侵略戦争政策に日本を引き込むものであり、断じて容認できないものであります。それは、ベトナム以後、アメリカが朝鮮半島を焦点とする新たな戦略に切りかえ、沖縄基地の強化を軸に、米日韓軍事一体化路線の飛躍的な推進を行っ

ている今日の事態のもとで、日本の国民をアメリカのアジア干渉侵略に一層深く巻き込む、きわめて危険なものと言わねばなりません。

第五の理由は、三原防衛庁長官の国会に対する無責任な答弁の問題であります。

日本共産党上田耕一郎参議院議員が、恐るべき自衛隊のスパイ、謀略組織、陸幕二部別班の実態を数々の証拠を挙げて暴露すると同時に、金大中氏殺害未遂拉致事件に、これら自衛隊情報幹部がKCIAと手を組んで関与したという重大な疑惑を指摘したことに對して、三原防衛庁長官は、調査もろくにしないで、事態を隠蔽しようとしていることであります。これは国民を欺き、国会の権能を軽んじて恥じないものであり、断じて許すことができません。

三原長官の態度は、まさに自衛隊調査学校でのスパイ、謀略教育で重視されている偽装工作を地でいくものであり、国会と国民を欺き通す恥知らずの策略と言わねばなりません。

第六の理由は、大規模な違法の自衛隊ぐるみ選挙を黙認し、野放しにしていることであります。

三月二日、衆議院公選法特別委員会、私は、自衛隊奈良地方連絡部長小舟通夫一佐が、参議院選挙の事前運動を行ったことについて、その違法性を厳しく追及いたしました。この事件は、奈良県警が警告を発せざるを得なかった悪質な事件であります。これは氷山の一角にしすぎません。現実に防衛庁と自衛隊の三幕僚監部の指導で、驚くほど大規模な参議院選挙の事前運動が行われていることであります。

去る四月十六日、参議院予算委員会が共産党上田議員が厳しく糾弾したように、自衛隊出身の自民党の特定候補を支援するため、陸幕長の命令で総額二億円から二億五千万円もの選挙運動資金が自衛隊父兄会の募金という形式で全自衛隊員に強制されております。これらが自衛隊法違反及び公選法違反であることは、全く明白のことでありま

す。

三原防衛庁長官は、こうした防衛庁幹部と自衛隊幹部による違法の自衛隊ぐるみ選挙の事実を国会の場で指摘されたにもかかわらず、調査の意思さえ表明せず、事態を隠蔽しようとしているのであります。こうした長官の態度は、断じて許すことはできません。

以上の数々の言動及び政治姿勢からいって、三原朝雄君は防衛庁長官として不適格であり、即時解任を要求するものであります。(拍手)

討論終局の動議

○議長(保利茂君) 安倍晋太郎君外二十四名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百八十五

可とする者(白票) 二百三十一

否とする者(青票) 百五十四

○議長(保利茂君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

安倍晋太郎君外二十四名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君
愛野興一郎君 青木 正久君
天野 光晴君 荒松清十郎君
有馬 元治君 井出一太郎君
井上 裕君 伊東 正義君
伊藤宗一郎君 池田 行彦君
石井 一君 石橋 一弥君
石原慎太郎君 稲垣 実男君
稻村 佐近四郎君 稻村 利幸君
今井 勇君 宇野 宗佑君
宇野 亨君 上村千一郎君
内田 常雄君 内海 英男君
江崎 真澄君 江藤 隆美君
小川 平二君 小比木三郎君
小沢 一郎君 小沢 辰男君
小沢 惠三君 越智 伊平君
越智 通雄君 大石 千八君
大塚 雄司君 大坪健一郎君
大西 正男君 大野 明君
大正 正芳君 大村 襄治君
奥田 敬和君 奥野 誠亮君
加藤 敏一君 加藤常太郎君
加藤 六月君 鹿野 道彦君
海部 俊樹君 粕谷 茂君
片岡 清一君 金子 一平君
金子 岩三君 金丸 信君
亀岡 高夫君 鴨田 宗一君
唐沢俊二郎君 川田 正則君
瓦 力君 木野 晴夫君
木村武千代君 北川 石松君
久野 忠治君 久保田四次君
鯨岡 兵輔君 熊谷 義雄君
倉石 忠雄君 倉成 正君
藏内 修治君 栗原 祐幸君

小泉純一郎君 小坂徳三郎君
小島 静馬君 小宮山重四郎君
後藤田正晴君 河本 敏夫君
高村 坂彦君 國場 幸昌君
近藤 鉄雄君 左藤 恵君
佐々木義武君 佐藤 隆君
佐藤 文生君 佐藤 守良君
佐野 嘉吉君 齊藤滋与史君
齋藤 邦吉君 櫻内 義雄君
笹山茂太郎君 志賀 節君
始岡 伊平君 堀川正十郎君
篠田 弘作君 島村 宜伸君
正示啓次郎君 白濱 仁吉君
菅波 茂君 砂田 重民君
住 栄作君 瀬戸山三男君
関谷 勝嗣君 園田 直君
染谷 誠君 田澤 吉郎君
田中伊三次君 田中 龍夫君
田中 正巳君 田中 六助君
田村 元君 高島 修君
竹内 黎一君 竹下 登君
竹中 修一君 谷 洋一君
谷川 寛三君 玉沢徳一郎君
津島 雄二君 塚田 徹君
塚原 俊平君 辻 英雄君
坪川 信三君 戸井田三郎君
戸沢 政方君 渡海元三郎君
登坂重次郎君 友納 武人君
中尾 栄一君 中川 一郎君
中島源太郎君 中島 衛君
中曾根康弘君 中西 啓介君
中野 四郎君 中村 喜四郎君
中村 弘海君 中村 直君
中村 靖君 中山 利生君
中山 正暉君 二階堂 進君
橋本 進君 丹羽 喬四郎君
丹羽 久章君

西田 司君 西村 英一君
西銘 順治君 根本龍太郎君
野田 卯一君 野田 毅君
野中 英二君 野呂 恭一君
羽田 孜君 羽田野忠文君
羽生田 進君 葉梨 信行君
萩原 幸雄君 橋口 隆君
橋本龍太郎君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 浜田 幸一君
濱野 清吾君 早川 崇君
林 大幹君 原 健三郎君
原 健三郎君 原田 憲君
原田昇左右君 平泉 渉君
廣瀬 正雄君 福島 謙二君
福田 一君 福永 一臣君
福永 健司君 藤井 勝志君
藤尾 正行君 藤波 孝生君
藤本 孝雄君 船田 中君
古屋 亨君 堀之内久男君
堀内 光雄君 前尾繁三郎君
本名 武君 前田治一郎君
増田甲子七君 松澤 雄藏君
松本 光君 松野 幸泰君
三池 信君 三塚 博君
箕輪 登君 水戸 豊彦君
湊 徹郎君 宮崎 茂一君
宮澤 喜一君 武藤 嘉文君
向山 一人君 村上 茂利君
村田敬次郎君 村山 達雄君
毛利 松平君 森 清君
森 美秀君 森 喜朗君
森下 元晴君 森田 欽二君
森山 欽司君 保岡 興治君
山崎 拓君 山崎武三郎君
山崎平八郎君 山下 元利君
山下 徳夫君 山田 久就君
山中 貞則君 湯川 宏君

否とする議員の氏名

与謝野 馨君 綿貫 民輔君
渡部 恒三君 渡辺 栄一君
渡辺 紘三君 渡辺 秀央君
渡辺美智雄君
安島 友義君 安宅 常彦君
阿部未喜男君 井上 泉君
井上 善方君 伊賀 定盛君
伊藤 茂君 池端 清一君
稲葉 誠一君 岩垂寿喜男君
上田 卓三君 上原 康助君
枝村 要作君 小川 国彦君
小川 省吾君 小川 仁一君
大出 俊君 大柴 滋夫君
大島 弘君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 哲児君
岡田 利春君 加藤 清二君
角屋堅次郎君 金子 みつ君
川口 大助君 川崎 寛治君
川保健二郎君 川本 敏美君
河上 民雄君 木島喜兵衛君
木原 実君 北山 愛郎君
久保 三郎君 久保 等君
栗林 三郎君 小林 進君
兒玉 末男君 後藤 茂君
上坂 昇君 佐藤 綴樹君
佐藤 敬治君 佐野 憲治君
佐野 准君 斎藤 正男君
沢田 広君 渡沢 利久君
島田 琢郎君 島本 虎三君
嶋崎 譲君 清水 勇君
新村 勝雄君 新盛 辰雄君
鈴木 強君 田口 一男君
田畑政一郎君 多賀谷眞稔君
高沢 寅男君 竹内 猛君
武部 文君 橋 兼次郎君
千葉千代世君 土井たか子君
柳野 泰二君 中西 績久君

中村 茂君	榑崎弥之助君	工藤 晃君	瀬崎 博義君
西宮 弘君	野口 幸一君	田中美智子君	津川 武一君
野坂 浩賢君	馬場猪太郎君	寺前 巖君	東中 光雄君
馬場 昇君	長谷川正三君	藤原ひろ子君	正森 成二君
原 茂君	日野 市朗君	松本 善明君	三谷 秀治君
平林 剛君	広瀬 秀吉君	安田 純治君	山原健二郎君
福岡 義登君	古川 喜一君		
細谷 治嘉君	松沢 俊昭君		
美濃 政市君	水田 稔君		
武藤 山治君	村山 喜一君		
村山 富市君	森井 忠良君		
矢山 有作君	安井 吉典君		
山口 鶴男君	山田 耻目君		
山田 芳治君	山花 貞夫君		
山本 政弘君	湯山 勇君		
横山 利秋君	吉原 米治君		
米田 東吾君	渡部 行雄君		
渡辺 三郎君	渡辺 芳男君		
浅井 美幸君	新井 彬之君		
飯田 忠雄君	池田 克也君		
石田幸四郎君	大久保直彦君		
大橋 敏雄君	近江巳記夫君		
岡本 富夫君	沖本 泰幸君		
長田 武士君	鍛冶 清君		
貝沼 次郎君	北側 義一君		
草川 昭三君	草野 敏君		
坂口 力君	鈴切 康雄君		
瀬野栄次郎君	竹内 勝彦君		
武田 一夫君	谷口 是巨君		
鳥居 一雄君	中川 嘉美君		
林 孝矩君	春日 重昭君		
平石磨作太郎君	広沢 直樹君		
伏木 和雄君	伏屋 修治君		
宮井 泰良君	宮地 正介君		
越仲 義彦君	山田 太郎君		
吉浦 忠治君	和田 一郎君		
渡部 一郎君	安藤 巖君		
荒木 宏君	浦井 洋君		

○議長(保利茂君) 本決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れはありません。投票箱閉鎖。開閉。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百七十九

可とする者(白票) 四百四十七

否とする者(青票) 二百三十二

〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案は否決されました。(拍手)

山原健二郎君外八名提出防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案を可とする議員の氏名

安島 友義君 安宅 常彦君
阿部末喜男君 伊賀 泉君
井上 普方君 伊賀 定盛君
伊藤 茂君 池端 清一君

稲葉 誠一君	岩垂寿喜男君	村山 喜一君	村山 富市君
上田 卓三君	上原 康助君	森井 忠良君	矢山 有作君
枝村 要作君	小川 国彦君	安井 吉典君	山口 鶴男君
小川 省吾君	小川 仁一君	山田 耻目君	山田 芳治君
大出 俊君	大島 弘君	山花 貞夫君	山本 政弘君
大原 亨君	林田 一夫君	湯山 勇君	横山 利秋君
岡田 哲児君	林田 利春君	吉原 米治君	米田 東吾君
加藤 清二君	角屋豊次郎君	渡部 行雄君	渡辺 三郎君
金子 みつ君	川口 大助君	渡辺 芳男君	新井 彬之君
川崎 寛治君	川俣健二郎君	飯田 忠雄君	池田 克也君
川本 敏美君	河上 民雄君	大橋 敏雄君	近江巳記夫君
木島喜兵衛君	木原 実君	岡本 富夫君	沖本 泰幸君
北山 愛郎君	久保 三郎君	長田 武士君	鍛冶 清君
久保 等君	栗林 三郎君	貝沼 次郎君	北側 義一君
小林 進君	兒玉 末男君	草川 昭三君	草野 敏君
後藤 茂君	上坂 昇君	坂口 力君	鈴切 康雄君
佐藤 樹樹君	佐藤 敬治君	瀬野栄次郎君	竹内 勝彦君
佐野 憲治君	佐野 進君	武田 一夫君	谷口 是巨君
齊藤 正男君	沢田 広君	鳥居 一雄君	中川 嘉美君
沢田 利久君	島田 琢郎君	林 孝矩君	春日 重昭君
島本 虎三君	嶋崎 謙君	平石磨作太郎君	伏屋 修治君
清水 勇君	新村 勝雄君	宮井 泰良君	宮地 正介君
新盛 辰雄君	鈴木 強君	越仲 義彦君	吉浦 忠治君
田口 一男君	田畑政一君	安藤 巖君	渡部 一郎君
多賀谷眞稔君	武部 寅男君	浦井 洋君	工藤 晃君
竹内 猛君	千葉千代世君	瀬崎 博義君	田中美智子君
樋兼次郎君	樫野 泰二君	津川 武一君	寺前 巖君
土井たか子君	中村 茂君	東中 光雄君	藤原ひろ子君
中西 續介君	西宮 弘君	正森 成二君	松本 善明君
樋崎弥之助君	野坂 浩賢君	三谷 秀治君	安田 純治君
野口 幸一君	馬場猪太郎君	山原健二郎君	
長谷川正三君	日野 市朗君		
日野 市朗君	廣瀬 秀吉君		
広瀬 秀吉君	古川 喜一君		
古川 喜一君	松沢 俊昭君		
松沢 俊昭君	水田 稔君		

否とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君
愛野興一郎君 青木 正久君
天野 光晴君 荒松清十郎君

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案

八二八

有馬 元治君	井出一太郎君	佐野 嘉吉君	齊藤滋与史君	橋口 隆君	橋本龍太郎君
井上 裕君	伊東 正義君	齋藤 邦吉君	坂田 道太君	長谷川 四郎君	長谷川 峻君
伊藤宗一郎君	池田 行彦君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	浜田 幸一君	渡野 清君
石井 一君	石橋 一弥君	志賀 節君	始関 伊平君	早川 崇君	林 大幹君
石原慎太郎君	稲垣 実男君	堀川正十郎君	篠田 弘作君	林 義郎君	原 健三郎君
稲村佐四郎君	稲村 利幸君	島村 宜伸君	正示啓次郎君	原田 憲君	原田昇左右君
今井 勇君	宇野 宗佑君	白濱 仁吉君	青波 茂君	平泉 涉君	廣瀬 正雄君
宇野 亨君	上村千一郎君	砂田 重民君	住 榮作君	福島 謙二君	福田 一君
内田 常雄君	内海 英男君	瀬戸山三男君	関谷 勝嗣君	福永 一臣君	福永 健司君
江崎 真澄君	江藤 隆美君	園田 直君	染谷 誠君	藤井 勝志君	藤尾 正行君
小川 平二君	小此木三郎君	田澤 吉郎君	田中伊三次君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君
小沢 一郎君	小沢 辰男君	田中 龍夫君	田中 正巳君	船田 中君	古屋 亨君
小淵 惠三君	越智 伊平君	田中 六助君	田村 元君	細田 吉藏君	堀内 光雄君
越智 通雄君	大石 千八君	高島 修君	竹内 繁一君	堀之内久男君	堀内 光雄君
大塚 雄司君	大坪健一郎君	竹下 登君	竹中 修一君	前尾繁三郎君	堀内 光雄君
大西 正男君	大野 明君	谷 洋一君	谷川 寛三君	増岡 博之君	堀内 光雄君
大平 正芳君	大村 襄治君	玉生 孝久君	玉沢徳一郎君	松澤 雄藏君	堀内 光雄君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君	地崎宇三郎君	津島 雄二君	松野 幸泰君	堀内 光雄君
加藤 紘一君	加藤常太郎君	塚田 徹君	塚原 俊平君	三塚 博君	堀内 光雄君
加藤 六月君	鹿野 道彦君	辻 英雄君	坪川 信三君	水戸 豊彦君	堀内 光雄君
海部 俊樹君	粕谷 茂君	戸井田三郎君	戸沢 政方君	宮崎 茂一君	堀内 光雄君
片岡 清一君	金子 一平君	渡海元三郎君	登坂重次郎君	武藤 嘉文君	堀内 光雄君
金子 岩三君	金丸 信君	友納 武人君	中尾 榮一君	村上 茂利君	堀内 光雄君
亀岡 高夫君	鴨田 宗一君	中川 一郎君	中島 源太郎君	村山 達雄君	堀内 光雄君
唐沢俊二郎君	川田 正則君	中西 啓介君	中會根康弘君	森 清君	堀内 光雄君
瓦 力君	木野 晴夫君	中村 喜四郎君	中野 四郎君	森 喜朗君	堀内 光雄君
木村武千代君	北川 石松君	中村 直君	中村 弘海君	森田 欽二君	堀内 光雄君
久野 忠治君	久保田円次君	熊谷 義雄君	中山 利生君	保岡 興治君	堀内 光雄君
鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	倉成 正君	二階堂 進君	山下 元利君	堀内 光雄君
倉石 忠雄君	栗原 祐幸君	小坂徳三郎君	西田 司君	湯川 宏君	堀内 光雄君
藏内 修治君	小坂徳三郎君	西村 英一君	西銘 順治君	綿貫 民輔君	堀内 光雄君
小泉純一郎君	小宮山重四郎君	根本龍太郎君	野田 卯一君	渡辺 栄一君	堀内 光雄君
小島 静馬君	河本 敏夫君	野田 毅君	野中 英二君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君
後藤田正晴君	國場 幸昌君	野田 恭一君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君
高村 坂彦君	左藤 惠君	野田 恭一君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君
近藤 鉄雄君	佐藤 隆君	羽田 孜君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君
佐々木義武君	佐藤 守良君	羽田 孜君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君
佐藤 文生君	佐藤 守良君	羽田 孜君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	堀内 光雄君

○議長(保利茂君) この際、一時間休憩いたします

午前四時二十九分休憩
午前五時三十三分開議
○議長(保利茂君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
○議長(保利茂君) 先刻の防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案の議事における上田卓三君の発言中、不穩当の言辭があるとの申し出があります。(発言する者あり)議長は、速記録を取り調べの上、適当な処置をとることといたします。(発言する者多し)
○議長(保利茂君) 沢田広君外八名から、總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案が提出されました。
本決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案(沢田広君外八名提出)
○議長(保利茂君) 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。沢田広君。
總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案
(本号末尾に掲載)

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 私は、日本社会党を代表いたしましたし、総理府総務長官であり、特に沖縄開発庁長官藤田正明君に対する不信任決議の提案を行い、全国民と憲法の名において、特に沖縄県民百四万の声を代表し、提案を行うものであります。(拍手)

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君不信任決議案

本院は、総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

理由。

藤田正明君は広島県出身であり、原爆の被災地であり、戦争の悲惨さとその後遺症の恐ろしさを十分に体験し、理解をし、多くの県民を失った犠牲者の方々の代表であると言つて過言でないと思ひます。そのゆゑに、沖縄の県民の持つ悲惨さ、その犠牲の重さ、十分理解できる立場にあつたはずであります。いまもし、沖縄の現状と住民の利益を守る立場にあつたとするならば、かかる不信任の提案を受けることになつたことと、思ふのであります。

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君は、福国内閣の重要な要職を占め、与党自民党と結託をし、一方的に内閣委員長の職権によつて開会を強行した同委員会において、いまだ審議を終了していない沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する修正案の強行採決に加担をしたものであります。

かかる暴挙は、沖縄における地籍の確定とともに、広大な米軍・自衛隊基地の撤去を求めている百四万沖縄県民の要求を一方的にじゅうりんするものであると断定せざるを得ません。

先ほど自民党の賛成討論がありましたが、今日の日米安保条約の状況において、否定をするものではありませんが、悪法も法なりという言葉もあります。百歩を譲るといふ言葉もありました。

で、その言葉をそのまま自民党にお返しをして申し上げるならば、条約第七号第三項第一項、第二項、第三項、それぞれ示されているものは、「近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内に必要な措置を執るものとする」というのが第一項であります。第二項は、「航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。」第三項は、「公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。」と示されております。同じく、国有財産の管理に関する法律施行令によれば、「産業教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものとする。」と示されているのであります。

これらの条約、法律が十分に住民の立場を考慮されてこられなかったことは明らかであり、まことに遺憾と言わざるを得ないものであります。また、米軍・自衛隊の永久基地の永久使用を企図し、そのための公用地法の五十年延長を画策しながら、それを修正案で覆ひ隠そうとするのを助ける行為は、沖縄開発庁長官としてあるまじき暴挙であります。その責任はきわめて重大であり、沖縄県民を初め、全国民から厳しく糾弾されなければなりません。

この機会に沖縄の現状について若干述べ、いかに政府が怠慢であり、その担当にある藤田正明君の責任の所在を明らかにするものであります。沖縄人口の動態は、一九六〇年においては八十八万三千二百二十二人、一九六五年九十三万四千七百六十六人、一九七〇年九十四万五千一百一十一人、一九七五年百四万二千五百二十二人、国勢調査の結果であります。県民分配所得の一人当たりによれば、四十七年全国国民平均所得は七十三万七千円であり、十五万五千円しかないのであります。四十八年は全国民の所得は九十四万八千円でありました。しかるに沖縄の県民の一人当たりの所得はわずかに

六十二万九千円でありました。四十九年は全国民の所得一人当たりは百一十一万円であります。しかるに沖縄の県民一人当たりは七十六万一千円でありました。いかに沖縄の県民の分配所得が少なかったかをこれは示すものであらうと思ふのであります。

第一次産業は、四十九年度において概ついに五・七％に下がりました。第二次産業においては二・一・三％に下がりました。第三次産業が七・三％に肥大をいたしたのであります。無業無職者は三十三万、失業者は七％と云われております。この現状は、肥大した第三次産業に依拠し、基本であります第二次産業が伸び悩んだことは、一に基地の存在と今日の政府、担当長官の失政であると言つて過言でないであります。(拍手)

一人当たりの民力は、一九七六年度は全国を一〇〇としてわずかにその六割にしか当たりません。一人当たりの国税徴収については、四十七年度対比五十年度において一七・〇・六％にまで増税が行われております。

地方の財政能力においても、五十年度において一人当たり十四万二千三百三十円であり、北海道十五万二千九百九十九円に比し低水準に置かれていたものであります。また公共事業は、わずか百二十七億で、全国最下位であります。

教育においても、最高一〇〇としてわずかに六・二％。公民館は若干数ということによつて証明されるように、住民のコミュニケーションは全くなく、意識的に妨害されていると言つても過言でありません。

住民水準は、全国の七〇から八〇に對し、わずか一〇％という水準であります。住民の安全度についても、昨年全国平均が一〇〇として、殺人事件において二〇〇、その他の犯罪においては九と、いずれも全国第一位を占める現状は、基地被害の最たるものと言つて過言でないと思ふのであります。

医療水準も、全国水準に對し三四・二という低水準にあることも、これまで嘆かわしい現状と言わなければなりません。これら住民の生活条件の中において、何らなすところなく、沖縄住民を無視し、放置をしてきていたと言つても過言でないものと思ふのであります。(拍手)これらの現状、現実からだけでも、全くその任を全うすることをしなかつたものと確信をしますものであります。

このことは、沖縄開発庁長官は、沖縄の平和と基地の速やかな撤去、健全な経済振興並びに生活上が職責であつたにかかわらず、その職責を全うしなかつた、その事実を立つて私は深い憤りを感ずるとともに、ぜひ沖縄県民の一人一人の心情になつて退任をされることを心から願つてやまなものであります。

さて、ノーベル賞の平和賞を受けた佐藤前首相は、「沖縄の返還なくして戦後は終わらない」と言われまして、この沖縄の返還は、現在の無法で暴力的な米軍基地、核基地や基地の半永久的延長を図ることではないものと信ずるものであります。

一九七二年の沖縄復帰とともに、沖縄振興開発特別措置法、沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発金融公庫法のいわゆる開発三法が発効したはずであります。さらに、昭和四十七年から五十六年に至る沖縄振興開発計画が策定されたのであります。しかしながら、この計画ですら、計画期間の折り返し時点の今日において、完全な破綻を遂げたことは、だれしもが確認できるものと思ひます。

沖縄経済の振興開発どころか、沖縄県では、ただいま申し述べたように、農業は切り捨てられ、海洋博の遺産として肥大化したホテル産業などは、過大な設備投資の圧力のもとに、四十八年度対比五十一年度は五十一倍という倒産に苦しめられてゐるのであります。これは、「臨海工業について、埋立てが容易で大型港湾の建設が可能なる本島東海岸の自然条件を活用し、臨海地域の埋立造成をすすめる、臨海工業の立地を促進する。」という計画の独占本位で、反県民的な性格の必然的な所産

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案

八三〇

であるということが言ひ得ると思ふのであります。
広大な米軍・自衛隊基地の存続強化を前提とし、これと両立可能な本土の重化学工業の沖繩進出のみを考える工業開発戦略に立つ沖繩開発庁は、もはや平和的な経済発展と生活向上を企図する沖繩県民の要求とは、いかなる意味においても両立できない姿勢を見せていると断定せざるを得ないのであります。

私は、かかる開発庁並びに開発庁長官の県民無視の基本方針が、地籍明確化をめぐる今日の政府・自民党の混迷した対応の中にも明確にあらわれていると強調したいのであります。

全島を焦土とした沖繩戦は、土地の境界、所有権を記した公簿、公図を完全に焼失させてしましました。さらに、米軍による土地の強制取り上げと全島の軍事基地化は、地籍問題の解決を一層困難なものにするに至りました。

私は、地籍確定に関する根拠法が不在であるゆえをもつて何らの具体策を講ずることなく、無責任と混迷のままに放置をするだけであった沖繩開発庁と同長官の責任を厳しく追及しなければならぬものと思ふのであります。

しこうして、今国会、内閣委員会に提出された沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案、すなわち基地確保新法案は、この放置され、混乱の極に至った地籍の確定に名をかりて、米軍基地の永久使用、自衛隊基地の土地取用法による拡張を企図する悪らつたものであったのであります。

そののみならず、沖繩県民とわが党の断固とした闘いの中で、この基地確保新法案の立法化を断念せざるを得なかった政府・自民党は、一転いたしまして、同法案の全面修正の上に、沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法案を内閣委員会で強行採決、公用地法の五十年間の延長を企図したところまで悪らつた策動を展開するに至ったのであります。

沖繩開発庁長官藤田正明君は、率先してかかる暴挙の先頭に立つて沖繩県民の要求を一方面的にじゅうりんする行為に出たのであります。もはや、藤田正明君が沖繩開発庁長官の職責にとどまるべき一片の理由の痕跡を見出すこともできないのであります。

私は、以上の観点からいたしまして、沖繩開発庁長官藤田正明君は閣僚としてその任に値しない者と断定をし、同君に対する不信任決議案を提案するものであります。全国民と沖繩百四万のこの激しい声とともに、憲法の名において全議員の賛成を心から願つて提案するものであります。御賛成を心から願つて、提案説明を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(保利茂君) 質疑の通告があります。順次これを許します。井上一成君。

〔井上一成君登壇〕

○井上一成君 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案の趣旨説明について、日本社会党を代表し、若干の質問をしたいと思ひます。

いまは亡き佐藤元總理が、「沖繩の復帰なくして戦後は終わらない」と述べられ、そして沖繩が復帰して五年。しかし、沖繩県民の期待は無残に裏切られたのであります。沖繩県民百万人の人々にとつて、日本国憲法でうたわれた平和と基本的人権が保障されない限り、戦後は終わらないのであります。憎むべきは戦争であり、そして守るべきは平和であります。

いま、沖繩県民にとつて平和とは一体何なのか、戦争にかかわりを持つ軍事基地を撤去することでありませう。そして、自然に恵まれた沖繩の島々で働く権利が与えられ、毎日の生活に生きがいがあることではないでしょうか。

そこでお聞きをいたします。沖繩に対していままで政府のとつた施策は一体どうであったのでしょうか。「すべて國民は、健康で文化的な最低

限度の生活を営む権利を有する。」と憲法二十五条に規定していますが、沖繩の復帰後五年の実態は明らかに違つてゐることを示しています。沖繩に対する政府の姿勢は、県民を犠牲にし、憲法で生きる権利さえも十分に保障していないのが実情であります。

ちなみに、私は一、二具体的事例を挙げて、ここにお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

沖繩経済の自立的発展をリードする産業の設定には必ずしも成功していません。沖繩開発庁みずからも認めているところでもあります。また、就業者数の産業別構成を見ても、復帰前の体質と何ら変わらず、沖繩県の収支の赤字は拡大傾向にあるのであります。とすれば、復帰後五年間の沖繩開発庁の存在は何であつたのかと私は改めて問いたしたいのであります。

さらに、不況による失業者、県内就職を希望する学卒者等が広範囲に滞留している一方、県内雇用力が小さいために労働力の需給のバランスは全く崩れてしまひ、失業率はここ三年ほど五、六割台で推移し、常に全国失業率の三倍前後に上つてゐるのであります。この深刻な現実が、沖繩開発庁の無策を証明している以外の何物でもありません。

また、産業振興についても、新規工業の導入が大幅におくれる見通しであることに加え、県在来の産業についても全般に大きな伸びを見込むことは困難であるとも沖繩開発庁は認めているのであります。このことは、地場産業の育成に本格的に取り組むことが沖繩経済復興の道であるにもかかわらず、これを放置したことによるものであります。

このことについても、担当大臣としての沖繩開発庁長官の責任は重大であり、かつ、無策無能であると考えるを得ませんが、いかがでありますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、雇用、労働問題は引き続き重大な問題であるにもかかわらず、今後とも雇用の機会を県内だけでつくり出すことは困難であり、それによつて

県民所得の向上は望めず、所得格差が是正される見通しは立てにくいと、これまた沖繩開発庁みずから認めているところでもあります。

いずれをとつても、すべて県民の生活を無視した施策の結果であることは明白な事実であります。

復帰後五年、軍事基地の撤去を求め、平和な暮らしを願う沖繩県民の要求を政府は一方的に押しつぶし、沖繩開発だとして公害をまき散らし、産業資本優先、生活無視の政策をとつてまいりました。そして、その破綻した姿が今日の沖繩の実態であることは、だれの目にも明らかであります。

政府・自民党が、基地のない平和な暮らしを望む沖繩県民の願いを聞き入れず、これまでと同じ政策を継続するつもりだとしたら、平和と民主主義を尊重するわが国にとつて許しがたい行為であると言わざるを得ません。いまこそ、官僚的発想から國民的発想に切りかえるべきであると私は考えるわけでありませう。

沖繩に基地のない平和な生活を実現することは、いまやまさに國民的課題であり、責務であると言つても過言ではありません。沖繩県民とその祖先が血と汗で守り育てた土、その沖繩の大地を沖繩県民に返すことが、平和を守る道であり、沖繩県民百万人の人々の生きがいにつながる道だと私はかく信じてゐるのであります。(拍手)

沖繩県民が命をかけて守つてきたその土、その母なる大地を奪ひ取ろうとする考え、その法律にすべての國民が怒りを覚えています。もちろん、沖繩県及び沖繩県議会は、そのような法律に対して差別立法と反対し、政府が沖繩県民の意思を問うべきであるといち早く主張しているところでもあります。

にもかかわらず、民意をくみ入れず、國民大衆の側から離れた政治を行おうとする政府・自民党、とりわけ總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君の責任が問われても当然であります。(拍手)

第二次大戦終了後、三十二年経過しようとして、戦禍は沖縄に依然として深く根をおろしたままであり、一部では亀裂となつて沖縄の大地を走っている。日本の平和と民主主義を守るためにも、そして沖縄県民百万人の人々の生きる権利を保障するためにも、政府・自民党は、日本国憲法を制定した精神を遵守し、法のものとすべし、平等であると定めた第十四条に反する施策は即刻廃棄すべきであると考へる次第であります。

満堂の諸君、日本国憲法の精神を尊重し、平和と民主主義を守るうではありませんか。(拍手)
これをもって私の質問を終わります。(拍手)

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 いま非常に重要な御質問をいただきまして、ただいま私が提案の趣旨を述べましたが、非常に足りない点を補足をしていただいたような感をいたします。

特に、政府のつた態度は私も述べたところであり、政府の、先ほども申し上げたように沖縄の県民の水準はいま残された各都道府県の中でもきわめて低い水準に据え置かれていて、それは第一次産業、第二次産業については特にひどいものがある、そのことを位置を置いては特に関行長官の責任というものはきわめて重い、こういうことになる、そのことである、まさしく御指摘の点、憲法で示された条項がそれぞれ沖縄において十分有効に生かされていない、その点はきわめて遺憾な点だと言わなければならないと思うのであります。

さらに、いまの御質問を通じて、あるいは全都道府県の中の基地がそのほとんどを沖縄にしわ寄せをして、日本の基地の大部分が沖縄の犠牲によって賄われていくような方法がとられていくというところについては、国民が本当に真剣になつて考へていかなければならないものである、私もそのように同感をするものであり、特に医療水準等につきまして、これは国民の生命に関することであり、生命の危険すらあるような、今日はその医

療水準において低水準に置かれていて、こういう状況をいま見ましたときに、御指摘の点は深く私も感銘をいたしているところであります。

しかも、これは感銘をすると同時に、開発庁長官が今日まで行つてきた施策は何にもないということにもなるわけなんでありまして、それだけに歴然たる証拠を示しているものだらうと思うのであります。(拍手)

しかも、これは沖縄の県民といたしましてみれば、本当に女の人も子供も、あるいは農夫の人も、あるいはいろいろな全沖縄県民が血みどろになつて戦い抜き、本当の血と汗によつて守り抜いてきた沖縄であつたと思うのであります。

その意味において、御説のように全国民の被害はもとよりであります、特に沖縄県民の被害が早急に解消されていかなければならない、そういう悲壮な御主張に對しまして心からまた深く感銘をするわけですね。同時に、感銘を深くすればするほど、開発庁長官の意図はどうかと頭を化してくるようなことになるわけでありまして、やはりおやめになつていただく、不信任が満堂の議員の諸兄によつて御賛成をいただくことがやはり国民の負託にこたえる道である、これがその道につながるものである、このように確信を持ってお答えを申し上げられるものと思つております。(拍手)

さらに、先ほども申し上げましたが、雇用問題、きわめて厳しい状況にありまして、職を求むるに職なし、働くに働く場所なし、さらに所得の格差はますます大きくなる一方であります。その平均も、全国民に對して非常に低水準、六割水準にある、こういう状況を解決するのにこれまた手をつかねていて何ら行つてこなかったその責任は全く許しがたいものであると言つても、私は断じて間違いないと思つております。(拍手)

最後に、最終的に憲法第十四条で保障されている諸項がこの沖縄に守られていない現実というものを對して、これは藤田正明君だけでなく政府それ自身が反省をしていかなければならない局面に來

ているものであらうと私も同感をするものであります。

大変貴重な御意見を賜りましたことを、同時に、開発庁長官がおやめになられた後の新しい長官に、この速記録がそのまま残されて生かされるよう心から願つて、御賛成を賜りますように私からもお願いを申し上げて、答弁にかなえたいと思つてます。

以上です。(拍手)

○議長(保利茂君) 小川仁二君。

〔小川仁二君登壇〕

○小川仁二君 私は、日本社会党を代表して、総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明氏の不信任決議について質問をいたしたいと思います。(発言する者あり)

沖縄の話をすると、どうしてこのようにやじが飛ぶのでしょうか。本当に戦後、第二次世界大戦以来の厳しい闘いの中で生き抜いてきた沖縄の人たちの現実をいふ訴えながら、沖縄の将来について考へようとする提案、質問にやじ自身が飛ぶということそれ自身が、日本の政治の問題であると思はれるのであります。(拍手)

沢田議員は、その提案理由の中で、大綱的な趣旨だけを行つてまいりましたが、しかし、時間的不足の中から十分な趣旨あるいは理由が行われなかつたと思ひますので、さらに、具体的な問題について幾つかの点について質問を申し上げたいと思ひます。

私は、四月の十日から三日間沖縄に行つてまいりました。そして、戦後の厳しい生き方の中で生きてこられた沖縄の人たちの話をこの耳で聞き、また、基地周辺に住む人たちの話を聞き、沖縄の将来を、いや、日本の将来を背負うであろう子供たちの意見を聞きながら、いまこの問題について皆さんとともに考へてみたいと思ひます。そして、沖縄の人たちが考へる考えを、沖縄の戦後処理を含む政府の無為無策を憤つてゐる沖縄の人たちの心を私の心として質問を続けてまいりたいと思ひます。

思ひます。

先ほど来、沖縄の経済力の低さについて沢田議員は問題を出してまいりましたが、これは無謀な侵略戦争の結果、沖縄の破滅的な状況をもたらし、さらにその後の米軍の占領、復帰後五年間の無為無策、これが現在の沖縄をつくり上げてゐるものであり、また、復興開発自身の計画のずさんさにこのような状態があると思ひます。したがつて、復興計画について沢田議員のさらに答弁を詳しく求めたいと思ふものであります。

特に、産業構造について触れられましたが、先ほど触れた第一次産業構成比五・七％の問題は、農業の基盤整備のおくれ……(それは昭和何年だ)と呼ぶ者あり)昭和四十九年でございませう。

〔藤田さんは総務長官じゃなかったじゃないか〕と呼び、その他発言する者あり)さらには、沿岸漁業の問題を中心にした一つの施策の不足がこのような結果にあらわれ、さらに計画の中で人口の増加問題に対する計画の不足が、これに一層拍車をかけているわけでありませう。

沖縄の開発は、一体だれのための開発であつたのでしょうか。(沖縄県民のためだ)と呼ぶ者あり)沖縄県民のためとおっしゃる言葉の中に含まれておりますものは、果たして何であつたでしょうか。地場産業は本土の企業によつて侵食され、次第にその力を失ひ、金融面においても恵まれな

い状態の中にあつて衰退を遂げているのであります。榮えてゐるのは大企業であり、本土企業であるとなれば、沖縄の開発はまさに企業独占のため

の開発であつた、沖縄県民のものではなかつたと言へるのではないのでしょうか。この点について、沢田議員のさらに深い説明をお願いを申し上げます。と思ひますのであります。

二つには、教育の問題に触れられましたが、現在の沖縄の学校における基地の障害が非常に大きなものがございます。爆音の問題、実弾射撃の問題等を含めて、幼い子供たちの心理的な屈折、情緒不安といった傾向が非常に大きくふえてゐるこ

八三三

この採決は記名投票をもって行います。

を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百七十

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(保利茂君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君
愛野興一郎君 青木 正久君
天野 光晴君 荒松清十郎君
有馬 元治君 井上 裕君
伊東 正義君 伊藤宗一郎君
池田 行彦君 石井 一君
石橋 一弥君 石原慎太郎君
稲垣 実男君 稲葉 修君
稲村佐近四郎君 今井 勇君
宇野 宗佑君 宇野 亨君
上村千一郎君 内田 常雄君
内海 英男君 江崎 真澄君
江藤 隆美君 小川 平二君
小此木三郎君 小沢 一郎君

小沢 辰男君	小沢 惠三君	高島 修君	竹内 黎一君	松澤 雄藏君	松永 光君
越智 伊平君	越智 通雄君	竹中 修一君	谷 洋一君	松野 幸泰君	三池 信君
大石 千八君	大石 雄司君	谷川 寛三君	玉生 孝久君	三原 朝雄君	三塚 博君
大坪健一郎君	大坪 正男君	玉沢徳一郎君	地崎宇三郎君	水平 豊彦君	淡 徹郎君
大野 明君	大野 正芳君	津島 雄二君	塚田 徹君	宮崎 茂一君	宮澤 喜一君
大村 襄治君	大村 敬和君	塚原 俊平君	杜 英雄君	武藤 嘉文君	向山 一人君
奥野 誠亮君	奥田 敏和君	戸井田三郎君	戸沢 政方君	村上 勇君	村上 茂利君
加藤常太郎君	加藤 敏一君	渡海元三郎君	登坂重次郎君	村田敬次郎君	村山 達雄君
加藤 道彦君	加藤 六月君	友納 武人君	中尾 栄一君	毛利 松平君	森 清君
鹿野 道彦君	海部 俊樹君	中川 一郎君	中島 源太郎君	森 美秀君	森 喜朗君
粕谷 茂君	片岡 清一君	中島 衛君	中曾根康弘君	森田 欽二君	森山 欽司君
金子 一平君	金子 岩三君	中西 啓介君	中野 四郎君	保岡 興治君	山崎 拓君
金丸 信君	亀岡 高夫君	中村喜四郎君	中村 弘海君	山崎武三郎君	山下 元利君
鴨田 宗一君	唐沢俊二郎君	中村 直君	中山 利生君	山下 元利君	山田 久就君
川田 正則君	瓦 力君	中村 直君	中山 利生君	湯川 宏君	山中 貞則君
木野 晴夫君	木村武千代君	久野 忠治君	二階堂 進君	綿貫 民輔君	与謝野 馨君
北川 石松君	熊谷 義雄君	倉成 正君	西村 英一君	渡辺 栄一君	渡辺 紘三君
久保田次君	倉成 正君	栗原 祐幸君	根本龍太郎君	渡辺 秀央君	渡辺 美智雄君
倉石 忠雄君	小坂徳三郎君	小宮山重四郎君	野田 英二君	安島 友義君	安宅 常彦君
藏内 修治君	小坂徳三郎君	河本 敏夫君	野田 恭一君	阿部未喜男君	井上 泉君
小泉純一郎君	小坂徳三郎君	國場 幸昌君	羽田 忠文君	井上 一成君	井上 哲方君
小島 静馬君	河本 敏夫君	左藤 恵君	葉梨 信行君	伊賀 定盛君	伊藤 茂君
後藤田正晴君	國場 幸昌君	佐藤 守良君	橋口 隆君	池端 清一君	石野 久男君
近藤 鉄雄君	左藤 恵君	齊藤滋与史君	長谷川四郎君	稲葉 誠一君	岩垂寿喜男君
佐藤 隆君	佐藤 守良君	櫻内 義雄君	長谷川 峻君	上田 卓三君	上原 康助君
佐野 嘉吉君	齊藤滋与史君	志賀 節君	早川 幸一君	林 大幹君	小川 国彦君
齋藤 邦吉君	櫻内 義雄君	塩川正十郎君	林 義郎君	原田 憲君	小川 仁一君
笹山茂太郎君	志賀 節君	塩田 弘作君	原田昇左右君	平泉 涉君	大島 弘君
始関 伊平君	塩田 弘作君	正示喜次郎君	廣瀬 正雄君	福島 謙二君	大田 一夫君
塩谷 一夫君	正示喜次郎君	菅波 茂君	福田 一君	福永 一臣君	岡田 利春君
塩谷 直藏君	菅波 茂君	住 榮作君	福永 健司君	藤井 勝志君	角屋堅次郎君
白濱 仁吉君	菅波 茂君	関谷 勝嗣君	藤本 孝雄君	藤波 孝生君	川口 大助君
砂田 重民君	関谷 勝嗣君	染谷 誠君	古屋 亨君	細田 中君	川俣健二郎君
瀬戸山三男君	染谷 誠君	田中伊三次君	堀内 光雄君	堀之内久男君	河上 民雄君
園田 直君	田中伊三次君	田中 正巳君	堀内 光雄君	堀之内久男君	木原 実君
田澤 吉郎君	田中 正巳君	田村 元君	本名 武君	增岡 博之君	久保 三郎君

否とする議員の氏名

安島 友義君 安宅 常彦君
阿部未喜男君 井上 泉君
井上 一成君 井上 哲方君
伊賀 定盛君 伊藤 茂君
池端 清一君 石野 久男君
稲葉 誠一君 岩垂寿喜男君
上田 卓三君 上原 康助君
枝村 要作君 小川 国彦君
小川 省吾君 小川 仁一君
大出 俊君 大島 弘君
大原 亨君 岡田 利春君
岡田 哲児君 角屋堅次郎君
加藤 清二君 川口 大助君
金子 みつ君 川俣健二郎君
川崎 寛治君 河上 民雄君
川本 敏美君 木原 実君
木島喜兵衛君 久保 三郎君
北山 愛郎君

久保 等君	小林 進君	草川 昭三君	藤田 恒夫君
兒玉 末男君	後藤 茂君	斎藤 実君	坂口 力君
上坂 昇君	佐藤 綱樹君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
佐藤 敬治君	佐野 憲治君	武田 一夫君	谷口 是巨君
佐野 進君	齊藤 正男君	玉城 栄一君	島居 一雄君
沢田 広君	淡沢 利久君	西中 清君	林 孝矩君
嶋崎 譲君	島本 虎三君	平石 磨太郎君	伏屋 修治君
新村 勝雄君	清水 勇君	二見 伸明君	松本 忠助君
鈴木 強君	新盛 辰雄君	宮井 泰良君	宮地 正介君
田畑 政一郎君	田口 一男君	山田 太郎君	吉浦 忠治君
高沢 寅男君	多賀谷 眞穂君	和田 一郎君	渡部 一郎君
武部 文君	竹内 猛君	安藤 巖君	荒木 宏君
榎野 泰二君	土井 たか子君	浦井 洋君	工藤 晃君
中村 茂君	中西 續介君	瀬崎 博義君	瀬長 亀次郎君
西宮 弘君	橋崎 弥之助君	田中美智子君	津川 武一君
野坂 浩賢君	野口 幸一君	寺前 巖君	東中 光雄君
馬場 猪太郎君	芳賀 貢君	松本 善明君	三谷 秀治君
長谷川 正三君	馬場 昇君	安田 純治君	山原 健二郎君
日野 市朗君	原 茂君		
広瀬 秀吉君	平林 剛君		
古川 喜一君	福岡 義登君		
松沢 俊昭君	細谷 治嘉君		
水田 稔君	美濃 政市君		
村山 喜一君	武藤 山治君		
森井 忠良君	村山 富市君		
矢山 有作君	八百板 正君		
山口 鶴男君	安井 吉典君		
山田 芳治君	山田 耻目君		
山本 政弘君	山花 貞夫君		
横山 利秋君	湯山 勇君		
米田 東吾君	吉原 米治君		
渡辺 三郎君	渡部 行雄君		
有馬 重武君	渡辺 芳男君		
石田 幸四郎君	池田 克也君		
小川 新一郎君	市川 雄一君		
大橋 敏雄君	大久保 直彦君		
沖本 泰幸君	近江 巳記夫君		
	鍛冶 清君		

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。木野晴夫君。

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 私は、自由民主党を代表しまして、ただいま議題となりました藤田総理府総務長官・沖繩開発庁長官の不信任案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

今回の沖繩開発庁長官に対する不信任案は、きわめて唐突に出されたものであります。その内容を見てまいりますと、全く的外れでございます。一言に申しまして、いわれなきものと言えらるうのであります。かかる不信任案を軽々に提出することは、議会制民主主義の制度を理解しないものであります。また、その意義と責任を自覚しないものであります。全く不当であります。(拍手)

藤田長官は、沖繩開発庁長官として就任以来、沖繩の民生の向上、経済の安定のために、誠心誠意努力しておられることは多くの方々の認めるところでございます。

でございませう。

そもそも、沖繩県における境界不明地の地籍明確化の問題は、昭和四十七年復帰以後、状況調査を実施するとともに、土地所有者の合意に基づいていわゆる集団和解方式、この方式を進めてまいりました。

この問題は、皆さんも御承知のとおり、きわめて困難な問題であります。沖繩開発庁、県当局は関係者の協力を得まして、精力的にその解決に当たっておるところであります。

われわれ自由民主党は、審議の過程を通じていろいろ提案をいたしました。また、民社党、新自由クラブからも諸提案がなされておりますが、いずれもこの地籍明確化をすることによって民生の安定に資したいと思つたからでございませう。野党三党ですら、いわゆる三党案が出されております。これもわれわれと同じ方向を向いておると思つてございませう。

ただ、違つところは、われわれ自由民主党は、現状に基づきまして、そうして現在結果としておりますところのこの集団和解方式、これをさらに一層進めて、着実に促進していきたいと考えております。これに對しまして、野党三党案といひますものは、基地の内も外も沖繩開発庁長官行方不明、行政決定を行つべしということでありませう。したがって、実情にそぐわないことは申すまでもありませんし、行政決定にはなお幾多の解決すべき問題を含んでおりますことは、皆さん方も十分御承知であります。これをもししなければ賛成しない、審議をしないといふことは、まことに私は形式的また短絡的であると申さねばなりません。いふんや、これに基づいて不信任案を乱発するといふことは、私は良識ある判断とは思ふては申せないと申す。

藤田長官は、内閣委員会の審議過程におきまして、従来から進めておりました地籍明確化路線を一層促進しよう、このように決意しまして、そうして新立法をすることを決意したのであります。

地籍明確化をいねがう沖繩県民のためにも、私はまことにこれを高く評価すべきである、こう思うのでございませう。

すなわち、第一番に、おおむね五六年をめどに明確化を計画的に進めることにしたわけでありませう。所要の予算もつけることに法をもつて定めただけであります。第二は、集団和解方式を進めるとともに、審議会の意見を聞いて行政勧告に踏み切つたのであります。第三は、返還地の土地利用を図り、そのために住民の土地買い取り資金の融資あつせん措置を講ずる、このように法をもつて決めたのであります。さらにまた、公共施設に供されておる土地につきまして、その補償に万全を期したのであります。

これらのことは、沖繩県の各方面からの強い要請のものでございまして、私は、懸案の解決に大きな一歩を踏み出したと言へると思つております。

この法案は、議員修正の形で出されておりますが、その陰にありまして、藤田長官は、防衛庁長官と十分に連絡をとり、関係関係とも連携の上、総理の決断を求めることに積極的活躍をしておることは、私の承知いたしておるところでございませう。この議員修正につきまして、政府の意見を取りまとめるために、部下の職員を指示いたしました。徹夜を重ねることもたびたびあったのでございませう。また、解決を見たときには夜も明け初めるといふこともあったと聞いておるのであります。

このようにして、県民待望の明確化法案の審議に当たりまして、審議に参加せず、のみならず不信任案を乱発いたしましたその成立を妨害することとは、まことに残念であります。反省すべきはまさに提案者みずからであると私は思つております。(拍手)

提案者は、先ほど、何もいふ、こう言つておりますが、藤田長官の努力は、皆さん方高く評価しておるところであります。

物を知る、知ってからの判断でございます。物を知らずに判断することは、これは短見であると思うのでございます。具体的例を申し上げますと、私は、藤田長官はこの法律案作成にこれだけの努力をしたというのを申しました。一番大事な法案に全然触れずに提案者が説明し、また質問されておることは、私は、もっとこの法案を勉強していただきたい、このように思うのでございます。

(拍手)

私は、ここに、本院の機能と権威と良識、この立場に立ちまして、この根拠薄弱な、唐突にして的外れな不信任案に対し、提案者の猛省を促し、断固反対して、討論を終わるものであります。

(拍手)

○議長(保利茂君) 小川国彦君。

「小川国彦君登壇」

○小川国彦君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されました総理府総務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君に対する不信任決議案の賛成討論を行うものであります。(拍手)

沖繩開発庁長官藤田正明君は、九日深夜、与党自民党と結託し、内閣委員長正示啓次郎君が職権によって一方的に開会したところの内閣委員会において、沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法案を強行採決するという暴挙に出たのであります。

申し上げるまでもなく、同法案は、いわゆる基地確保新法案を全面修正するものであり、沖繩県民がこぞ要求している地籍の明確化に名をかりて、その実は、五月十四日に迫っている期限切れの公用地暫定使用法の五カ年延長を画策せんとするものであります。

私は、沖繩県民の平和経済振興並びに生活向上の要求に直接責任を有する沖繩開発庁長官が、かかる県民無視の暴挙に加担したことに深い憤りを覚えるものであります。かかる暴挙は、沖繩県民のみならず、全国民の厳しく糾弾するところであ

り、その責任は最後まで追及されるものであります。

そもそも、一九七二年の沖繩復帰以来、沖繩開発庁は一貫して、沖繩県民の要求に背を向けて、反動的な姿勢と政策に終始してきた事実を私はこの機会に改めて指摘しなければなりません。

沖繩の本土復帰と同時に、沖繩振興開発特別措置法、沖繩開発庁設置法、沖繩振興開発金融公庫法のいわゆる開港三法が発効しました。さらに、沖繩振興開発特別措置法に基づいて昭和四十七年から五十六年までの十カ年計画である沖繩振興開発計画が策定されたのであります。しかしながら、この計画の本質は、「臨海工業については、埋立てが容易で大型港湾の建設が可能な本島東海岸の自然条件を活用し、臨海地域の埋立造成をすすめるように、実は広大な米軍・自衛隊基地の存続強化を前提とし、その上に本土の独占企業の沖繩進出立地をねらった、沖繩県民不在の工業開発戦略を指向したものにすぎなかったものであります。

特に、埋め立て問題につきましては、私も、かつて東京湾埋め立ての実態をつぶさに調査をし、その結果を中央公論あるいは文芸春秋に発表し、あるいは「利権の海」「新利権の海」二冊の本にまとめた社会新報から出版をいたしました。

この内容は、東京湾埋め立てにおいて、自民党の元総理田中角榮や小佐野賢治などを初めとして、自民党の政治家と官僚と大企業が結託していか埋め立ての利権をむさぼってきたか、そしてまた、この埋め立て開発の陰において、東京湾の漁民が先祖伝来の漁場を売ったために、その大半が漁業という定職を失い、東京都や千葉県のごみ処理人夫となり、あるいは失業者となつて、なすことなしといった悲惨な状態に追い込まれた実態をえぐつたものであります。

この内容については、沖繩の漁民あるいは沖繩の地方議員から引き合いがあり、青いサンゴ礁の海、そして沖繩の自然と漁業を大企業と自民党の開発に奪われようとする沖繩県民から、共鳴と共感をもって迎えられました。

かくして、沖繩の臨海地域埋め立てを中心とする沖繩振興開発計画の実施半ばに差し加つたとき、沖繩県民の失業率は七割と本土の三倍を超え、農業は切り捨てられ、世紀の浪費と言われた沖繩海洋博覧会の遺産としてのホテルなど、第三次産業のみが過大設備を抱えて倒産、苦境にあえぐなどの現実が、沖繩開発庁の失敗と沖繩振興開発計画の行き詰まりを如実に示すものだと言わなければなりません。(拍手)

私は、このような藤田開発庁長官の沖繩軽視の姿勢が、地籍明確化をめぐる今日の政府・自民党の混乱した対応の中にもはつきりとあらわれている事実を指摘したいと存じます。

そもそも、沖繩県における地籍の確定は、何ものにも増して優先されるべき最重要の政治課題であることは、改めて申し上げるまでもないことであります。沖繩の不幸と悲惨の原点とも言うべき第二次世界大戦末期の沖繩決戦は、沖繩の国土を無残に破壊し尽くしたのであります。さらに、この廢墟に上陸した米軍は、沖繩全土にわたる銃剣とブルドーザーによる土地取り上げと基地建設を強行し、すべての土地を原形をとどめ得ないまでに破壊し去つたのであります。全島を焦土と化した沖繩戦により、土地の境界、所有権を記した公簿、公図は完全に焼失し、さらに米軍の軍用地強制収用により、沖繩の地籍問題は完全に放置されるに至つたのであります。

このように、本土に比類を見ない特殊要素を持った沖繩の地籍問題に際し、政府・自民党はいわゆる本土並みの無策に終結してきているのであります。私は、この機会に、地籍確定に関する根拠法が不在であることを理由に、何らの具体策を講ずることなく、無責任と混乱のままに、長年にわたつてこの問題を放置してきた自民党政府の責任を厳しく糾弾しなければなりません。(拍手)

かくして、復帰前の開放軍用地及び非軍用地について、沖繩開発庁が担当し、復帰後の開放軍用地及び提供軍用地については防衛施設庁が担当するという二本立て行政は、かかる県民不在の政策の具体的なあらわれであつたと指摘できるのであります。沖繩県民の追及に対して開発庁は、借りた土地を返すとき境界を明確にして返還するのは借りた者の当然の責任とげたを施設局に預け、一方、施設局は、われわれには地籍を明確化する職権はないと開発庁に責任を転嫁し、責任のなすり合いをするありさまであります。

今国会、内閣委員会に提出された沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案、すなわち基地確保新法案は、今日まで放置され、混乱の極に達した地籍の確定に名をかりて、実は米軍基地の永久使用、自衛隊基地の土地収用法による拡張を企図する悪質な策動を張りめぐらしたものであつた事実は、すでに明らかであります。(拍手)

ところが、沖繩県民の反対闘争の高まりや、わが党を初めとする野党各党の強い反対の中で、この基地確保新法案の立法化を断念するに至つた政府・自民党は、一転して、わが党が公明、共産両党と共同提案したところの地籍明確化法案に妥協するかの態度を見せながら、その実……(小川君、時間だ)と呼ぶ者あり)まだ議長が何も言っておりません。

○議長(保利茂君) 小川君、制限の時間でありますから、結論を急いでください。

○小川国彦君(続) 五月十四日に期限切れの迫つた公用地暫定使用法の五カ年延長を盛り込んだ地籍明確化特措法案を、さきの基地確保新法案に対する全面修正案として持ち出し、突如としてこれを九日深夜の内閣委員会において、一切の審議を抜きにして強行採決するという暴挙に及んだのであります。——あと一枚であります。

総理府総務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君は、沖繩県民に対する何らの配慮も見せぬままにこの暴挙に加担し、与党自民党並びに内閣委員

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案

八三六

長正示啓次郎君らと結託し、沖繩の米軍・自衛隊基地の永久使用のみを最優先する、安保強化政策の先兵の役割りを果たしておるものと断定せざるを得ないのであります。

○議長(保利茂君) 小川君、制限の時間でございますから、終わってください。

○小川国彦君(統) かくして、藤田沖繩開発庁長官は、沖繩の平和経済と生活上を圖ることを忘れ、沖繩基地の日米韓一体化戦略の拠点化のみを考ふる防衛庁の走利となり果てたと言わなければなりません。開発庁長官が沖繩の軍事拠点化のみを優先課題とするならば、もはや開発庁は不要であり、開発庁長官も無用のポストに転落したものであります。

私は、かかる無用の存在となり下がった、いや、無用どころか、沖繩県民にとってきわめて有害な存在と化した開発庁長官は、即刻辞任すべきであると考えるのであります。

○議長(保利茂君) 小川君、再三申し上げております。制限時間を超えております。

○小川国彦君(統) かつて、「沖繩を返せ」と叫んだ沖繩県民百四万の叫びは、いま、「沖繩を売るな」という県民の叫びとなって、長官への不信を爆発させているのであります。

私は、以上の立場から、沖繩開発庁長官藤田正明君に対する不信任決議案に全面的な賛意を表するものであります。(拍手)これはひとり私のみならず、わが日本社会党全議員の立場であり、この本議場におられる議員が全員一致し、特に自民党の諸君がこの討論に賛同されることを強く念願して、私の賛成討論を終了したいと思ひます。(拍手)

○議長(保利茂君) 藤田ひろ子君。

○藤田ひろ子君 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしました。ただいま議題となっておりま

一昨日、九日の内閣委員会は、軍用地の継続確保のための沖繩県の区域内の駐留軍用地に関する特別措置法の審議を強行するとともに、違憲、不当な公用地暫定使用法の延長を含む修正案を自民、民社、新自由クラブ三党で強行採決をするという暴挙を行ったのであります。

藤田長官は、沖繩開発庁長官として沖繩県民の利益を擁護し、生活の向上を進める振興開発を圖る重要な責任があるにもかかわらず、閣僚の一員として沖繩軍事基地の恒久化を進める沖繩県の区域内の駐留軍用地に関する特別措置法案を提案し、これが成立困難と見るや、希代の土地強奪法であります公用地暫定使用法の延長を含む修正案の強行にくみしたのであります。

そもそも、公用地暫定使用法は、当時の佐藤総理みずからが、「憲法を沖繩に適用するための異例の措置であり、本土並み祖国復帰を実現するためのやむを得ない措置である」、こういふふうに答弁せざるを得なかったものであります。

しかも、沖繩県民の財産権をじゅうりんするなどの、三重、四重に違憲の土地強奪法に対し、すべての野党の同意を得ることができず、ついに自民党単独で強行採決を行った希代の悪法なのであります。

今回、内閣委員会で強行採決をされた修正案は、地籍確定については対象を基地外にも広げるなどの手直しを行っているものの、これはあくまでも公用地暫定使用法の延長を図る付属物にすぎないものであります。

第二次世界大戦の戦火と引き続く米軍の全面占領のもとで境界不明地域が全県土の一割にも及んでいる沖繩では、地籍の明確化は沖繩県民の立場に立った振興開発を進める上で不可欠のものであります。

しかし、藤田長官は、この沖繩県民の切実な願ひである地籍明確化の要求には、何らの誠意も示そうとはしませんでした。

支配と引き続く基地使用の中で、米兵による婦女子に対する数限りない犯罪を初め、耐えがたい爆音被害などによる犠牲は言語に絶するものであります。

したがって、沖繩県民は、公用地暫定使用法の期限が切れる本年五月十五日をもって米軍の銃剣支配から解放され、憲法にはぐくまれた新生沖繩の第一歩が始まると、大きな希望を持って期待を

していたのであります。

それにもかかわらず、藤田長官、あなたのとった行動は、この沖繩県民の願ひをも踏みにじり、基地の重圧による犠牲を引き続き押しつけようとするものであり、沖繩県民を初め、平和と民主主義を願う国民が絶対に認めることのできないものであります。

さらに、藤田長官は、沖繩県の法律要綱を具体化した、わが党と社会、公明三党提案の地籍明確化法案にある地籍確定への行政介入は憲法違反であるなどと言っております。しかし、これは一九七二年、当時の總理府總務長官や経済企画庁長官が、「二義的に行政裁定を行う第三者機関が必要だ」として、特別立法の検討を明言した政府みずからの約束をなした崩壊的に行方不明とする沖繩県民に対する許しがたい敵対行為であります。

藤田長官、あなたは、最近起きた戦車道建設が安保条約に基づく地位協定の規定すら踏みにじり、沖繩県民の飲料水を供給する宜野座村内のダムを汚染しているという、まさに沖繩県民の命と健康にかかわる重大問題が発生しているにもかかわらず、目をふさぎつづけていたではありませんか。

このように傍若無人な米軍の横暴に對して、何の口出しもできないという全く屈辱的な対応で、これでどうして日本国政府の關係と責を押しつけるのか。しかも、あなたは、沖繩の広大な軍事基地の存在が沖繩県経済と県民の生活を壓迫し、どんなに障害になっているかは、だれよりも一番よく御存じのはずであります。

深刻な不況とインフレのもとで、沖繩では、昨年一年間の企業倒産は実に百五十二件、負債総額三百六十億圓に達しており、失業率も六・三％と全国平均の約三倍にも及んでいるのであります。

このような実態を一刻も早く打開をする沖繩振興開発をなおざりにして、沖繩軍用地の確保に狂奔するあなたの態度は、沖繩開発庁長官の職務を放棄するものであり、沖繩県民の身に真向から挑戦するものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

最後に、私は、違憲、不法な公用地暫定使用法の延長に断固反対をし、日本の平和と沖繩県民の生活と権利を守るために引き続き奮闘する決意を明らかにしますとともに、藤田正明沖繩開発庁長官に対する不信任決議案に全面的に賛成することここに表明をして、討論を終わります。(拍手)

討論終局の動議
○議長(保利茂君) 安倍晋太郎君外二十四名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。
○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。
〔事務総長報告〕
投票総数 三百九十二

可とする者(白票)

二百二十九

否とする者(青票)

百六十三

○議長(保利茂君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君
愛野興一郎君 青木 正久君
天野 光晴君 荒松清十郎君
有馬 元治君 井出一太郎君
井上 裕君 伊東 正義君
伊藤宗一郎君 池田 行彦君
石井 一君 石田 博英君
石橋 一弥君 石原慎太郎君
稲垣 実男君 稲葉 修君
稲村佐四郎君 今井 勇君
宇野 宗佑君 宇野 亨君
上村千一郎君 内田 常雄君
内海 英男君 江崎 真澄君
江藤 隆美君 小川 平二君
小此木彦三郎君 小沢 一郎君
小沢 辰男君 小沢 惠三君
越智 伊平君 越智 通雄君
大石 千八君 大塚 雄司君
大坪健一郎君 大西 正男君
大野 明君 大平 正芳君
大村 襄治君 奥田 敬和君
奥野 誠亮君 加藤 紘一君
加藤 六月君 加藤 道彦君
海部 俊樹君 鹿野 茂君
片岡 清一君 金子 一平君
金子 岩三君 金子 信君
亀岡 高夫君 鴨田 宗一君

唐沢俊二郎君 川田 正則君
瓦 力君 木野 晴夫君
木村武千代君 北川 石松君
久野 忠治君 久保田四次君
鯨岡 兵輔君 熊谷 義雄君
倉石 忠雄君 倉成 正君
藏内 修治君 栗原 祐幸君
小泉純一郎君 小坂徳三郎君
小島 静馬君 小宮山重四郎君
後藤田正晴君 河本 敏夫君
高村 坂彦君 國場 幸昌君
近藤 鉄雄君 左藤 恵君
佐々木義武君 佐藤 隆君
佐藤 守良君 佐野 嘉吉君
齊藤滋与史君 齋藤 邦吉君
櫻内 義雄君 笹山茂太郎君
志賀 節君 始関 伊平君
塩川正十郎君 塩谷 一夫君
篠田 弘作君 瀬谷 直藏君
正示啓次郎君 白濱 仁吉君
菅波 茂君 砂田 重民君
菅波 茂君 瀬戸山三男君
住 栄作君 園田 直君
関谷 勝嗣君 田澤 吉郎君
染谷 誠君 田中 龍夫君
田中伊三次君 田中 六助君
田村 元君 高島 修君
竹内 黎一君 竹中 修一君
谷 洋一君 谷川 寛三君
玉生 孝久君 玉沢徳一郎君
地崎宇三郎君 中馬 辰猪君
津島 雄二君 塚原 俊平君
辻 英雄君 坪川 信三君
戸井田三郎君 戸沢 政方君
渡海元三郎君 登坂重次郎君
友納 武人君 中尾 栄一君
中川 一郎君 中島源太郎君
中島 新君 中會根康弘君

中西 啓介君 中野 四郎君
中村喜四郎君 中村 弘海君
中村 直君 中村 靖君
中山 利生君 中山 正暉君
橋本 進君 二階堂 進君
丹羽 久章君 丹羽喬四郎君
西田 司君 西村 英一君
西銘 順治君 根岸龍太郎君
野田 卯一君 野田 毅君
野中 英二君 野呂 恭二君
羽田 孜君 羽田野忠文君
羽生田 進君 葉梨 信行君
萩原 幸雄君 橋口 隆君
橋本龍太郎君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 浜田 幸一君
濱野 清吾君 早川 崇君
林 大幹君 林 義郎君
原田 憲君 原田昇左右君
平泉 渉君 廣瀬 正雄君
福島 譲二君 福田 一君
福永 一臣君 福永 健司君
藤井 勝志君 藤尾 正行君
藤波 孝生君 藤本 幸雄君
船田 中君 古屋 亨君
堀田 吉藏君 堀内 光雄君
堀之内久男君 堀内 武君
前尾繁三郎君 本名 博之君
増田甲子七君 松澤 雄蔵君
松永 光君 松野 幸泰君
三原 朝雄君 三塚 博君
箕輪 登君 水平 豊彦君
湊 徹郎君 宮崎 茂一君
宮澤 喜一君 武藤 嘉文君
向山 一人君 村上 勇君
村上 茂利君 村田敬次郎君
村山 達雄君 毛利 松平君
森 清君 森 美秀君
森 喜朗君 森下 元晴君

否とする議員の氏名

安島 友義君 安宅 常彦君
阿部未喜男君 井上 泉君
井上一成君 井上 普方君
伊賀 定盛君 伊藤 茂君
池端 清一君 石野 久男君
稲葉 誠一君 岩垂寿喜男君
上田 卓三君 上原 康助君
枝村 要作君 小川 国彦君
小川 省吾君 小川 仁一君
大出 俊君 大島 弘君
大原 亨君 太田 一夫君
岡田 哲児君 岡田 利春君
加藤 清二君 角屋堅次郎君
金子 みつ君 川口 大助君
川崎 寛治君 川保健二郎君
川本 敏美君 河上 民雄君
木島喜兵衛君 木原 実君
北山 愛郎君 久保 三郎君
久保 等君 小林 進君
兒玉 末男君 後藤 茂君
上坂 昇君 佐藤 観樹君
佐藤 敬治君 佐野 憲治君
佐野 進君 齊藤 正男君
沢田 広君 沢沢 利久君
島田 家郎君 島本 虎三君
嶋崎 護君 清水 勇君
新村 勝雄君 新盛 辰雄君

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案

鈴木 強君	田口 一男君
田畑政一郎君	多賀谷眞稔君
高沢 寅男君	竹内 猛君
武部 文君	土井たか子君
榊野 泰二君	中西 續介君
中村 茂君	檜崎弥之助君
西宮 弘君	野口 幸一君
野坂 浩賢君	芳賀 貢君
馬場猪太郎君	馬場 昇君
長谷川正三君	原 茂君
日野 市朗君	平林 剛君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
古川 喜一君	細谷 治嘉君
松沢 俊昭君	美濃 政市君
水田 稔君	武藤 山治君
村山 喜一君	村山 富市君
森井 忠良君	八百板 正君
矢山 有作君	安井 吉典君
山口 鶴男君	山田 耻目君
山田 芳治君	山花 貞夫君
山本 政弘君	湯山 勇君
横山 利秋君	吉原 米治君
米田 東吾君	渡部 行雄君
渡辺 三郎君	渡辺 芳男君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	池田 克也君
石田幸四郎君	市川 雄一君
小川新一郎君	大久保直彦君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	長田 武士君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
北側 義一君	草川 昭三君
古寺 宏君	権藤 恒夫君
坂口 力君	鈴切 康雄君
瀬野栄次郎君	田中 昭二君
竹内 勝彦君	武田 一夫君
谷口 是巨君	玉城 栄一君

鳥居 一雄君 中川 嘉美君
西中 清君 長谷雄幸久君
林 孝矩君 春田 重昭君
平石磨作太郎君 広沢 直樹君
伏屋 修治君 松本 忠助君
宮井 泰良君 宮地 正介君
矢野 純也君 山田 太郎君
吉浦 忠治君 和田 一郎君
渡部 一郎君 安藤 巖君
荒木 宏君 浦井 洋君
工藤 晃君 柴田 睦夫君
瀬崎 博義君 田中美智子君
津川 武一君 寺前 巖君
東中 光雄君 藤原ひろ子君
正森 成二君 松本 善明君
三谷 秀治君 安田 純治君
山原健二郎君

○議長(保利茂君) 本決議案につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。
本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。
開票。——開鎖。

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。
〔議場閉鎖〕
○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕
投票総数 三百九十五
可とする者(白票) 百六十七

否とする者(青票) 二百二十八
〔拍手〕
○議長(保利茂君) 右の結果、總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案は否決されました。(拍手)

沢田広君外八名提出總理府總務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案を可とする議員の氏名

安島 友義君	安宅 常彦君
阿部未喜男君	井上 泉君
井上一成君	井上 誓方君
伊賀 定盛君	伊藤 茂君
池端 清一君	稲葉 誠一君
岩垂寿喜男君	上田 卓三君
上原 康助君	枝村 要作君
小川 国彦君	小川 省吾君
小川 仁一君	小川 俊君
大島 弘君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 哲児君
岡田 利春君	加藤 清二君
角屋堅次郎君	金子 みつ君
川口 大助君	川崎 寛治君
川俣健二郎君	川本 敏美君
河上 民雄君	木島喜兵衛君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保 等君
小林 進君	兒玉 末男君
後藤 茂君	上坂 昇君
佐藤 観樹君	佐藤 敬治君
佐野 憲治君	佐野 進君
斎藤 正男君	沢田 広君
波沢 利久君	島本 虎三君
島本 三三君	清水 勇君
清水 勇君	新盛 辰雄君
新盛 辰雄君	田口 一男君
田口 一男君	多賀谷眞稔君

竹内 猛君	武部 文君
土井たか子君	榊野 泰二君
中西 續介君	中村 茂君
檜崎弥之助君	西宮 弘君
野口 幸一君	野坂 浩賢君
芳賀 貢君	馬場猪太郎君
馬場 昇君	長谷川正三君
原 茂君	日野 市朗君
平林 剛君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
細谷 治嘉君	松沢 俊昭君
美濃 政市君	水田 稔君
武藤 山治君	村山 喜一君
村山 富市君	森井 忠良君
八百板 正君	矢山 有作君
安井 吉典君	山口 鶴男君
山田 耻目君	山田 芳治君
山花 貞夫君	山本 政弘君
湯山 勇君	横山 利秋君
吉原 米治君	米田 東吾君
渡部 行雄君	渡辺 三郎君
渡辺 芳男君	新井 彬之君
有島 重武君	飯田 忠雄君
池田 克也君	石田幸四郎君
市川 雄一君	小川新一郎君
大久保直彦君	大野 潔君
大橋 敏雄君	近江巳記夫君
岡本 富夫君	沖本 泰幸君
長田 武士君	鍛冶 清君
貝沼 次郎君	北側 義一君
草川 昭三君	権藤 恒夫君
古寺 宏君	坂口 力君
斎藤 実君	瀬野栄次郎君
鈴切 康雄君	竹内 勝彦君
田中 昭二君	谷口 是巨君
武田 一夫君	鳥居 一雄君
玉城 栄一君	西中 清君
中川 嘉美君	

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 總理府總務長官・沖繩開港庁長官藤田正明君不信任決議案

沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

八三九

長谷雄幸久君	林 幸矩君	大坪健一郎君	大西 正男君	玉生 孝久君	三塚 博君	笑輪 登君
春田 重昭君	平石勝作太郎君	大野 明君	大平 正芳君	地崎宇三郎君	水平 豊彦君	湊 徹郎君
広沢 直樹君	伏木 和雄君	大村 襄治君	奥田 敬和君	津島 雄二君	宮崎 茂一君	宮澤 喜一君
伏屋 修治君	二見 伸明君	奥野 誠亮君	加藤 紘一君	辻 英雄君	武藤 嘉文君	向山 一人君
松本 忠助君	宮井 泰良君	加藤 六月君	鹿野 道彦君	戸沢 政方君	村上 勇君	村上 茂利君
宮地 正介君	矢野 純也君	海部 俊樹君	粕谷 茂君	登坂重次郎君	友納 武人君	村山 達雄君
飯仲 義彦君	山田 太郎君	片岡 清一君	金子 一平君	中尾 栄一君	中川 一郎君	森 清君
吉浦 忠治君	和田 一郎君	金子 岩三君	金丸 信君	中島源太郎君	中島 衛君	森 喜朗君
渡部 一郎君	安藤 巖君	亀岡 高夫君	鴨田 宗一君	中會根康弘君	中西 啓介君	森田 欽二君
荒木 宏君	浦井 洋君	唐沢俊二郎君	川田 正則君	中野 四郎君	中村 喜四郎君	保岡 興治君
工藤 晃君	柴田 睦夫君	瓦 力君	木野 晴夫君	中村 弘海君	中村 直君	山崎 武三郎君
瀬崎 博義君	田中美智子君	木村武千代君	北川 石松君	中村 靖君	中山 利生君	山下 元利君
津川 武一君	寺前 巖君	久野 忠治君	久保田円次君	中山 正暉君	橋本 進君	山下 徳夫君
東中 光雄君	藤原ひろ子君	鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	二階堂 進君	丹羽 久章君	山中 貞則君
正森 成二君	松本 善明君	倉石 忠雄君	倉成 正君	丹羽喬四郎君	西田 司君	与謝野 肇君
三谷 秀治君	安田 純治君	蔵内 修治君	栗原 祐幸君	西村 英一君	西銘 順治君	渡部 恒三君
山原健二郎君		小泉純一郎君	小坂徳三郎君	根本龍太郎君	野田 卯一君	渡辺 紘三君
否とする議員の氏名		小島 静馬君	小宮山重四郎君	野田 毅君	野中 英二君	渡辺美智雄君
安倍晋太郎君	足立 篤郎君	後藤田正晴君	河本 敏夫君	野呂 恭一君	羽田 孜君	
阿部 文男君	相沢 英之君	高村 坂彦君	國場 幸昌君	羽田野忠文君	羽生田 進君	
逢沢 英雄君	愛知 和男君	近藤 鉄雄君	左藤 恵君	葉梨 信行君	萩原 幸雄君	
愛野興一郎君	青木 正久君	佐々木義武君	佐藤 隆君	橋口 隆君	橋本龍太郎君	
天野 光晴君	荒船清十郎君	佐藤 守良君	佐野 嘉吉君	長谷川四郎君	長谷川 峻君	
有馬 元治君	井出一太郎君	齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君	長谷川 四郎君	濱野 清吉君	
井上 裕君	伊東 正義君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	早川 崇君	林 大幹君	
伊藤宗一郎君	池田 行彦君	志賀 節君	始関 伊平君	早川 崇君	原田 憲君	
石井 一君	石田 博英君	塩川正十郎君	塩谷 一夫君	林 義郎君	平泉 渉君	
石橋 一弥君	石原慎太郎君	篠田 弘作君	塩谷 直藏君	原田昇左右君	福島 譲二君	
稲垣 実男君	稲葉 修君	正示啓次郎君	白濱 仁吉君	廣瀬 正雄君	福島 一臣君	
稲村佐四郎君	今井 勇君	菅波 茂君	砂田 重民君	福田 一君	藤井 勝志君	
宇野 宗佑君	宇野 亨君	住 榮作君	瀬戸山三男君	福永 健司君	藤波 孝生君	
上村千一郎君	内田 常雄君	関谷 勝嗣君	園田 直君	藤本 孝雄君	船田 中君	
内海 英男君	江崎 真澄君	染谷 誠君	田澤 吉郎君	藤本 孝雄君	細田 吉蔵君	
江藤 隆美君	小川 平二君	田中伊三次君	田中 龍夫君	古屋 亨君	堀之内久男君	
小比木彦三郎君	小沢 一郎君	田中 正巳君	田中 六助君	堀内 光雄君	前尾繁三郎君	
小沢 辰男君	小沢 恵三君	田村 元君	高鳥 修君	本名 武君	増田甲子七君	
越智 伊平君	越智 通雄君	竹内 黎一君	竹中 修一君	増岡 博之君	松永 光君	
大石 千八君	大塚 雄司君	谷 洋一君	谷川 寛三君	松澤 雄蔵君	三原 朝雄君	
				松野 幸泰君		

日程第二 沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出)
 ○議長(保利茂君) 日程第二、沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を議題といたします。
 委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○正示啓次郎君 たいだいま議題となりました沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案につきましまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
 本案は、沖繩県内の駐留軍用地等の区域内にお

いて、大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとともに、現に駐留軍または自衛隊の部隊の用に供されている沖繩県の区域内の土地で、本年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について、特例を定めようとするものであります。

本案は、安井吉典君外二名提出の沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案とともに、三月十五日本会議において、趣旨の説明及び質疑が行われ、同日両法案とも本委員会に付託せられたものであります。

本委員会におきましては、四月十九日政府並びに安井吉典君より、それぞれ提案理由の説明を聴取し、委員会における両法案の審査に資するため、翌二十日から三日間の日程で沖繩県に委員派遣を行い、沖繩県知事、同県議会議長を初め、沖繩県市長会、同町村会の代表者並びに関係地主会代表者等からそれぞれ陳情を聴取し、また、現地関係行政機関から土地問題等について説明を聴取したほか、位置境界不明地域等の現地視察を行い、その実情を調査してまいりました。

その後、法案の取り扱い等につきまして理事会等において検討を重ねてまいりましたが、五月九日両法案を一括して質疑を行い、これを終了いたしましたところ、本案に対し、木野晴夫君外二名から、自由民主党、民社党及び新自由クラブの各派共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案は、原案の全部を修正するものでありまして、題名を「沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」に改め、その要旨は、沖繩県の区域内において位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関係所有者等の社会的、経済的生活に著しい支障を及ぼしている現状にかんがみ、駐留軍用地等の区域の内外を問わず、昭和五十二年度からおおむね五年を目途として、土地の位置境

界の明確化のため法制上、財政上許されるあらゆる措置を緊急かつ計画的に実施して、沖繩県住民の生活の安定と向上に資することであり、また、現に駐留軍または自衛隊の部隊の用に供されている沖繩県の区域内の土地の本年五月十五日以後の使用につきましては、この際やむを得ざる措置として、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律を改正し、同法に定める暫定使用期間をさらに五年間延長することによって措置しようとするものであります。

本修正案につきまして、趣旨説明を聴取した後、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取したところ、三原防衛庁長官より、政府としてはやむを得ない旨の意見が述べられ、討論もなく、採決の結果、修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。上原康助君。

(上原康助君登壇)

○上原康助君 私は、ただいま議題となりました沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に断固反対する立場から、日本社会党を代表して討論を行います。(拍手)

まず私は、一昨日政府・自民党が内閣委員会において、沖繩県民にとってきわめて重要な意味を持つておる本法案を、わが党の強い要求と県民の意思をまたもや踏みにじって、審議らしい審議を全くせず、強行採決した暴挙に対して、怒りを込めて抗議するものであります。政府・自民党のたび重なるこのような暴挙は、断じて承服することとはできないのであります。

私が本法案に反対する第一の理由は、日本軍国主義が引き起こした戦争行為と、長きにわたる米軍支配によって、沖繩の地形をことごとく変質させ、混乱している地籍の明確化と、基地の永久固定化をたたくる憲法違反の公用地等暫定使用法の

延長と絡ませ、自衛隊基地を含む軍事基地を継続使用していこうとしているからであります。

本来明らかに区別されねばならない基地の継続使用の問題と地籍確定の問題を混同してきたところに、この法案をめぐって与野党の対立を激化せしめた大きな要因があったことを政府・自民党は深く反省をし、認識すべきであります。

いまさら指摘するまでもなく、沖繩における公用地等の暫定使用法は、六年前のいわゆる沖繩国会において、憲法違反の悪法として、わが党を初めとする国民の厳しい糾弾と強い反対を押しのけて、政府・自民党が数の暴力で強行採決した切つきの悪法であります。

そのことは、すでに明らかにされておりますように、契約を拒否して権利と財産を守るいわゆる反戦地主の皆さんが違憲訴訟をもつて闘っていることを見ても明らかであります。

また、政府みずからがこの公用地法の延長は絶対にやらないと約束しておきながら、みずから果たすべき役割りを果たさないでいて、今年五月十四日の期限切れが迫った段階で、がむしゃらに、きわめて不十分な内容でしかない地籍法案と抱き合せて強行してきたことは、断じて認めるわけにはまいらないのであります。

反対する第二の理由は、この法案の内容が依然として沖繩に対する差別と犠牲を強いようとしているからであります。

政府は、復帰後の沖繩の基地の態様については、しばしば「核抜き、本土並み」ということを言明してきたにもかかわらず、沖繩基地の実態は、質量ともに再編強化され、本土並みどころか、変質強化された日米安保体制のなめめとして、アジア最大の核基地として、県民犠牲の上に君臨しているではありませんか。

アジア人民殺戮の侵略基地として、特にポストベトナム後は、朝鮮半島をにらんで、米軍の自由な発進行動の展開を保障するための基地の継続使用を固定化していこうとしているのが本法案の

真のねらいであります。

復帰前、米軍の不法、不当な占領支配下で、米軍がブルドーザーと銃剣をもつて情け容赦なく強奪した県民の土地、財産を、復帰後五年間も沖繩だけに適用してきた差別立法である公用地等暫定使用法で強制使用してきたが、さらに五年間延長することは、まさに沖繩に対する新たな差別でなく何であります。

反対する第三の理由は、本法案は、当初政府が考へていた基地確保新法案を修正して地籍明確化部分を取り入れたとはいえ、社会、共産、公明、三党共同提案の沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案の内容、沖繩県が策定した地籍明確化のための要綱案の主要部門を取り入れていないことでもあります。

すなわち、沖繩の地籍問題は、戦後処理の一環として政府の責任においてなされねばならないにもかかわらず、その責任の明確化を依然としてあいまいにしていること、政府の責任において地籍の明確化作業を具体的に進めていくための一切の費用はもろろのこと、沖繩の地籍問題が抱えている複雑な権利の調整、地籍の明確化に伴うつづれ地や残地などへの完全な補償措置を不明にしていること、集団和解方式で地籍確定が不可能の場合の行政措置のあり方が抽象的になっていること、沖繩位置境界不明土地審査調整会議を設置しようとしていないことなど、修正案はきわめて不十分な内容でしかなく、返還軍用地の跡利用問題を含め、県民の切実な要求である地籍明確化のための実施法とはいえないからであります。

要するに、政府自民党がとらうとしている措置は、五月十四日以降も沖繩の軍事基地を継続使用していくための手段として、地籍確定問題で譲歩せざるを得なくなつて本法案を修正したのであって、沖繩の地籍問題を政府の責任において抜本的に解決していこうとする誠意ある姿勢を示していないのであります。あめとむちを織りまぜ、毒入

りまんじゅうで国民を愚弄しようとする態度は断じて承服できないのであります。(拍手)

第四に指摘しておかねばならないことは、本法案が、沖縄の基地問題、県民生活と密接なかわり合いを持つて重要なものであるにもかかわらず、野党第一党であるわが党の質問を、強行採決を前提とした形式的な審議によって行わせず、百万県民を含む国民の前に本法案の秘めたる反動性を明らかにさせなかつたことでもあります。

第五に、復帰して満五年になろうというのに平和憲法を無視し、安保体制至上主義の軍事優先政策を沖縄に押しつけ、基地被害と失業の増大によって県民生活を破壊し、戦後処理の最大の課題とも言ふべき地籍問題さえ解決できなかった政府の責任は、きわめて重大と言わなければなりません。基地強化にのみ狂奔して、地籍問題をないがしろにしてきた政府・自民党の怠慢こそ、厳しく追及されなければならないのであります。

以上、反対する主な理由を指摘してまいりましたが、一体沖縄県以外に、日本のどこに、米軍の実弾射撃演習によって、県民の生活道路がしばしば封鎖されたり、新しい戦車道の建設によって美しい自然を次々と破壊され、県民の飲料水であるダムの汚染まで引き起こし、その他教育環境の破壊、殺人的爆音等によって基地周辺地域住民の生活が痛めつけられている府県があるでありません。軍事基地の存在こそまさに諸悪の根源であり、憲法否定の安保体制こそ直さなければならぬ重要な課題であることを銘記すべきであります。(拍手)

本法案は、地籍明確化に名をかりた、沖縄を永久に安保条約の太い鎖で縛りつけておこうとするもので、絶対に認めるわけにはまいらないのであります。速やかに撤回し、社会党、共産党、公明党、三党共同提案の地籍明確化法案を成立せしめることこそが、沖縄県民の切実な要求にこたえるものであることを重ねて強く指摘して、私の反対

討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 塚原俊平君。

〔塚原俊平君登壇〕

○塚原俊平君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案につきまして、委員長報告どおり修正することについて賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

御承知のとおり、政府原案は、沖縄県の駐留軍用地等の土地の位置境界が現地に即して確認できない状況にあり、また、沖縄県民の位置境界明確化促進の強い要望もあるため、これらの明確化促進に必要な措置を講ずるとともに、本年五月十五日以後の沖縄の駐留軍及び自衛隊の部隊の用に供されている未契約土地の使用の特例を定めようとしたものであります。

しかしながら、沖縄県の現状は、太平洋戦争による破壊等によって、土地の形質変更あるいは公簿、公図が滅失するなど、位置境界が明確でない土地が広範に存在しております。この位置境界を明確化することについての沖縄県民の強い願望は、われわれといたしましても無視できないところでありました。

内閣委員会におきましては、三日間にわたる沖縄県の現地調査を実施した上、各党及び各方面の意見を可能な限り取り入れ、それを盛り込んだ修正案を採択するに至つたものであります。(拍手)

すなわち、修正案は、位置境界明確化措置の対象を駐留軍用地等に限定し、必要と認められる沖縄県全範囲に拡大し、位置境界不明地域内の土地について、おおむね五年間を目途として位置境界を明確化するための計画制度を取り入れ、関係所有者の協議が円滑に進行しない場合に備えて、沖縄開発庁長官または防衛施設庁長官の勧告の規定を設け、駐留軍などから返還された土地の利用促進のための措置、土地の交換または買いかえのあっせん、いわゆるつぶれ地対策としての財政措置などについて定めるなど、政府原案を大幅に改

善した内容を持つものであります。これらは大多数の沖縄県民の心からの期待に十分こたえているものと確信するものであります。(拍手)

また、修正案は、現に駐留軍または自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の用地の本年五月十五日以後の使用につきましては、この際、やむを得ざる措置として、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律を改正し、暫定使用期間をさらに五年間延長することとしておりますが、これはわが国の安全保障を全うするため、駐留軍などの基地使用を確保するには絶対に欠くことのできない措置であり、基地の法律上の使用権原を確立しておくことは、一日も空白を許されないものであります。(拍手)

先ほど申しましたとおり、位置境界明確化のための措置につきましては、各党及び各方面の意見を聞いた上、可能な限りその要望の内容を法制化したものであり、また、わが国の防衛上及び日米安全保障条約履行上、必要な施設の使用権を保全することは当然の措置であると考えます。(拍手)

私は、沖縄県における土地の位置境界の明確化を速やかに、かつ計画的に進めることにより、沖縄県の住民の生活の安定に資するとともに、わが国の平和と安全を守るため必要な措置を定めようとする本案に全面的に賛成するものであります。(拍手)

最後に、この修正案の取りまとめに尽力をされた正示委員長初め各党関係委員の御努力に対し、深く敬意を表する次第でございます。

満堂の諸君、以上をもって本案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 玉城栄一君。

〔玉城栄一君登壇〕

○玉城栄一君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

その前に、私も沖縄県民の一人として、ただい

ま傍聴席に、速く沖縄から来ておられる要請団の代表の方々の長い闘いの御苦労に對しまして、心から敬意を表しますとともに、最後まで御奮闘あらんことを念願をいたしますとともに、特に政府・自民党の皆さん方に申し上げたいことは、その切実な実情というものを強く認識をしていただきたいのであります。(拍手)

政府・自民党は、沖縄国会において、わが党を初め、沖縄県民の強い反対を押し切り、沖縄公用地暫定使用法を強行採決いたしました。

沖縄の軍用地は、米軍占領下において、米軍の戦車やブルドーザーあるいは銃剣のもとに、県民から容赦なく取り上げたものであります。いわば米軍に強制収用された沖縄県民の土地並びに財産を、政府は再び公用地暫定使用法によって強制収用したのであります。この現行法が、専門家の指摘をまづまでもなく、重大な多くの憲法違反の疑いが指摘できるものであり、すでに沖縄においてはこの法律に基づく土地収用は憲法違反であるという訴えが提起されていることからも明らかでありであります。

しかも、政府は、沖縄国会におけるこの法案の審議過程において、この五年という暫定期間をさらに延長することはあり得ないことを再三明らかにしてまいりました。当然、この五年間において、政府は真剣に沖縄の地籍混乱を明確にすべき責務があつたはずであります。

しかるに、政府は、みずからの怠慢を沖縄県民に転嫁する形で、理不尽にも、地籍明確化を装いながら、現行の公用地暫定使用法をさらに五年間延長しようというのであります。かかる連帯性の強い沖縄公用地暫定使用法を再び五年間延長し、沖縄県民に重ねて犠牲と差別を強要し、戦争につながる軍事基地を固定化しようとするあり方に対し、私は激しい憤りを覚えるとともに、断じて許すことができないのであります。(拍手)

政府・自民党は、沖縄返還に当たって、県民に對し、核抜き本土並みを約束いたしました。しか

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

八四二

るに、復帰五年を経過しようとする今日、沖縄の基地の実態は、本土並みどころか、全国基地の五三％が沖縄一県に集中し、その機能はむしろ強化されているではありませんか。この五年間、沖縄において返還された米軍基地はわずかに五・六％、本土の約一五％に比較してその三分の一にすぎないのであります。

まさに、政府の約束した本土並み基地は、現実の沖縄の実態を見ると、大きな欺瞞であつたことが明らかであります。

なぜ沖縄県において地籍を明確化しなければならぬのか。すでに御承知のとおり、沖縄県は、去る第二次大戦による破壊または占領軍たる米軍の行為によって土地の形質が一変し、また、公簿、公図が滅失したことによって土地の位置境界が不明となつた地域が広範かつ大規模に存在してゐるのであります。

このような地域内の土地については、売買も円滑にできず、相続による分筆もできず、また、借金の担保とすることも困難であるなど、土地の取引及び利用について重大な支障が生じてゐるのは御案内のとおりであります。

そこで、このような土地の位置境界の明確化を図ることは、沖縄県民の切実な願いであり、沖縄県民の生活の安定と向上のための緊急な課題であります。

したがって、その抜本的な解決のために公明、社会、共産三党共同提案による地籍明確化法案を提出をいたしました。

しかるに、政府は、公用地暫定使用法の期限切れである五月十四日を目前にして、基地の永久使用、恒久化を目指すいわゆる基地確保新法案を提出してまいりました。当然、沖縄県民の強い反対に遭ひ、政府提案の基地確保新法案をあきらめざるを得ない状態に追い込まれ、全面修正を余儀なくされるに至つたことは周知のとおりであります。

以下、政府原案に対する修正案の問題点を指摘

しながら、反対の理由を申し述べるものであります。

第一の理由は、われわれ三党の共同提案による地籍明確化法案に対し、若干その趣旨を盛り込んだ内容にはなつてゐるものの、地籍問題の抜本的な解決を図るためには、三党共同提案による地籍明確化法案以外にはないことを強く申し上げるものであります。

その一つは、この法律の目的において「沖縄県の住民の生活の安定と向上に資する」とあるが、地籍明確化による土地所有者の権利の回復、土地の高度利用を図る必要性については何ら具体性がないことを、まず指摘しておかなくてはなりません。

二つには、境界確定の方法については、長年の経験と実態に即応して、協議による話し合いを尊重しながらも、協議が不成功に終わった場合には、民主的な手段を講じながら最終的には行政による解決もやむを得ないという三党共同案の手法導入以外に実効性は確保できないにもかかわらず、修正案によれば、拘束力のない勧告による事態收拾を図るような内容になつてゐることは、沖縄の実態に即応しないのみならず、地籍明確化の真の解決にはなり得ないのであります。

三つ目には、本来、地籍の問題は、沖縄開発庁が所管する問題であるにもかかわらず、基地のみを特別扱いとし、防衛施設庁が所轄をするということは、地籍の明確化といつても、基地を重点とした姿勢に何ら変わりがないところに大きな問題点があります。

四つ目には、地籍の明確化を促進するためには、補償、権利の調整が必要であるにもかかわらず、民間における土地においては、土地または建物の買い取りのための資金の融通、土地の交換等のあつては、補償及び権利の調整には何ら具体的な方途を示していないことは、ふくそうした沖縄の地籍明確化の最終的な解決にはなり得ないことを指摘するものであります。

以上が、ただいまの修正案に反対する理由であります。

わが党は、この問題の沖縄県民に与える影響のきわめて重大性にかんがみ、内閣委員会において慎重審議を強く要求をし、総理の出席はもとより、連合審査会の開催、現地沖縄よりの参考人、公聴会等の開催を最後まで強く要求をいたしました。

しかるに、政府・自民党は、わが党の慎重審議の要求を拒否し、変則審議のまま、まさに問答無用の採決の強行を図つたことは、議会制民主主義の正しいあり方の上からきわめて残念なことであり、その責任は挙げて政府並びに自民党にあることを強く指摘するとともに、あくまでも沖縄県民の望んだ本土復帰は、あの思わしい戦争による後遺症を払拭し、諸悪の根源と言われる軍事基地の重圧から解放され、日本国憲法のもとに、国民としての基本的権利を回復し、平和な、そして明るい沖縄を建設していきたい、これが百万県民の悲願でありました。ところが、政府・自民党はこの沖縄の悲願を踏みにじり、いままたこのような許しがたい法案を強行せんとしていることに對し、厳重に強く抗議をし、私の反対討論を終わるのであります。(拍手)

○議長(保利茂君) 議長亀次郎君。
〔議長亀次郎君登壇〕
○議長亀次郎君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、沖縄基地確保・土地強奪継続法案に對し、満身の怒りを込めてこれを糾弾し、反対討論を行うものであります。(拍手)

今回、自民、民社、新自由クラブ三党が、九日夜内閣委員会において、日本共産党などの徹底審議要求を無視して強行採決した位置境界明確化特別措置法案なるものは、沖縄県民の強い要求になつてゐる地籍問題の解決に一見こたえるかのような体裁をとつてゐるが、実際には、沖縄の米軍と自衛隊の基地のための不法な土地取り上げを法の名で保障してきた現行の公用地暫定使用法をさらに

五カ年延長することをねらつた許すべからざる反動立法であります。(拍手)

そもそも、沖縄の基地は、一九五〇年代初めの朝鮮戦争前後から一九六〇年代の初めにかけて、沖縄基地をアメリカのアジア戦略のなめ石として構築するために、武装して土地取り上げに動した米軍は、沖縄県民を追い立てて家を焼き払い、ブルドーザーで田や畑を一気にひきつぶり、大切な祖先の墓まで掘り起こし、無残にも白骨を踏み碎いて、今日見るようなアジア最大の侵略基地をつくり上げたのであります。

こうして沖縄県民から奪い取つた土地を、一九七二年の沖縄施政権返還の時点で引き続きそのまま米軍や自衛隊の基地として使用できるようにしたのが、現行の公用地暫定使用法であります。それは、防衛施設庁が一片の公示を行い、強奪した後で通知さえすれば、土地所有者が拒否しても、いやおうなしに米軍占領当時そのままに米軍や自衛隊の基地に使用することができるといふ、驚くべき仕組みになつてゐるのであります。

米軍への基地提供を義務づけた日米安保条約や地位協定に基づく特別措置法でさえ、通知して取り上げる、また、地籍が明確になつていなければ土地の取り上げはできないようになっております。

ところが、今回、三党の共謀によって延長がたくらまれてゐる土地強奪法は、土地所有者の一切の権利を無視、じゅうりんして、沖縄県民の土地を奪い去るものとなつてゐるのであります。

明らかに、現行の公用地暫定使用法は、憲法に保障された国民の財産権をじゅうりんした希代の悪法であり、だからこそ政府・自民党は、制定時には、五年間の時限立法にして、再び延長しないと言明せざるを得なかつたのであります。(拍手)
このような沖縄県民の権利を踏みにじる、本土には類を見ない悪法を福田内閣と自民党がなぜしやにむに延長しようとするくらんだのでありますしやうか。

それは、五月十四日で期限切れとなる現行の公用地暫定使用法にかわって沖縄県民の土地取り上げを恒久化しようとする憲法違反の基地確保新法案が、沖縄県民などの強い反対で成立する見込みがなくなったためであります。

また同時に、政府・自民党が、民社党や新自由クラブの協力を得ながら、あくまでも沖縄県民の土地を引き続き軍用地として強制使用を行おうとするのは、まさに、沖縄基地を、ベトナム以後、朝鮮半島に照準を当てたアメリカの新しいアジア戦略に即応して、一大前線基地として強化し、この沖縄基地を中軸に米日韓軍事一体化路線を維持するためであります。これこそ、日本とアジアの平和と安全を脅かし、国民をその意に反してアメリカの侵略的なアジア戦略に一層深く巻き込む危険な反動の道と言わなければなりません。(拍手)

次に、私は、自民党など三党の位置境界明確化特別措置法案なるものについて指摘したいと思えます。

それは、決して、沖縄県民の立場に立つて第二次大戦の戦火と引き続く米軍占領による地籍の混乱を真に解決しようとするものではありません。これは、沖縄県民の要望にこたえるかのようなポーズをとって政府案の修正を行いました。いずれも欺瞞的なものであります。この修正案には、沖縄県民の強い要求となつてゐる基地以外の土地も対象とするなど、一定の手直しは盛り込まれていますが、肝心の地籍確定の事業実施上の国の責任が不明確であり、土地境界の明確化に際して、協議及び確認が得られない場合の措置が講じられていないなど、県民の要求を反映したものと決して言えないのであります。

沖縄県民が要求してゐる地籍確定の道は、共産、社会、公明三党の地籍確定法に盛り込まれてゐる方法以外にありません。

日本共産党・革新共同は、現行公用地暫定使用法の五カ年延長に断固反対し、同法の廃止と基地の全面返還、三党共同提案の地籍明確化法の成立

を図るとともに、国の責任で返還軍用地の復元補償を完全に行ふこと、さらに、地籍確定と復元補償が完全に実現されるまでは政府が地代相当額の管理費を軍用地主に支払うべきことを強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百四十

可とする者(白票) 二百六十四

〔拍手〕

否とする者(青票) 百七十六

〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	阿部 文男君	小宮山重四郎君	後藤田正晴君
相沢 英之君	逢沢 英雄君	河本 敏夫君	高村 坂彦君
愛知 和男君	愛野興一郎君	國場 幸昌君	近藤 鉄雄君
青木 正久君	天野 光晴君	左藤 恵君	佐々木義武君
荒松清十郎君	有馬 元治君	佐藤 隆君	佐藤 守良君
井出一太郎君	井上 裕君	佐野 嘉吉君	齊藤滋与史君
伊東 正義君	伊藤 宗一郎君	齋藤 邦吉君	坂田 道太君
池田 行彦君	石井 一君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
石橋 一弥君	石原慎太郎君	志賀 節君	始岡 伊平君
稲垣 実男君	稲葉 修君	堀川正十郎君	塩谷 一夫君
稻村佐四郎君	稲村 利幸君	篠田 弘作君	島村 宜伸君
今井 勇君	宇野 宗佑君	正示啓次郎君	白濱 仁吉君
宇野 亨君	上村 一郎君	菅波 茂君	砂田 重民君
内田 常雄君	内海 英男君	住 榮作君	瀬戸山三男君
江崎 真澄君	江藤 隆美君	関谷 勝嗣君	園田 直君
小川 平二君	小比木三郎君	染谷 誠君	田澤 吉郎君
小沢 一郎君	小沢 辰男君	田中伊三次君	田中 龍夫君
小沢 恵三君	越智 伊平君	田中 正巳君	田中 六助君
越智 通雄君	大石 千八君	田村 元君	高鳥 修君
大塚 雄司君	大坪健一郎君	竹内 黎一君	竹中 修一君
大西 正男君	大野 明君	谷 洋一君	谷川 寛三君
奥田 敬和君	大村 襄治君	玉生 孝久君	玉沢徳一郎君
加藤 紘一君	奥野 誠亮君	地崎宇三郎君	中馬 辰猪君
加藤 六月君	加藤常太郎君	津島 雄二君	塚原 俊平君
海部 俊樹君	鹿野 道彦君	辻 英雄君	戸井田三郎君
片岡 清一君	金子 一平君	戸沢 政方君	渡海元三郎君
金子 岩三君	金丸 信君	登坂重次郎君	友納 武人君
亀岡 高夫君	鴨田 宗一君	中川 一郎君	中島源太郎君
唐沢俊二郎君	川崎 秀二君	中西 啓介君	中野 四郎君
木野 晴夫君	瓦 力君	中村喜四郎君	中村 弘海君
北川 石松君	木村武千代君	中村 直君	中村 靖君
久保田四次君	久野 忠治君	中山 利生君	橋本 進君
旅谷 義雄君	鯨岡 兵輔君	二階堂 進君	丹羽 章章君
倉成 正君	倉石 忠雄君	丹羽翁四郎君	西田 司君
栗原 祐幸君	蔵内 修治君	西村 英一君	西銘 順治君
小坂徳三郎君	小泉純一郎君	根本龍太郎君	野田 卯一君
	小島 静馬君	野田 毅君	野中 英二君

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

野呂 恭一君	羽田 進君
羽田野忠文君	羽田 幸雄君
葉梨 信行君	橋本龍太郎君
橋口 隆君	長谷川 峻君
長谷川四郎君	濱野 清君
浜田 幸一君	林 大幹君
早川 崇君	原田 憲君
林 義郎君	平泉 渉君
原田昇左右君	福島 謙二君
廣瀬 正雄君	福田 一君
福田 篤泰君	福永 健司君
福永 一臣君	藤尾 正行君
藤井 勝志君	藤本 幸雄君
藤波 孝生君	古屋 亨君
船田 中君	堀内 光雄君
細田 吉藏君	堀之内久男君
堀之内久男君	本名 武君
前尾繁三郎君	増岡 博之君
増岡 博之君	松澤 雄蔵君
増田甲子七君	松野 幸泰君
松永 光君	三池 信君
松野 頼三君	三塚 博君
三原 朝雄君	水戸 豊彦君
箕輪 登君	宮崎 茂一君
湊 敬郎君	武藤 嘉文君
宮澤 喜一君	村上 勇君
向山 一人君	村上 敬次郎君
村上 茂利君	毛利 松平君
村山 達雄君	森 美秀君
森 清君	森 元晴君
森 喜朗君	森山 欽司君
森田 欽二君	山崎武三郎君
山崎 拓君	山下 元利君
山崎平八郎君	山下 久就君
山下 徳夫君	山田 宏君
山中 貞則君	湯川 宏君
与謝野 馨君	綿貫 民輔君
渡部 恒三君	渡辺 栄一君
渡部 紘三君	渡辺 秀央君

否とする議員の氏名

渡辺美智雄君	受田 新吉君
大内 啓伍君	春日 一幸君
河村 勝君	神田 厚君
小平 忠君	小宮 武喜君
佐々木良作君	高橋 高望君
竹本 孫一君	玉置 一徳君
中野 寛成君	中村 正雄君
永末 英一君	西田 八郎君
西村 章三君	宮田 早苗君
山本悌二郎君	吉田 之久君
米沢 隆君	和田 耕作君
渡辺 武三君	甘利 正君
大原 一三君	加地 和君
川合 武君	菊池福治郎君
工藤 晃君	小林 正巳君
中馬 弘毅君	中川 秀直君
永原 稔君	西岡 武夫君
依田 実君	鳩山 邦夫君
安島 友義君	安宅 常彦君
阿部 昭君	阿部未喜男君
井上 泉君	井上 一成君
井上 替方君	伊賀 定盛君
伊藤 茂君	池端 清一君
石野 久男君	稲葉 誠一君
岩垂喜男君	上田 卓三君
上原 康助君	枝村 要作君
小川 国彦君	小川 省吾君
小川 仁一君	大出 俊君
大島 弘君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 哲児君
岡田 利春君	加藤 清二君
角屋堅次郎君	金子 みつ君
川口 大助君	川崎 寛治君
川俣健二郎君	川本 敏美君
河上 民雄君	木島喜兵衛君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保 等君

小林 進君	兒玉 末男君
後藤 茂君	上坂 昇君
佐藤 頼樹君	佐藤 敬治君
佐野 憲治君	佐野 進君
齊藤 正男君	沢田 広君
渡沢 利久君	島田 琢郎君
島本 虎三君	嶋崎 譲君
清水 勇君	新村 勝雄君
新盛 辰雄君	鈴木 強君
田口 一男君	田畑政一郎君
多賀谷真稔君	高沢 寅男君
竹内 猛君	武部 文君
梶兼次郎君	土井たか子君
中村 茂君	中西 續介君
西宮 弘君	梶崎弥之助君
野坂 浩賢君	野口 幸一君
馬場猪太郎君	芳賀 賢君
長谷川正三君	馬場 昇君
日野 市朗君	原 茂君
広瀬 秀吉君	平林 剛君
古川 喜一君	福岡 義登君
松沢 俊昭君	細谷 治嘉君
美濃 政市君	三宅 正一君
武藤 山治君	水田 稔君
村山 富市君	村山 喜一君
入百板 正君	森井 忠良君
安井 吉典君	矢山 有作君
山田 睦目君	山口 鶴男君
山花 貞夫君	山田 芳治君
湯山 勇君	山本 政弘君
横山 利秋君	横路 孝弘君
米田 東吾君	吉原 米治君
渡辺 三郎君	渡部 行雄君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	池田 克也君
石田幸四郎君	市川 雄一君
小川新一郎君	大久保直彦君

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。
午前八時四十七分散会

大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	長田 武士君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
北側 義一君	草川 昭三君
草野 威君	古寺 宏君
権藤 恒夫君	斎藤 実君
坂井 弘一君	坂口 力君
鈴切 康雄君	瀬野栄次郎君
田中 昭二君	竹内 勝彦君
武田 一夫君	谷口 是巨君
玉城 栄一君	鳥居 一雄君
中川 嘉美君	西中 清君
長谷雄幸久君	林 孝矩君
春田 重昭君	平石磨作太郎君
広沢 直樹君	伏木 和雄君
伏屋 修治君	二見 仲明君
古川 雅司君	松本 忠助君
宮井 泰良君	宮地 正介君
矢野 紘也君	藪仲 義彦君
和田 太郎君	吉浦 忠治君
和田 一郎君	渡部 一郎君
安藤 敏君	荒木 宏君
浦井 洋君	工藤 晃君
柴田 睦夫君	瀬崎 博義君
瀬長亀次郎君	田中美智子君
津川 武一君	寺前 敏君
東中 光雄君	不敏 哲三君
藤原ひろ子君	正森 成二君
松本 善明君	三谷 秀治君
安田 純治君	山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 藤田 正明君
國務大臣 三原 朝雄君

○明説を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 三塚 博君(理事三塚博君昨日委員

員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

三塚 博君

村上 茂利君

村上 茂利君

三塚 博君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

大西 正男君

佐藤 隆君

(議案提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出)

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案(木原実君外五名提出)

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案(山原健二郎君外八名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案

木原実君外五名

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

山原健二郎君外八名

(案約送付)

一、昨日、参議院に送付した案約は次のとおりである。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

山陽エバーアルミ株式会社社長の労使紛争に関する質問主意書(枝村要作君提出)

(審判通知書受領)

一、昨日、内閣から、衆議院議員荒木宏君提出国鉄阪和線の輸送力改善等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十二年六月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

右の議案を提出する。

昭和五十二年五月十日

提出者

山原健二郎

平林 剛

田邊 誠

山口 鶴男

齊藤 正男

松本 善明 東中 光雄

寺前 巖

賛成者 安宅 常彦外百二十八名

防衛庁長官三原朝雄君不信任決議案

本院は、防衛庁長官三原朝雄君を信任せず。右決議する。

理由

防衛庁長官三原朝雄君は、自民党と結託し、一方的に内閣委員長職権によつて開会を強行した同委員会において、いまだ審議を終了していない「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案」に対する修正案を強行採決に持ち込ませた。

かかる暴挙は、広大な米軍・自衛隊基地の存続・強化に反対し、その撤去を強く要求している沖縄県民の声を一方的にじゅうりんするものである。これは「ニクソン・ドクトリン」に沿つて、「日・米・韓」の軍事戦略一体化の企図にたつものである。広大な米軍・自衛隊基地の存続・強化を、これを朝鮮半島への侵略の前進・攻撃拠点化しようとするのが、この内閣委員会の職権開会と強行採決によつて「公用地法」の五ヶ年延長をはかる暴挙の本質的なねらいである。防衛庁長官三原朝雄君の責任は、極めて重大であり、厳しく糾弾されなければならない。

百万沖縄県民の要求を踏みにじり、基地撤去の声を抑圧して恥じない今回の暴挙は断じて許されない。沖縄の米軍・自衛隊基地の永久使用のみを考へ、百万県民の要求を一顧だにしない防衛庁長官の姿勢はまことに反国民的である。従つて、閣僚としてその任に値しない者と断ぜざるをえない。これが、本決議案を提出する理由である。

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君不信任決議案

右の議案を提出する。

昭和五十二年五月十一日

提出者

沢田 広

平林 剛

田邊 誠

山口 鶴男

齊藤 正男

松本 善明

寺前 巖

賛成者 安局 友義外百二十八名

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君不信任決議案

本院は、総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君を信任せず。右決議する。

理由

総理府総務長官・沖縄開発庁長官藤田正明君は、自民党と結託し、一方的に内閣委員長職権によつて開会を強行した同委員会において、いまだ審議を終了していない「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案」に対する修正案を強行採決に持ち込ませた。

かかる暴挙は、沖縄における地籍の確定とともに、広大な米軍・自衛隊基地の撤去を求めている沖縄県民の要求を一方的にじゅうりんするものである。米軍・自衛隊基地の永久使用を企図し、そのための「公用地法」の五ヶ年延長を画策しながら、それを修正案によつてカモフラージュするがごとき行為は、沖縄開発庁長官としてあるまじき行為であり、その責任は極めて重大で、厳しく糾弾されなければならない。

そもそも、沖縄開発庁長官は、沖縄戦ならびに米国民政府の軍政によつて長期にわたつて破壊され、困難な立場にたたされた沖縄県民の側から沖

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

沖縄経済の発展のために尽力すべき責務にある。それが、基地の永久使用によつて沖縄経済の発展を長期にわたつて阻害するがごとき今回の暴挙に加担したことは、まことに重大な事態である。従つて、閣僚としてその任に値しない者と断ぜざるをえない。

これが、本決議案を提出する理由である。

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十二年二月四日 内閣総理大臣 福田 赳夫

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置(第三条 第十五条)

第三章 土地の使用の特例(第十六条 第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとともに、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「駐留軍用地等」とは、

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四十六年法律第百三十二号。以下「公用地暫定使用法」という。)の施行の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土地が存する市町村の区域内の町又は字(大字を除く。)の区域(以下「字等の区域」という。)内の土地で、これらの土地以外のもの(政令で定めるものを除く。)をいう。

2 この法律において「駐留軍」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置

(地図の作成)

第三条 那覇防衛施設局長は、駐留軍用地等の区域、駐留軍用地等に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町又は字の区域並びに駐留軍用地等に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、井戸その他の駐留軍用地等について字等の区域内の各筆の土地(その位置境界が、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査により、又は現地における調査の結果を記載した書面等、その内容について当該字等の区域内の土地の所有者の全員が同意したもの(以下「現地調査書」という。)により明らかとなつていない土地(以下「位置境界不明確地」という。)を除く。)の位置境界を明らかにするために参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図を速やかに作成するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図の作成に当たつては、土地の調査その他の方法により、各

筆の土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めるものとする。

3 那覇防衛施設局長は、第一項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖縄県知事と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、それぞれ協議しなければならない。

(地図等の閲覧)

第四条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。

(地図等の交付の申請)

第五条 駐留軍用地等に係る字等の区域(政令で定めるところによりこれを区分したときは、その区分した区域)ごとに、当該区域内の各筆の土地(位置境界不明確地を除く。)の所有者(以下「関係所有者」という。)の過半数の合意により関係所有者のうちからその代表者として定められた者は、那覇防衛施設局長に対し、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る第三条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面の交付を申請することができる。

(地図等の交付)

第六条 那覇防衛施設局長は、前条の規定による申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、その申請があつた旨その他政令で定める事項を公告するとともに、前条の代表者に対しその申請に係る地図並びに写真及び書面を交付しなければならない。

(関係所有者による各筆の土地の位置境界の確認等)

第七条 関係所有者は、前条の規定により地図並びに写真及び書面が交付されたときは、速やかに、全員の協議により、第五条の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するように努めなければならない。

八四六

2 関係所有者は、前項の規定による確認前に、全員の協議により定めるところにより、第五条の区域内の土地に関して所有権以外の権利を有する者(以下「関係権利者」という。)の意見を求めなければならない。

3 那覇防衛施設局長は、第一項の協議が円滑に行われるために必要な援助を行うものとする。

第八条 関係所有者は、前条第一項の協議により第五条の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界(隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下この条において同じ。)が図上において確認されたときは、総理府令で定めるところにより、全員で、那覇防衛施設局長に対し、その旨及び協議の内容を通知するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る土地及びこれに隣接する土地で第五条の区域内にあるものの所有者に対し、その通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認するため立ち会ふべき場所及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、その通知に従い、その場所に立ち会つて、第一項の通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認しなければならない。この場合には、那覇防衛施設局長は、その所属の職員を立ち会わせなければならない。

4 那覇防衛施設局長は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会つた者に署名押印させなければならない。

(那覇防衛施設局長の参考意見)

第九条 関係所有者は、第七条第一項又は前条第三項の規定により土地の位置境界を確認しよう

とする場合において、必要があると認めるときは、書面をもつて那覇防衛施設局長に対し、当該土地の位置境界について意見を求めることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による要求があつたときは、その要求に係る土地の位置境界について意見を述べることができる。

3 那覇防衛施設局長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会の意見を聴かなければならない。

(地籍調査に準ずる調査)

第十条 那覇防衛施設局長は、第八条第四項の書面により第五条の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかとなつたときは、速やかに、当該土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しなければならない。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、国土調査法第二条第一項第三号の地籍調査に係る地図及び簿冊の例による。

3 国土調査法第七条及び第二十五条第一項の規定は、第一項の規定による調査及び測量について、同法第十七条の規定は同項の規定により作成された地図及び簿冊について準用する。

(地図及び簿冊の認証の申請)

第十一条 那覇防衛施設局長は、前条第三項において準用する国土調査法第十七条第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に前条第三項において準用する同法第二条第二項の規定による申出があつたとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めたとき、若しくは前条第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九条第五項の国土調査の結果としての認証を申請しなければならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第十二条 那覇防衛施設局長は、国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図及び簿冊の写しを沖縄県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(他人の土地への立入り)

第十三条 那覇防衛施設局長は、第三条第一項の地図の作成並びに第十条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第十四条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定による立入りに伴う他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、那覇防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、那覇防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(国の責務)

第十五条 政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 土地の使用の特例

(土地の使用の特例)

第十六条 公用地暫定使用法第二条第一項第一号に掲げる土地で、引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供しているものを昭和五十二年五月十五日以後引き続きそれぞれ駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適正かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができる。ただし、この法律の施行の際国土調査法第二条第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査又は現地調査書により次の各号に掲げる事項が明らかとなつていないときは、当該各号に定める土地については、この限りでない。

一 駐留軍の用に供している土地については、各筆の土地の位置境界(隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。次号において同じ。)当該各筆の土地二 自衛隊の部隊の用に供している土地については、一体としてその用に供する土地の区域内のすべての筆の土地の位置境界 当該区域内の土地

2 国は、この章の規定により使用することができる土地については、この章の規定による使用の開始後であつても、当該土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるように努めなければならない。

(認定の申請)

第十七条 那覇防衛施設局長は、この章の規定により土地を使用しようとするときは、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある土地の区域(前条第一項各号に定める土地の区域を除く。)で使用しようとする土地に係るものその他総理府令で定める事項を記載した使用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書には、第十九条の規定により提出された意見書を添付しなければならない。

(使用の公告)

第十八条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の認定を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、同項の使用認定申請書に記載しようとする土地の区域を公告するとともに、その区域を表示した図面を公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(意見の申出)

第十九条 前条の規定による公告に係る区域内の土地を駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供することについて利害関係を有する者は、その公告のあつた日から三十日以内に、那覇防衛施設局長に対し、意見書を提出することができる。

(使用の認定)

第二十条 内閣総理大臣は、第十七条第一項の規定による申請に係る区域内の土地の使用が第十六条第一項に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該区域内にある土地の使用の認定をしなければならない。

(防衛施設中央審議会の諮問)

第二十一条 内閣総理大臣は、前条の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

(関係行政機関の意見聴取)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を求めることができる。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

八四八

2 関係行政機関の長は、第二十條の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。

(使用の認定に関する処分及び告示)

第二十三條 内閣総理大臣は、第二十條の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知するとともに、その認定に係る区域及びその区域内の土地の用途並びにその区域を表示した図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る区域及び用途を、この章の規定により使用しようとする土地の所有者及び関係権利者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第二十條の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知しなければならない。

(土地の使用)

第二十四條 昭和五十二年五月十五日前に前条第一項の規定による告示があつたときは、国は、その告示に係る区域内にある土地を、同日から当該土地について権原を取得するまでの間、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供するため使用することが出来る。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 第八條第四項の書面により、その土地に関して、第十六條第一項各号に掲げる事項が明らかとなつた場合において、その明らかとなつた日から三月内に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。)第四條の使用若しくは収用の認定の申請又は土地収用法第

十六條の事業の認定の申請がされなかつたとき。

二 駐留軍用地特措法又は土地収用法の規定により、その土地に関して、使用若しくは収用の認定若しくは事業の認定が拒否され、事業認定申請書が却下され(前号の期間内に却下された場合を除く)、収用若しくは使用の裁決の申請が却下され、又は使用若しくは収用の認定、事業の認定若しくは権利取得裁決が失効したとき。

2 前項第一号の期間内に同号に規定する申請をすることが著しく困難であると認められる事情がある場合において、内閣総理大臣が、その事情を考慮して別の期間を定め、同号の期間の満了前に、その別の期間を官報で告示したときは、その期間を同号の期間とみなす。

(損失の補償)

第二十五條 国は、前条第一項の規定により土地を使用することによつてその所有者及び関係権利者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る分をその年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償の額は、各年度に係る分について、その年度の開始する日(前条第一項の規定による使用を開始する日の属する年度にあつては、その使用を開始する日)における近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した価格によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について那覇防衛施設局長と前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者及び関係権利者とが協議して定めなければならない。ただし、協議することができないときは、この限りでない。

4 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定によ

り国が使用する土地の所有者又は関係権利者の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、那覇防衛施設局長又は前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者若しくは関係権利者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決を申請することが出来る。

(原状回復の義務)

第二十六條 国は、第二十四條第一項の規定により使用する土地を駐留軍若しくは自衛隊の部隊の用に供する必要があるとなつたとき、又は同項ただし書の規定により当該土地を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、その土地をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、その土地を原状(公用地暫定使用法第二條第一項の規定による使用の開始の時の原状をいう。以下この条において同じ。)に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前の行為についての経過措置)

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長又は駐留軍用地等の所有者がした行為で、第三條、第五條、第六條、第七條第一項若しくは第二項又は第八條第一項から第三項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律の施行前に第八條第一項の規定による通知に相当する通知があつたときは、第四條又は第六條の規定による公告は、することを要しない。

(この法律の施行の際位置境界が明らかな土地についての措置)

3 この法律の施行の際位置境界が明らかな土地で、現地調査書によりその位置境界が明らかとなつてゐるものについては、第十條から第十四條までの規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

(防衛庁設置法の一部改正)

4 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 自衛隊の部隊又は駐留軍の用に供する土地の使用等の認定等に関すること。

第四十五條第一号及び第二号中「関すること」の下に「(前条第二十四号に掲げる事務を除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の規定による各筆の土地の位置境界の明確化に関すること。

第五十五條中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会は、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法第九條第三項の規定による那覇防衛施設局長の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。

附則中第十五項を第十八項とし、第四項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の三項を加える。

4 防衛施設中央審議会は、昭和五十二年五月十四日までの間、沖縄県の区域内の駐留軍用

地等に関する特別措置法第二十一条の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

5 防衛施設庁長官は、沖縄県の区域内の土地の事情について学識経験を有する者三人を防衛施設中央審議会の委員として任命しなければならない。

6 前項の規定により任命される委員の任期は、昭和五十二年五月十四日までとする。

理由

沖縄県の区域内の駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとも、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄県の区域内の駐留軍用地等の区域内において、大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとも、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている土地で、昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置

1 那覇防衛施設局長は、駐留軍用地等の区域、市町村界、字界及び道路、墳墓等の物証を記載した地図を作成し、その旨を公告しなければならないこととする。

2 駐留軍用地等に係る字等の区域ごとに、

その区域内の各筆の土地(位置境界明確地を除く。)の所有者のうちから、その過半数の合意により定められた代表者は、那覇防衛施設局長に対し地図等の交付を申請することができることとし、那覇防衛施設局長は、申請があつた旨その他政令で定める事項を公告するとともに、代表者に対し地図等を交付しなければならないこととする。

3 関係所有者は、地図等が交付されたときは、全員の協議により、土地の位置境界を確認するように努めなければならないこととし、その土地の位置境界が図上において確認されたときは、全員で、那覇防衛施設局長に対し、その旨及び協議の内容を通知することとする。

4 那覇防衛施設局長は、関係所有者から図上確認の通知を受けたときは、その土地の位置境界を現地において確認するため、土地の所有者に対し、立ち会いすべき場所、期日等を通知しなければならないこととする。

5 那覇防衛施設局長は、土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、その土地の位置境界を表示した図面、地番、所有者等を記載した書面を作成し、立ち会つた者に署名押印させなければならないこととする。

6 那覇防衛施設局長は、土地所有者の確認により土地の位置境界が明らかとなつたときは、その土地について、国土調査法の地籍調査に準ずる調査、測量を行い、国土調査の成果としての認証を申請しなければならないこととする。

7 政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が、早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとする。

(二) 土地の使用の特例

1 沖縄の復帰時から引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている土地(復帰の日から一年以内にアメリカ合衆国から返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供されているものを含む。)で、位置境界が明確でないものを、昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適正かつ合理的であるときは、この法律により使用することができることとする。

2 国は、この法律の規定による使用の開始後であつても、その土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用するものとなるように努めなければならないこととする。

3 那覇防衛施設局長は、使用しようとする土地の区域等を記載した使用認定申請書に利害関係者の意見書を付して、これを内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならないこととする。

4 那覇防衛施設局長は、使用認定申請書に記載しようとする土地の区域を公告しななければならないこととし、利害関係者は公告のあつた日から三十日以内に、那覇防衛施設局長に対し、意見書を提出することができることとする。

5 内閣総理大臣は、防衛施設中央審議会の意見を聴き、その土地の使用が1の要件に該当すると認めるときは、土地の使用の認定をしなければならないこととする。

6 内閣総理大臣は、土地の使用の認定をしたときは、那覇防衛施設局長に通知するとともに、その認定に係る区域等を告示しなければならないこととする。

7 那覇防衛施設局長は、使用の認定の通知を受けたときは、その通知に係る区域等

を、使用しようとする土地の所有者等に通知しなければならないこととする。

8 昭和五十二年五月十五日以前に、内閣総理大臣による土地の使用の認定の告示があつたときは、国は、その告示に係る区域内にある土地を、同日からその土地について権原を取得する等一定の事由が生ずるまでの間、使用することができることとする。

9 国は、土地の使用により、所有者等が通常受ける損失を毎年度補償しなければならないこととする。

以上のほか、附則において、この法律の施行前の行為についての経過措置、この法律の施行の際位置境界が明らかでない土地についての措置等を定めている。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、沖縄県における駐留軍用地等の区域内の土地の位置境界明確化のための措置及び現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で、昭和五十二年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定めようとするものであるが、沖縄県の区域内において、位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、沖縄県の住民の生活の安定と向上に著しい支障を及ぼしている現状及び現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地の実情等にかんがみ、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約八十七億円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

を代表して、三原防衛庁長官から「事情やむを得ないもの」と考へる。旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和五十二年五月九日
内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置(第三条・第十五条)

第三章 土地の使用の特例(第十六条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、^{沖縄県}駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないこと
に存在し、関係所有者等の社会的経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、その位置境界の明確化のため、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供さ
れている沖縄県の区域内の土地で昭和五十一年五月十五日以後引き続きこれらの用に供すべきもの
とする。
の使用について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「位置境界不明地域」とは、太平洋戦争による破壊又はアメリカ合衆国の軍隊
の行為によつて、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、各筆の土地の位置境界が明らかでないこ
となつた土地が広範に存在する地域として、政令で定めるところにより、沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官が指定したものをい
ふ。

2 この法律において「実地調査」とは、位置境界不明地域内の土地のうち、駐留軍用地等以外の土地については沖縄開発庁長官を
いひ、駐留軍用地等については防衛施設庁長官をいふ。

3 この法律において「駐留軍用地等」とは、<sup>位置境界不明地域内の土地のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国
とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生</sup>位置境界不明地域内の土地のうち、<sup>沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四
十六年法律第百三十二号)以下「公用地暫定使用法」という。</sup>の施行の際沖縄県の区域内においてア
メリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す
る協定の規定に従ひ駐留軍の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土
地が存する市町村の区域内の町又は字(大字を除く。)の区域(以下「字等の区域」という。)内の土地
で、これらの土地以外のもの(政令で定めるものを除く。)をいう。

12 この法律において「駐留軍」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に

基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

第二章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置

(位置境界明確化のための計画等)

第三条 実施機関の長は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置に関する計画を定めなければならない。
2 前項の計画は、昭和五十二年度からおおむね五年の間に位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなることを目指し
た内容のものでなければならない。

3 政府は、第一項の計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

4 沖縄県及び関係市町村は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置について協力しなければならない。
(実施機関の長の協議)

第四条 沖縄開発庁長官及び防衛施設庁長官は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化の方法及び時期その他前条第一
項の計画の作成及び達成のために必要な事項について協議しなければならない。

(地図の作成)

第五条 実施機関の長は、位置境界不明地域
第三条 那覇防衛施設局長は、駐留軍用地等の区域、駐留軍用地等に係る市町村の境界及び当該市町
村の区域内の町又は字の区域並びに駐留軍用地等に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石
垣、井戸その他の駐留軍用地等について字等の区域内の各筆の土地(その位置境界が、国土調査法
(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査により、
又は現地における調査の結果を記載した書面等、その内容について当該字等の区域内の土地の所有
者の全員が同意したもの(以下「現地調査書」という。)により明らかとなつていない土地(以下「位置境
界不明地」という。を除く。)の位置境界を明らかにするために参考となる物が現に存在し、又は存
在した場所を記載した地図を速やかに作成するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図の作成に当たつては、<sup>関係人から土地について事情を聴取することとし、
土地の調査その他の方法により、各筆</sup>土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めるものとする。
なればならない。

3 那覇防衛施設局長は、第一項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖縄県
知事^{〇及び関係市町村長}と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、それぞれ協議しなければ
ならない。

4 地図の作成への協力
第六条 位置境界不明地域内の土地の所有者は、前条第一項の地図の作成について、資料の提供その他の方法により協力しなければなら
ない。

2 関係行政機関の長は、前条第一項の地図の作成について協力しなければならない。
(地図等の閲覧)

七 那覇防衛施設局長は、前条第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところ
により、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告
しなければならない。

七 那覇防衛施設局長は、前条第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところ
により、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告
しなければならない。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

八五二

(地図及び簿冊の認証の申請)

第十一條 那覇防衛施設局長は、前条第三項において準用する国土調査法第十七条第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に前条第三項において準用する同法同条第二項の規定による申出がないとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めるとき、若しくは前条第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九条第五項の国土調査の結果としての認証を申請しなればならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第十二條 那覇防衛施設局長は、国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しなればならない。

第十三條 那覇防衛施設局長は、前項の地図及び簿冊の写しを沖縄県知事及び関係市町村長に送付しなればならない。

(他人の土地への立入り)

第十四條 那覇防衛施設局長は、第三條第一項の地図の作成並びに前条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

第十五條 那覇防衛施設局長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、ざく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならぬ。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

第十六條 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第十七條 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第十八條 前項の規定による損失の補償については、那覇防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

第十九條 前項の規定による協議が成立しないときは、那覇防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(国の責務)

第二十條 政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとする。

(地図及び簿冊の認証の申請)
第十七條 実施機関の長は、第十四条第三項において準用する国土調査法第十七条第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊に

ついて同項の閲覧期間内に第十四条第三項において準用する同法同条第二項の規定による申出がないとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めるとき、若しくは第十四条第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九条第五項の国土調査の結果としての認証を申請しなればならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第二十一條 那覇防衛施設局長は、国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しなればならない。

(土地利用促進のための措置)

第二十二條 政府は、沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊から返還された位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、土地改良事業(昭和二十九年法律第九十九号)による土地改良事業若しくは土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業又はこれらの事業を実施しなればならない。この事業を実施しなればならない所有権者による土地利用が困難である土地があるときは、これらの事業の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(土地又は建物等の買取りのための資金の融通等)

第二十三條 政府は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、当該土地に所有権以外の者が建物その他の工作物を設置しているときは、当該土地の所有権者から当該土地の買取りの申出を受けた当該土地に建物その他の工作物を設置している者又は当該土地に建物その他の工作物を設置している者から当該建物その他の工作物の買取りの申出を受けた当該土地の所有者に対して、必要な資金の融通又はあつせんを努めなければならない。

(土地の交換等のあつせん)

第二十四條 政府は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、当該土地の所有権者が所有に係る土地とその他の所有に係る土地以外の土地との交換又は買換えを希望したときは、当該土地又は買換えのあつせんを努めなければならない。

(財政措置等)

第二十五條 国は、第三條第一項の規定により沖縄開発庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内における取得で定める公共施設の整備について、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、必要な財政措置を講ずるものとする。

第二十六條 国は、前項に規定する位置境界不明地域内における政令で定める公共施設の整備その他の法の規定により当該公共施設の管理を国が行うこととされているものについて、その促進を図るものとする。

(返還地の現状回復)

第二十七條 那覇防衛施設局長は、第三條第一項の規定により防衛施設庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内の土地(その所有者との合意により駐留軍又は自衛隊の用に供されていた土地に限る)が駐留軍又は自衛隊から返還された場合において、当該土地を現状に回復することが著しく困難であるとき、又は当該土地を現状に回復しないでもこれを有効かつ合理的に使用することができるものと認められるときは、その所有者の同意を得て、その土地を現状に回復しないで、その所有者に返還することができる。

(駐留軍等が使用している土地の買入れ)

第二十八條 国は、政令で定めるところにより、第三條第一項の規定により防衛施設庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内の土地で駐留軍又は自衛隊の用に供されているもの所有権者、当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

(事務の委任)

第二十九條 この法律の規定により沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は沖縄県知事に委任することができる。

第三章 土地の使用の特例

(土地の使用の特例)

第三十條 公用地暫定使用法第二条第一項第一号に掲げる土地で、引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供しているものを昭和五十二年五月十五日以後引き続きそれぞれ駐留軍又は自衛隊の部隊の

用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適正かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができる。ただし、この法律の施行の際国土調査法第二条第一項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査又は現地調査書により次の各号に掲げる事項が明らかとなつてゐるときは、当該各号に定める土地については、この限りでない。

一 駐留軍の用に供してゐる土地については、各筆の土地の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。次号において同じ。）当該各筆の土地
二 自衛隊の部隊の用に供してゐる土地については、一体としてその用に供する土地の区域内のすべての筆の土地の位置境界 当該区域内の土地

12 国は、この章の規定により使用することができる土地については、この章の規定による使用の開始後であつても、当該土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるように努めなければならない。

（認定の申請）

第十七条 那覇防衛施設局長は、この章の規定により土地を使用しようとするときは、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある土地の区域（前条第一項各号に定める土地の区域を除く。）で使用する土地に係るものその他総理府令で定める事項を記載した使用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じて内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

12 前項の使用認定申請書には、第十九条の規定により提出された意見書を添付しなければならない。

（使用の公告）

第十八条 那覇防衛施設局長は、前条第一項の認定を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、同項の使用認定申請書に記載しようとする土地の区域を公告するとともに、その区域を表示した図面を公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

（意見の申出）

第十九条 前条の規定による公告に係る区域内の土地を駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供することに對して利害關係を有する者は、その公告のあつた日から三十日以内に、那覇防衛施設局長に對し、意見書を提出することができる。

（使用の認定）

第二十条 内閣総理大臣は、第十七条第一項の規定による申請に係る区域内の土地の使用が第十六条第一項に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該区域内にある土地の使用の認定をしなければならない。

（防衛施設中央審議会への諮問）

第二十一条 内閣総理大臣は、前条の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

（關係行政機關の意見聴取）

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、關係行政機關の長の意見を求めることができる。

12 關係行政機關の長は、第二十条の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（使用の認定に関する処分の通知及び告示）

第二十三条 内閣総理大臣は、第二十条の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知するとともに、その認定に係る区域及びその区域内の土地の用途並びにその区域を表示した図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

12 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る区域及び用途を、この章の規定により使用しようとする土地の所有者及び關係権利者に通知しなければならない。

13 内閣総理大臣は、第二十条の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知しなければならない。

（土地の使用）

第二十四条 昭和五十二年五月十五日前に前条第一項の規定による告示があつたときは、国は、その告示に係る区域内にある土地を、同日から当該土地について権原を取得するまでの間、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供するため使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 第八条第四項の書面により、その土地に関して、第十六条第一項各号に掲げる事項が明らかとなつた場合において、その明らかとなつた日から三月内に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四十号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。）第四条の使用若しくは収用の認定の申請又は土地収用法第十六条の事業の認定の申請がされなかつたとき。

二 駐留軍用地特措法又は土地収用法の規定により、その土地に関して、使用若しくは収用の認定若しくは事業の認定が拒否され、事業認定申請書が却下され（前号の期間内に却下された場合を除く）、収用若しくは使用の裁決の申請が却下され、又は使用若しくは収用の認定、事業の認定若しくは権利取得裁決が失効したとき。

12 前項第一号の期間内に同号に規定する申請をすることが著しく困難であると認められる事情がある場合において、内閣総理大臣が、その事情を考慮して別の期間を定め、同号の期間の満了前に、その別の期間を官報で告示したときは、その期間を同号の期間とみなす。

（損失の補償）

第二十五条 国は、前条第一項の規定により土地を使用することによつてその所有者及び關係権利者

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案及び同報告書

八五四

が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る分をその年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償の額は、各年度に係る分について、その年度の開始する日(前条第一項の規定による使用を開始する日の属する年度にあつては、その使用を開始する日)における近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した価格によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について那覇防衛施設局長と前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者及び関係権利者とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 那覇防衛施設局長は、前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者又は関係権利者の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、那覇防衛施設局長又は前条第一項の規定により国が使用する土地の所有者若しくは関係権利者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(原状回復の義務)

第二十六条 国は、第二十四条第一項の規定により使用する土地を駐留軍若しくは自衛隊の部隊の用に供する必要がなくなつたとき、又は同項ただし書の規定により当該土地を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、その土地をその所有者に返還しなければならない。この場合において、政令で定めるところにより、その土地を原状(公用地暫定使用法第二条第一項の規定による使用の開始の時の原状をいう。以下この条において同じ。)に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前の行為についての経過措置)

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長又は駐留軍用地等の所有者がした行為で、^九第三条、^五第五条、^九第六条、^十第七条第一項若しくは第二項又は^{十二}第八条第一項から第三項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律の施行前に^{十二}第八条第一項の規定による通知に相当する通知があつたときは、^七第四条又は^九第六条の規定による公告は、することを要しない。

(この法律の施行の際位置境界が明らかでない土地についての措置)

3 この法律の施行の際^沖駐留軍用地等の区域内の土地で、現地調査書^〇によりその位置境界が明らかでないものについて、^〇四、^八第十〇条から^八第十四条までの規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

(防衛庁設置法の一部改正)

4 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 自衛隊の部隊又は駐留軍の用に供する土地の使用等の認定等に関すること。

第四十五条第一号及び第二号中「関すること」の下に「(前条第二十四号に掲げる事務を除く。)」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 沖縄県の区域内の^〇駐留軍用地等^〇に^〇等^〇に関する特別措置法(昭和五十二年法律第

第五十五条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇防衛施設局長に置かれる防衛施設地方審議会は、沖縄県の区域内の^〇駐留軍用地等^〇に関する特別措置法^{十三}第九条第三項の規定による^〇防衛施設局長^〇の諮問に応じ、意見を述べることができ

る。附則第十五項を第十八項とし、第四項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の三項を加える。

14 防衛施設中央審議会は、昭和五十二年五月十四日までの間、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法第二十一条の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができ

る。

15 防衛施設庁長官は、沖縄県の区域内の土地の事情について学識経験を有する者三人を防衛施設中央審議会の委員として任命しなければならない。

16 前項の規定により任命される委員の任期は、昭和五十二年五月十四日までとする。

(沖縄防衛庁設置法の一部改正)

5 沖縄防衛庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 沖縄県の区域内における位置境界不明な土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第

号)による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

第五條第二項中「同第五條第五号」の下に「及び第六号」を加え、「同第六号及び第七号」を「同第六号及び第八号」に改め、同第三項中「及び同第五号」を「同第五号」に改め、「限る。」の下に「及び同第六号に掲げる事務（沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第二十二條の規定に係るものに限る。）」を加える。

第九條第一項第一号中「及び第八号」を「第六号及び第九号」に改める。

第十二條を第十三條とし、第十一條の次に次の一條を加える。

（沖縄位置境界明確化審議会）

第十二條 総合事務局に、附屬機関として、沖縄位置境界明確化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第十三條第二項の規定による沖縄開発庁長官の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の組織、委員の任命その他の事項については、総理府令で定める。

（沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律の一部改正）

6 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和四十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項ただし書中「五年」を「十年」に改める。

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第二十五号

八五六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区赤坂表参町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)